

名古屋市政資料

2008年 5 月臨時会

2008年 6 月定例会

No.159 2008年8月1日

発行 日本共産党名古屋市会議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail dan@n-jcp.jp

ホームページ <http://www.n-jcp.jp/>

名古屋市 5 月臨時会 (2008年5月16日～5月20日)

◆ 5 月臨時会について	1
■ 主な議案への各会派の態度	1
■ 正副議長選挙の結果および委員会の所属、日本共産党名古屋市議団および他会派の役員	3

名古屋市 6 月定例会 (2008年6月19日～7月4日)

◆ 6 月定例会について	6
■ 議案質議	
◇ さとう典生議員 新南陽工場事件での弁護士費用を適正に払え	7
■ 議案外質問	
◇ くれまつ順子議員 高齢者の医療を切り捨てる後期高齢者医療制度は廃止を、 便乗値上げした国保料の引き下げを	10
◇ 梅原紀美子議員 生物多様性保全と大規模開発の見直し、名古屋市放課後 子どもプランと学童保育、助産所でも無料妊婦検診を	16
◇ 江上博之議員 地球環境を守る名古屋市のまちづくり・・・市街地における CO2 排出削減と郊外の農業振興で緑を守る緑被率向上を	22
■ 常任委員会の概要	27
■ 主な議案への各会派の態度	30
■ 反対討論	
◇ わしの恵子議員 宿泊青年の家を否定するような条例の改正は認めません	33
■ 請願・陳情について	
◇ 受付された新規請願	34
◇ 請願に対する各会派の態度	43
■ 意見書・決議	47

名港議会 6 月定例会 (2008年6月6日)

■ 一般質問	
◇ 山口きよあき議員 名古屋港イタリア村の破産問題、名古屋港における 公害対策、環境問題と生物多様性条約締約国会議	53

その他

■ 閉会中委員会の審査概要	63
■ 声明・申し入れ	67
◆ 資料	72

5 月臨時会について

- ◆ 5 月臨時会は、5 月 16 日から 20 日までの日程で行われ、議席の決定をはじめ、正副議長選挙、議員の所属委員会の選任などがおこなわれました。
- ◆ 常任委員会や特別委員会の委員長は、各会派の議席数に応じて配分され、日本共産党には常任委員会委員長 1、同副委員長 1、特別委員会委員長 1、同副委員長 1 となっています。議会選出の監査委員は、与党会派のみで配分しており、反対しました。
- ◆ 臨時会に先立ち、各会派内での役員人事が行われました。

● 日本共産党名古屋市議団

わしの恵子（団長）
江上博之（幹事長）
田口一登（政審委員長）
梅原紀美子（会計責任者）
山口清明（幹事）
さとう典生
かとう典子
くれまつ順子

● 他会派の主な役員

- ◆ 民主党 常任顧問・久野浩平 団長・佐橋典一 副団長（市長選対策本部長）・おくむら文洋 幹事長・吉田隆一 副幹事長・杉山ひとし 政審会長・うかい春美 政審事務局長・山本久樹 財務委員長・加藤一登 幹事・田中里佳 服部将也 岡本やすひろ おかどめ繁広 山田昌弘
- ◆ 自民党 常任顧問・堀場章 団長・渡辺義郎 副団長・岡本善博 幹事長・中田ちづこ 政調会長・中川貴元 財務委員長（幹事）・ふじた和秀 幹事・水平かずえ
- ◆ 公明党 顧問・加藤武夫 団長・林孝則 幹事長・三輪芳裕 副幹事長・小林祥子 政審会長・ばばのりこ 副政審会長・長谷川由美子 財務委員長・こんばのぶ お 副財務委員長・田辺雄一 幹事・福田誠治
- ◆ 名古屋市会自民党 市長選対策本部長・浅井日出雄 団長・斉藤実 副団長・岡地邦夫 幹事長・横井利明 副幹事長・丹羽ひろし 政調会長・坂野公壽 副政調会長・工藤彰三 財務委員長・伊神邦彦 P T 地方議会改革委員長・前田有一

◇ 議会の会派構成 (2007年5月15日現在)

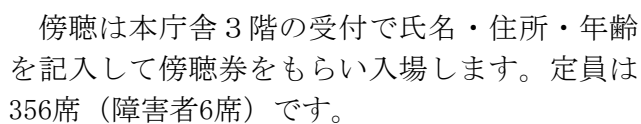
日本共産党名古屋市議員団（共産）	8
民主党名古屋市議員団（民主）	27
自由民主党名古屋市議員団（自民）	14
公明党名古屋市議員団（公明）	14
名古屋市会自民党（名自）	9
市民ネット（ネット）	1
社民党・ローカルパーティ（社民）	1
民主党クラブ（民ク）	1

- ◆ 議案については、診療報酬改定に伴う医療機関等の条例改正に関する専決処分などが提出されました。副市長などの人事案には反対しました。

主な議案に対する会派別態度（5 月臨時会）

議案名	各会派の態度								結果	備考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
専決処分（名古屋市総合リハビリセンター条例等の一部改正）	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	診療報酬の改定に伴い、リハセン、厚生院、市立病院、保健所、精神保健福祉センターの関連する規定を改定するため。
専決処分（名古屋市地域療育センター条例の一部改正）	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	診療報酬の改定に伴い、療育センターの関連する規定を改定するため。
専決処分（名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可）	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	診療報酬の改定に伴い、市大病院の関連する規定を改定するため。
専決処分（名古屋市税条例等の一部改正）	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	地方税法改正により、公益法人の法人市民税に関する規定を改めるなど。
同意案（監査委員の選任）	●	○	○	○	○	○	○	○	同意	議員選出の委員。共産党を排除した人選。林孝則（公明）岡本善博（自民）
同意案（監査委員の選任）	●	○	○	○	○	○	○	○	同意	識見を有する委員の4年任期で交代。吉井信雄（1947年生、瑞穂区。交通局長）
同意案（副市長の選任）	●	○	○	○	○	○	○	○	同意	3人の副市長のうち塚本氏が交代。住田代一（1951年生、中村区、総務局理事。）
議員派遣（COP9）	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	ボンで行われるCOP9に議長（うえぞの）が議会を代表して参加（5.27～6.1）

○＝賛成 ●＝反対 ー＝退席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ名古屋 ク：民主党クラブ



議会の人事について

5月臨時会では、正副議長選挙、常任委員会委員、特別委員会委員の選任、一部事務組合議会の議員選任などが行われました。

15日の正副議長選挙の結果は次の通りです。

◆議長選挙 うえぞのふさえ(民主) 67票
 わしの恵子(共産) 8票

◆副議長選挙 小島七郎(公明) 67票
 江上博之(共産) 8票



その他の委員については下記のとおりです。

種 別		議員名	種 別		議員名
議会運営委員会		△江上博之 山口清明	特別委員会	大都市・行財政制度特別委員会	梅原紀美子
常任委員会	総務環境委員会	山口清明		運輸対策特別委員会	○かとう典子 わしの恵子
	財政福祉委員会	○わしの恵子 くれまつ順子		環境生活問題対策特別委員会	◎山口清明 くれまつ順子
	教育子ども委員会	かとう典子		21世紀まちづくり特別委員会	さとう典生
	土木交通委員会	江上博之		公社対策特別委員会	江上博之
	経済水道委員会	◎さとう典生 梅原紀美子		安心・安全なまちづくり対策特別委員会	田口一登
	都市消防委員会	田口一登		組合議会	名古屋港管理組合議会
		愛知県競馬組合議会	かとう典子		
		名古屋競輪組合議会	梅原紀美子		
		愛知県後期高齢者広域連合組合議会	田口一登		

◎：委員長

○：副委員長

△：議運理事

◎：委員長 ○：副委員長
△：議運理事

その他の市の機関	市民共済協同組合	(さとう典生)	町名・町界特別委員会	山口清明 くれまつ順子
	都市計画審議会	江上博之		

議会運営委員会（（◎：委員長 ○：副委員長 △：理事））

名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
△江上 博之	共	中川	田中 里佳	民	天白	小林 祥子	公	名東
山口 清明	共	港	服部 将也	民	北	福田 誠治	公	南
◎吉田 隆一	民	北	山田 昌弘	民	西	○三輪 芳裕	公	天白
おかどめ 繁広	民	瑞穂	中田ちづこ	自	中	△横井 利明	名	南
岡本 やすひろ	民	緑	△ふじた 和秀	自	瑞穂	丹羽 ひろし	名	名東
杉山 ひとし	民	緑	水平 かずえ	自	昭和	会派 共：日本共産党 民：民主党 自：自 民党 公：公明党 名：名古屋市会自民党		

常任委員会 ◎委員長 ○副委員長

総務環境委員会 (13)			財政福祉委員会 (13)			教育子ども委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
山口 清明	共産	港	○わしの恵子	共産	西	かとう典子	共産	緑
田中 里佳	民主	天白	くれまつ順子	共産	守山	梅村 邦子	民主	千種
中島 理恵	民主	中川	岡本 やすひろ	民主	緑	○おかどめ繁広	民主	熱田
諸隈 修身	民主	天白	斎藤 まこと	民主	千種	久野 浩平	民主	中川
○山本 久樹	民主	緑	○ちかざわ昌行	民主	名東	橋本 ひろき	民主	南
◎ふじた和秀	自民	瑞穂	吉田 伸五	民主	守山	◎服部 将也	民主	北
水平 かずえ	自民	昭和	岩本 たかひろ	自民	緑	岡本 善博	自民	中川
渡辺 義郎	自民	北	桜井 治幸	自民	千種	東郷 哲也	自民	守山
江口 文雄	公明	港	加藤 武夫	公明	緑	小島 七郎	公明	昭和
中村 満	公明	中村	◎小林 祥子	公明	名東	○こんばのぶお	公明	守山
岡地 邦夫	名自	北	三輪 芳裕	公明	天白	福田 誠治	公明	南
○坂野 公寿	名自	港	伊神 邦彦	名自	千種	前田 有一	名自	瑞穂
荒川 直之	ネット	港	のりたけ勅仁	民ク	中			
土木交通委員会 (12)			経済水道委員会 (13)			都市消防委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
江上 博之	共産	中川	◎さとう典生	共産	昭和	田口 一登	共産	天白
佐橋 典一	民主	南	梅原 紀美子	共産	北	うえぞのふさえ	民主	西
○杉山 ひとし	民主	緑	梅村 麻美子	民主	東	うかい春美	民主	中村
日比 健太郎	民主	名東	○鎌倉 安男	民主	守山	小川 としゆき	民主	守山
渡辺 房一	民主	瑞穂	高吉 英樹	民主	中村	おくむら文洋	民主	昭和
成田 たかゆき	自民	天白	山田 昌弘	民主	西	◎加藤 一登	民主	港
藤沢 忠将	自民	南	吉田 隆一	民主	北	○小出 昭司	自民	中村
○木下 優	公明	中川	○中里 高之	自民	緑	中川 貴元	自民	東
田辺 雄一	公明	千種	中田 ちづこ	自民	中	長谷川由美子	公明	北
浅井 日出雄	名自	中川	堀場 章	自民	西	ひざわ孝彦	公明	西
◎工藤 彰三	名自	熱田	ばば のりこ	公明	中川	斉藤 実	名自	中村
とみた勝ぞう	社民	名東	林 孝則	公明	瑞穂	○丹羽 ひろし	名自	名東
			横井 利明	名自	南			

会派 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市会自民党
 ネット：市民ネット 社民：社民党・ローカルパーティ 民ク：民主党クラブ

特別委員会

◎委員長 ○副委員長

大都市・行財政制度特別委員会 (12)			運輸対策特別委員会 (12)			環境生活問題対策特別委員会 (13)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
梅原 紀美子	共産	北	◎かとう 典子	共産	緑	◎山口 清明	共産	港
おくむら文洋	民主	昭和	わしの 恵子	共産	西	くれまつ 順子	共産	守山
加藤 一登	民主	港	うえぞのふさえ	民主	西	梅村 麻美子	民主	東
杉山 ひとし	民主	緑	梅村 邦子	民主	千種	○小川 としゆき	民主	守山
○山田 昌弘	民主	西	○中島 理恵	民主	中川	ちかざわ昌行	民主	名東
成田 たかゆき	自民	天白	◎山本 久樹	民主	緑	渡辺 房一	民主	瑞穂
◎藤沢 忠将	自民	南	吉田 伸五	民主	守山	中里 高之	自民	緑
渡辺 義郎	自民	北	岡本 善博	自民	中川	ふじた 和秀	自民	瑞穂
加藤 武夫	公明	緑	水平 かずえ	自民	昭和	田辺 雄一	公明	千種
小島 七郎	公明	昭和	中村 満	公明	中村	林 孝則	公明	瑞穂
○ばば のりこ	公明	中川	三輪 芳裕	公明	天白	工藤 彰	名自	熱田
浅井 日出雄	名自	中川	伊神 邦彦	名自	千種	○前田 有一	名自	瑞穂
						とみた 勝ぞう	社民	名東
21世紀まちづくり特別委員会 (13)			公社対策特別委員会 (13)			安心・安全なまちづくり対策特別委員会 (12)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
さとう 典生	共産	昭和	江上 博之	共産	中川	田口 一登	共産	天白
おかどめ繁広	民主	熱田	◎鎌倉 安男	民主	守山	うかい 春美	民主	中村
○岡本 やすひろ	民主	緑	久野 浩平	民主	中川	○斎藤 まこと	民主	千種
服部 将也	民主	北	高吉 英樹	民主	中村	佐橋 典一	民主	南
諸隈 修身	民主	天白	田中 里佳	民主	天白	日比 健太郎	民主	名東
吉田 隆一	民主	北	橋本 ひろき	民主	南	○東郷 哲也	自民	守山
小出 昭司	自民	中村	○岩本 たかひろ	自民	緑	中田 ちづこ	自民	中
堀場 章	自民	西	桜井 治幸	自民	千種	こんば のぶお	公明	守山
小林 祥子	公明	名東	中川 貴元	自民	東	長谷川 由美子	公明	北
○福田 誠治	公明	南	江口 文雄	公明	港	◎ひざわ 孝彦	公明	西
斉藤 実	名自	中村	木下 優	公明	中川	岡地 邦夫	名自	北
◎坂野 公寿	名自	港	○丹羽 ひろし	名自	名東	のりたけ勅仁	民ク	中
荒川 直之	ネット	港	横井 利明	名自	南			

会派 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市会自民党
ネット：市民ネット 社民：社民党・ローカルバーティ 民ク：民主党クラブ

組合議会（名古屋市議会選出分）

愛知県競馬組合議会議員 (8)			名古屋競輪組合議会議員 (8)			名古屋港管理組合議会議員 (15)			愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員 (9)		
名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区	名前	会派	区
かとう典子	共	緑	梅原紀美子	共	北	さとう典生	共	昭和	田口一登	共	天白
おくむら文洋	民	昭和	加藤一登	民	港	うかい春美	民	中村	斎藤まこと	民	千種
田中里佳	民	天白	佐橋典一	民	南	梅村麻美子	民	東	服部将也	民	北
渡辺房一	民	瑞穂	吉田伸五	民	守山	杉山ひとし	民	緑	諸隈修身	民	天白
桜井治幸	自	千種	岡本善博	自	中川	藤沢忠将	自	南	中田ちづこ	自	中
ふじた和秀	自	瑞穂	こんばのぶお	公	守山	木下優	公	中川	渡辺義郎	自	北
中村 満	公	中村	ばばのりこ	公	中川	福田誠治	公	南	江口文雄	公	港
横井利明	名	南	坂野公寿	名	港	岡地邦夫	名	北	加藤武夫	公	緑
									工藤彰	名	熱田

会派 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党 名：名古屋市会自民党
ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルバーティ ク：民主党クラブ

6 月定例会について

一、6月定例会は6月19日から7月4日の会期で行われました。

2008年6月議会日程

一、市長提出の議案は、守山スポーツセンターなどの指定管理者の指定や補正予算案をはじめ当初提出11案件と、新南陽工場事件の弁護士報酬請求裁判の高裁判決に対する上告を緊急に行うために追加された議案をはじめ9件が追加。このうち営利企業に20年間も管理をゆだねる守山スポーツセンターの指定管理者の指定と弁護士報酬裁判の上告を行う案件などに反対しました。

一、新南陽工場住民訴訟に係る弁護士報酬請求裁判についての上告について、さとう議員が本会議で質疑を行い、上告をやめるよう市長をたどしました。

一、議案外質問は、くれまつ順子議員、梅原紀美子議員、江上博之議員が行いました。後期高齢者医療の廃止、国保料の負担軽減、COP10への取り組み姿勢と現状の矛盾、学童保育の充実、妊婦検診の無料化拡大、地球温暖化防止対策における市街地開発と郊外農地の関係について、それぞれ市長の姿勢をたどしました。

一、追加議案として、弁護士報酬事件のほかに、補正予算3件、人権擁護委員、固定資産評価審査委員、農業委員会委員の選任、選挙管理委員会委員の選挙、議員の海外視察2件が提出され、4年に1回の海外視察には反対しました。

一、意見書は、各会派から合計16件が提案され、9案件を可決、日本共産党が提出した3件は否決されました。

一、請願は、7件が提出され、6件について紹介議員となりました。陳情は9件が提出されました。

月日	曜	時間	会議	備 考
6/19	木	11:00	本会議	開会、提案説明
			委員会	訴訟案件審議
			本会議	訴訟案件議決
6/24～ 26	火 ～木	10:00	本会議	議案質疑 議案外質問
6/27～ 7/3	金 ～木	10:30	委員会	質疑 所管事務調査 意思決定
7/4	金	13:00	本会議	委員長報告、採決



医療シンポ終了後に栄で後期高齢者医療の廃止を訴える日本共産党名古屋市会議員団（6月7日）。

議案質疑 (6月19日)

**住民が勝訴した新南陽工場事件での弁護士費用の支払は当然。
9年半の長期裁判をささえた28人の弁護団に196万円しか認め
ない名古屋市はあまりに異常だ。 さとう典生議員**

**名古屋市は地裁・高裁とも敗訴
最高裁へ上告するのはやめなさい**

**住民訴訟のおかげで12億円余を得たのに
いつまで争いを続けるのか**

【さとう議員】本議案は新南陽工場住民訴訟の勝訴を受け、住民側と弁護士費用などの支払をめぐって訴訟になり、本市が一審、二審とも敗訴して、3800万円の支払いを命じられているところ、それを受け入れられないとして、最高裁へ上告受理の申し立てをしようとするものです。

そこで、まず、弁護士費用の支払いを巡る争いの前提について、確認をしておきたいと思います。

新南陽工場の建設に当たり、水銀汚染があったとして、それを補填するために工事費に9億円を上乗せしたことで当時の建築局次長が競売入札妨害罪で摘発され、また、公明党元市議が幹旋収賄罪で摘発されました。その事件を受けて、名古屋市に損害を与えたというので、住民が本市に代わって損害賠償を求め、最高裁まで争った結果、勝訴しました。そして、受注業者等が9億円の損害賠償と利息、合計12億4700万円余を本市に支払ったわけです。

住民側からは、「そのお金は『環境のための施策』に使って欲しい」という要望がだされました。また我が党も同様の趣旨の申し入れを行いました。ところが、その後これを財源に環境の事業が行われた形跡也没有ありません。決算では環境雑収入として処理され、一般財源のなかにはいり、どの事業に使われたかは特定できません。いずれにせよ、12億円余のお金が本市に入ったことは間違いありません。

新南陽工場住民訴訟・・・新南陽工場の建設工事にあたり、談合で違法な請負契約を締結し、当時の建築局次長が競売入札妨害罪で、公明党元市議が幹旋収賄罪で摘発された。名古屋市が9億円の損害を被ったとして、住民が本市に代わって受注業者等に対してその損害の賠償を求め、最高裁まで争った結果、勝訴し、遅延損害金を含め、12億円余が市に入った。

裁判の経過

2004年9月21日 新南陽工場住民訴訟最高裁判決
(受注業者等に9億円及び遅延損害金の支払命令)
12月23日 住民が弁護士報酬の支払を請求
2005年7月21日 弁護士報酬は196万円と主張(市)
2006年9月15日 訴訟(1億2397万3362円の請求)
2007年9月27日 第1審判決(3800万円の支払命令)
10月10日 控訴
2008年6月12日 第2審判決(3800万円の支払命令)

勝訴した住民に正当な弁護士報酬を

そしてこのような場合、地方自治法の規定によって、住民訴訟が勝訴した場合に弁護士報酬の請求ができる規定があり、今回の請求になったわけです。

住民側は本市に賠償された12億円余の金額を元に、一審では1億2300万円余を主張、2審では6000万円を主張しました。

ところが、本市はこの金額、経済的利益を無視して、「住民訴訟の結果は抽象的な利益だ」という理由で、わずか196万円という弁護士報酬を主張しましたが、一審、二審とも本市の主張が退けられた、というのがいまの状況です。裁判所には市の主張は受け入れられなかった、ということです。



質問するさとう議員

第二審の判決では、住民側の主張も退けられており、住民側からみても不服な部分があるとは思いますが、裁判所は「経済的な利益を加味すべき」と判断をしました。妥当な判断だと思います。

しかるに、本市がその結果を受け入れられず、控訴審と同じ理由で上告受理の申請をしようとしているのはどうい理解できません。

そこで、おたずねします。なぜ、2度も裁判所で否定された考えにこだわるのでしょうか。住宅都市局長の答弁を求めます。

訴訟の争点

争点		住民の主張	市の主張
相当な 弁護士 報酬額	第1審	1億2397万3362円	196万円
	第2審	6000万円	196万円
弁護士報酬の 算定根拠		9億円及び遅延損害金の合計12億4720万1661円を基に算定すべき⇒市が収入を得た賠償額そのものが経済的利益であるから、賠償額が基準となる。	800万円を基に算定すべき⇒住民訴訟によって住民全体が受けた利益は財務会計行為の違法の防止又は是正がなされるという利益であり、その経済的利益は算定不能であるから、その場合の基準額（800万円）を適用する。

（注）旧日弁連報酬規程によれば、弁護士報酬の金額は裁判による「経済的利益の価額を基に算定することとされている。

《 第1審判決の要旨 》

弁護士報酬の額は、①着手金は「訴訟の対象となる権利義務の価額（9億円）」②報酬金は「本市に支払われた賠償額（12億4720万1661円）」、を基に算定すべきであり、その額は、6327万646円となる。しかしながら、新南陽工場住民訴訟において相手方の請求が一部棄却されたこと等の事情を勘案すると、上記の額の6割に相当する3800万円が弁護士報酬額として相当である。

《 2審判決の要旨 》

弁護士報酬の算定に当たっては、経済的利益、事案の難易、時間及び労力、その他の事情を総合考慮して定めなければならない。

経済的利益の算定方法としては、住民が得た利益（12億4720万1661円）と算定不能の場合（800万円）がそれぞれ上限と下限となるが、本件の場合、諸般の事情を総合考慮すると経済的利益は5億円とすべきである。

その上で、事案の難易、時間及び労力、その他の事情を総合考慮すると本件については、3800万円が弁護士報酬額として相当である。

他の判例から見ても196万円が適正な報酬だ（局長）

【住宅都市局長】 弁護士報酬額は、日本弁護士連合会の「報酬規程」による「経済的利益の額が算定不能な場合」に基づいて算定すべきであると主張したが、今回の判決でも、認められなかった。

住民訴訟で市が得た利益と弁護士報酬額の考え方について、今回の判決以外の高等裁判所の判例（16.9広島高裁、19.9大阪高裁）では、本市と同様の考え方を採用したが、まだ最高裁判所の判断は出ていない。最高裁判所の法的判断を仰ぐ必要があると考え、上告受理の申立てをする。

ゼネコンを擁護したことに反省もなく、住民のがんばりを認めたくないからか

【さとう議員】 この弁護士費用を巡る争いを見ていると、市当局は住民の働き、本市に代わって「損害賠償を取ってくれた」ことについて評価せず、感謝もしていないように見えます。本来なら、本市が損害賠償の訴えを起こすべきであったと考えます。

新南陽工場事件が摘発された時点で、なぜ本市自身が損害賠償の訴えを出さなかったのでしょうか。市の幹部や市議員が絡んだ事件ということで、ふれたくなからたのではないか、という疑問を持つのは私だけではないと思います。

しかも、損害賠償の裁判では本市は「損害はなかった」と主張して、住民側でなく、ゼネコン側を擁護するような立場を取ったのであります。そのように名古屋市の協力がないまま、住民側ががんばって裁判に勝利して、損害賠償させたわけです。

この様な経過をみると、そうしたことに、「負い目」を感じているから、裁判所の判断である「経済的利益」に着目した、弁護士費用の算定を受け入れたくないのではないのか。すなわち住民の働きを認めようとしていないのではないのか、と思います。

そこでお聞きします。政治的な「負い目」があるから、なんとしても最高裁まで、という方針で上告をしようとしているのではないのでしょうか。市長の考えをおたずねします。

市が得た利益は算定不能だ（市長）

【市長】弁護士報酬額の算定は、住民訴訟の目的が、住民全体の利益のために地方公共団体の財務会計上の行為を正すことにあることから、本市が得た経済的利益の額は算定不能として行うべきであると主張してきた。しかし、今回も市の主張が受け入れられず、高額な報酬額を命ずるものとなった。

他の判例等を勘案し、最高裁判所の法的判断を仰ぐ必要があると考え、上告受理の申立てをする。住民訴訟の制度を否定するものではない。

住民への負い目から認めないのか（意見）

【さとう議員】それぞれ答弁いただきましたが、納得できません。

特に、政治的負い目があるのではないかという指摘には、答えていただけませんでした。

損害賠償請求事件では、住民側が元市長の責任も追及していたので、市側がそのことをいやがっていたのではないかと思います。

「上告受理の申立て」とは

原判決（控訴の対象になった判決）について判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由とする場合の不服申し立ての方法。

最高裁判所が上告受理の申立てがされた事件を受理するかどうかはその裁量に委ねられており、たとえ客観的に法令の解釈に関する重要な事項を含む場合であっても事実の成熟性、その他の理由から受理がされないことも多い。

上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実拘束される。民事訴訟においては事実認定に経験則違反がある場合、事実認定の理由に食い違い（矛盾）がある場合には原判決を破棄することがある。

原判決を破棄する場合、原裁判所（控訴審が行なわれた裁判所）に差し戻して審理させることが普通（「破棄差し戻し」という）。裁判が長期化することもある。

弁護士さんからのお話では途中から名古屋市も参加していっしょに損害賠償の請求をすることも出来たそうです。ところが、最後までゼネコン側の肩を持った形になって、残念だった、ということでした。

やはり、負い目があるので弁護士費用は認めたくない、という気持ちなのではないでしょうか。委員会にはお任せして、私の質問を終わります。

《委員会審議で明らかになったこと》

①新南陽工場住民訴訟に要した期間は、第1審の審理期間が約5年4か月、控訴審が約1年8か月、上告審が約2年6か月と、合わせて約9年6か月にわたった裁判。第1審だけでも39回の口頭弁論期日および2回の進行協議期日が開かれ、4名の証人調べが実施された。

②新南陽工場住民訴訟における原告側の弁護士の人数は、1審から上告審までで28人。市が主張する196万円を28人で割ると、1人あたり7万円。

③今回の弁護士報酬等請求事件、およびその控訴事件で名古屋市側の訴訟代理人の弁護士に名古屋市が支払った報酬は1審と2審合せて110万円。（着手金のみ。一人の弁護士）

④他の高裁の判決とは04年9月の岡山県備前市（広島高裁）と07年9月の京都府宇治市（大阪高裁）。両

者とも算定不能として行政側が勝訴。ただし判決は広島高裁では230万円、大阪高裁では300万円。審理期間などが考慮されて増額された。

⑤07年11月29日京都地裁の本件住民訴訟と同様の住民訴訟の弁護士報酬請求事件で、原告らの主張の一部を認容した判決を下し、経済的利益は算定不能であるとしても、報酬基準規定をそのまま適用して800万円とすることは妥当ではないとされた。

⑥裁判が長引けば長引くほど、名古屋市が上乗せして支払わなければならない遅延損害金（04年12月23日から年5分）も膨れ上がる。

※うかい議員（民主）・・・高裁で主張が違っているので最高裁に判断を仰ぐことはいいことだ。住民全体の利益も考えなくてはいいいがかどうか。

→ 住民の利益を考えると3800万円は高すぎる。

議案外質問 (6月24日)

高齢者の医療を切り捨てる後期高齢者医療制度は廃止しかない／便乗値上げた国保料の引き下げを

くれまつ順子議員

後期高齢者医療制度について

市長はどういう認識か

【くれまつ議員】後期高齢者医療制度について、高齢者をはじめとする市民の方から、大きな怒りの声がわきおこっています。75歳をこえたというだけで、病気の予防から、外来・入院・終末期まで、あらゆる医療場面で差別される、世界に例のない高齢者差別の制度です。

私も共産党市議団が6月からとりくんでいる市政アンケートに、この制度について、たくさんのご意見をいただきました。その中から、ご紹介します。「一番高齢者をばかにした制度だ。年寄り早くこの世から去れといわれている。苦しい時代を生きた私たちは、日本に生まれてきて損をした。」以上は70代の女性です。

「夫婦で8万円も保険料が上がった」という方や、「私たちの世代に係わってくると思うと不安です」という現役世代の声もありました。

戦後の日本を支えてきた方々が、75歳をすぎても長寿をお祝いしてもらえないかと思ったら、新たな保険料を取られて苦しくなり、国からは「治療に手間と時間がかかる」「認知症が多い」「やがてさけられぬ死をむかえる」といわれて、見捨てられたと怒っておられるのです。

こうした怒りや不安の声が、参議院での廃止法案可決という大変重みのある形になりました。また、全国の都道府県の6割の医師会がこの制度に反対や慎重な態度を表明しました。名古屋医師会は、診療報酬が月6,000円で頭打ちの「後期高齢者診療料」について、問題が多いとして、市内の医療機関に慎重な態度をとるよう

によびかけました。

なぜこのような不評な制度ができたのか。

後期高齢者医療制度は、それまでの高齢者の健康の保持や病気の予防・治療を目的にした老人保健法をやめて、「医療費

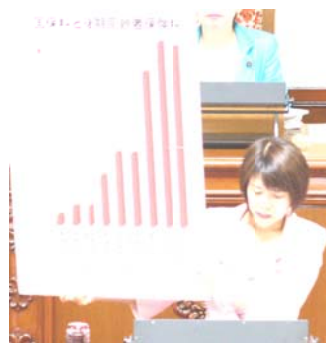
の適正化を推進する」ことを目的にしたからです。医療費の削減が最大の目的になっている制度だからこそ、怒りが広がっているのです。

そこで、市長におたずねします。

市長は、本制度について、広報なごや6月号において、“影響を受ける側の立場に立った丁寧な説明が不十分”との認識を示しておられますが、丁寧に説明をすれば理解される制度だと今でも思っているのですか、医療費の適正化が目的という制度の成り立ちからして、制度の根幹に欠陥があるとお考えになりませんか。おこたえください。

必要な改革だが、国の説明不足だ（市長）

【市長】後期高齢者医療制度を含めた今回の医療制度改革は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、高齢者の方々にも負担能力に応じて保険料を負担していただくことで、高齢者の医療費を安定的に支え、将来にわたって安心して医療が受けられるようにするために必要な改革である。しかし、政省令の公布の遅れなど、制度の細部が直前まで明らかとならず、準備期間が非常に短かったこと、また、本来国が責任を持って周知すべき制度創設の趣旨などについて、ていねいな説明が欠けていたことから、各地で



質問するくれまつ議員

混乱が生じた。

今般、政府・与党において低所得者の保険料負担の軽減を始めとした見直しが決定された。先日、指定都市市長会として緊急意見書を国に提出したが、国には十分な準備期間を確保し、見直しの趣旨や内容について十分な周知に努めていただきたい。保険料の軽減策は、必要な財源を国が責任をもって確保していただきたい。

市としては、市民に対して、引き続き制度の意義や趣旨をていねいに説明し、理解していただくよう努めたい。

保険料負担増の影響をどうみるのか

【くれまつ議員】保険料についておききします。政府は、当初7割の方が後期高齢者医療制度になって保険料が安くなると言っていましたが、厚労省の実態調査では、全く違うことが明らかになりました。本市はどうなったのか、このパネル（下図）をごらんください。厚労省に本市が報告した全国一律の調査結果に本市独自の減

免などを加味した、より現実的なものです。青は19年度の75歳の国保料です。赤は後期高齢者医療制度の保険料です。年金収入別に単身世帯、夫婦ともに75歳以上の場合、夫が後期高齢者で妻が国保の場合と3つのケースで比べました。ごらんのとおり、年金400万円の単身世帯を除いて、みな後期高齢者の保険料が高くなり負担が増えています。

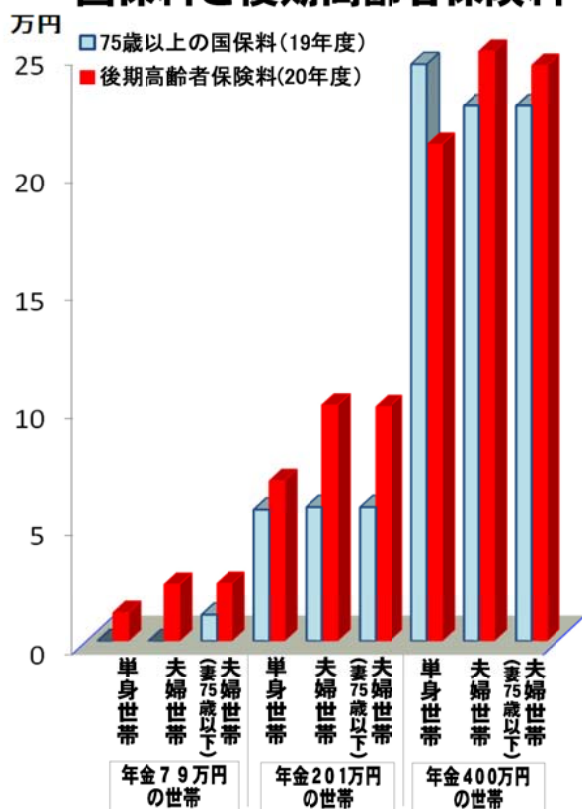
そこで、健康福祉局長におたずねします。本市では後期高齢者医療制度へ移行された方のうち、何人何割の方がいくら負担増になったのか、お答えください。

国の調査結果と反対に負担増の人が多くなっている(局長)

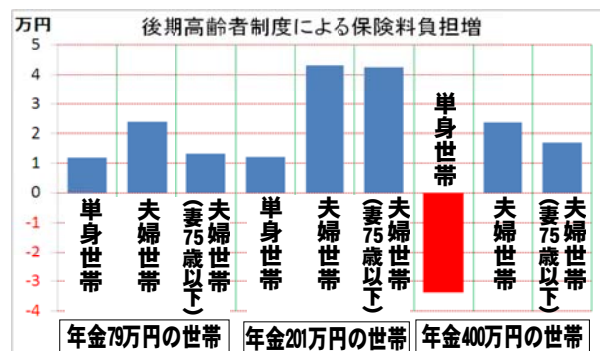
【健康福祉局長】先日、国において、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した75歳以上の保険料負担の増減について調査が行われ、全国の約7割の世帯で保険料負担が減少するという結果が公表された。本市の状況は、4月の後期高齢者医療制度の実施で国民健康保険から移行した約17万人のうち、全体の7割強の約12万人余りの方の保険料が増加する状況で、国の調査結果とは逆の傾向となっている。保険料の増加額は、12万人のうち約6割の方が、1人1月あたり1,000円～3,000円の増加となっている。

その要因として、①市の国民健康保険は75歳以上の被保険者に独自に減免制度を設けていたこと、②保険料を計算する際に、後期高齢者医療制度では加入者の所得をもとに計算しているが、国民健康保険は所得から配偶者控除や扶養控除などの各種控除を行った住民税をもとに計算するという、保険料の計算方法の違いが挙げ

国保料と後期高齢者保険料



国保料(19年度)と後期高齢者保険料(20年度)。右の図は増額分



られる。国民健康保険では、住民税をもとにした保険料の計算方法を用いて低所得の方に配慮した保険料となっている。

低所得者への負担軽減策が必要だ

【くれまつ議員】こうした低所得者への保険料負担増に対して、政府与党は新たな減免を提案していますが、もともと、名古屋市の国保には75歳減免があったので、昨年まで10割減免を受けていた55,000人は、9割減免になっても負担増には変わらないのです。

そこでおたずねします。後期高齢者医療制度が廃止されるまでの緊急措置として、低所得者への保険料負担をなくすための、保険料を減免する新たな本市独自の制度をもとめるものです。健康福祉局長、お答えください。

市独自の軽減は不公平になる(局長)

【健康福祉局長】4月から後期高齢者医療制度に加入した約199,600人のうち、およそ3分の1の約67,000人の保険料均等割額の7割が軽減され、月額1,000円の保険料負担となっている。政府・与党の見直し案では、平成20年度は月額500円に、21年度からは一部の方について月額333円の負担となる。

後期高齢者医療制度の保険料は、県内のどの市町村でも、また、これまでの医療保険制度が違っていても、原則として、同じ所得の人であれば、同じ保険料負担となる。この制度の趣旨から、市独自に保険料負担を補填するための新たな制度を創設することは、県内の被保険者の間に新たな不公平を生じさせることになるため、困難である。

75歳以上の市民に対する休養温泉ホーム松ヶ島の利用割引を

【くれまつ議員】休養温泉ホーム松ヶ島の利用料割引の問題です。国保加入者には保健事業として、1,000円の割引があります。ところが、75歳以上の方は、国保から後期高齢者医療制度に移されたので、この割引を受けられなくなり

ました。松ヶ島は、名古屋から近くて、緑豊かで、天然温泉もあり、高齢者の方に人気の施設です。19年度は20,000の方が利用される評判の保養所です。そのうち8割が60歳以上、そしてその半分以上が75歳以上の方という高齢者のための保養所であるのに、75歳になると助成がなくなるというのは、あまりにも理不尽ではないでしょうか。ここにも後期高齢者医療制度による高齢者差別があります。今、全ての75歳以上の方には後期高齢者医療制度による健康診査しかありません。健保組合などに加入されていた方も、それまでの保養施設利用などのメリットがなくなっています。

そこで、お尋ねします。長寿をお祝いする制度として、75歳以上のすべての方に、松ヶ島の利用料への助成を本市として新たに創設すべきです。健康福祉局長 お答えください。

保健福祉施策全体の中で考えたい(局長)

【健康福祉局長】4月から後期高齢者医療制度が施行され、従来、国民健康保険の被保険者であった75歳以上の方は、国民健康保険の事業である保養施設利用助成の利用ができなくなった。現在、市民代表の方の参画も得た「高齢者施策推進協議会」で、第4期「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた検討を進めている。

松ヶ島の今後の事業のあり方も、この協議会で、高齢者の健康づくりの支援という観点も踏まえ、保健福祉施策全体の中で考えたい。

後期高齢者制度の加入しない65歳以上の障害者へ医療費助成を

【くれまつ議員】障害者の医療費助成について、障害者の方から、「なぜ障害があると65歳から後期高齢者医に移らなければならないのか」と声があがっています。65歳から74歳までの障害者の方は、後期高齢者医療制度に加入するかどうかは法律の上では自由に選択できます。しか



し、本市では後期高齢者医療制度の選択をしない場合、医療費助成制度の適用がはずされてしまうので、医療費無料から3割の自己負担となります。一方、後期高齢者医療制度に入ると、これまでの健康保険や国保の扶養家族からはずされ、新たな保険料の負担が必要となるし、差別医療が不安である。どちらを選択すべきかと障害者は困惑しています。今まで通りの保険を選択した場合に、医療費助成がうけられるようにと障害者は望んでいるのです。このように、後期高齢者医療制度に入ることと障害者への医療費助成の条件にしているのは愛知県など全国で10道県しかありません。他の都府県では、後期高齢者医療制度に加入しなくても、医療費助成を公費負担しているのです。

本市でも、障害者の方が今まで通り、安心して必要な医療がうけられるように、後期高齢者医療を選択しない場合でも、65歳以上の障害者への医療費助成がうけられるようにすべきと思います。市長、お答えください。

後期高齢者に入れば受けられる（市長）

【市長】65歳以上で障害のある方は、従来から老人保健制度の対象とされ、この考え方は後期高齢者医療制度に引き継がれ、医療機関における窓口負担は原則1割に軽減することとされている。市では、老人保健制度と同様に、窓口における一部負担金が無料となるよう福祉給付金制度による助成を実施している。

この福祉給付金制度による助成は、国の医療保険制度を活用したうえでなお負担が生じる場合に、市が独自の財源等により実施している。対象の範囲や内容を勘案しても、他都市と比較して遜色のないものである。

国民健康保険制度について

保険料の値上げは許せない

【くれまつ議員】後期高齢者医療制度は、国民健康保険の負担を減らすしくみだと説明されて

きましたが、実際は、「後期高齢者医療制度の実施」を理由に国保料の値上げがされました。全国で3割の自治体が値上げをし、中でも、名古屋市は大幅な値上げです。

74歳以下の方の減額前の保険料は、昨年の90,900円から今年は97,700円と約7,000円、率にして7.5%もの値上げとなりました。従来名古屋市の保険料は政令市で14位と低いほうでしたが、今年度は4位にランクアップし、高い保険料になりました。

本市は、今年度から新しい3つの算定方法を使い保険料をあげました。1つは、葬祭費の全額と出産一時金の3分の1を保険料に賦課する方法、2つは、特定健診と保健指導分を保険料に加えること、3つは、保険料の未納分7%のうちの3%分について保険料に上乗せするやりかたです。国保会計への一般会計からの繰入を30億円もへらし、保険料の大幅値上げとなりました。

物価がどんどん上がり、暮らしが大変な時に、なぜ今国保料の値上げをするのですか。後期高齢者医療制度の実施で、国保は下がるはずではなかったのか、それを上げるとは、許せません。

後期高齢者医療制度の問題に隠れた、便乗値上げではないでしょうか。特に、今回の値上げ

国民健康保険料の比較

<平成19年度>

区分	1人当たり保険料	
	軽減前	軽減後
平均	約88,500円	約76,300円
75歳以上	約79,000円	約65,000円
74歳以下	約90,900円	約80,000円

75歳以上の被保険者と比較して、74歳以下の被保険者の方が所得が多いため、1人当たり保険料が平均より高くなっており、現行で約90,900円（軽減前）となっている。

<平成20年度見込み>（74歳以下）

区分	1人当たり保険料	
	軽減前	軽減後
医療分	約77,300円	約67,900円
後期高齢者支援金分	約20,400円	約18,000円
計	約97,700円	約85,900円

保険料改定により、1人当たり保険料（軽減前）は約97,700円となり平成19年度74歳以下の90,900円と比較して、約7.5%の改定率となる。

の最大の根拠になっている保険料未納分を保険料でまかなうやりかたは、問題です。保険料を払えない人の分を他の人が払うなんて理屈にありません。未納が増えたら、また保険料をあげるのですか。滞納者の増加と保険料の値上げの最悪の悪循環に陥ります。

現在、国保の加入者の実態は、自営業者がへり、高齢者やリストラされて無職になった方、派遣や請負など非正規で働く若者が増えています。加入者の多くは低所得の方です。こんな筋の通らないやり方で保険料をあげたら、ますます保険料未納がふえ、国保制度が成り立たなくなります。

そこで、市長に伺います。市長は、市民の命とくらしをまもる立場に立ち、国保への一般会計からの繰入れを増やし、だれでも払える保険料に引き下げをすべきだと思いますが、いかがですか。市民の多くは国保料高いと感じていますが、市長は現行の国保料は当然払えるものとお考えなのでしょうか、お答えください。

将来を考えての値上げ（市長）

【市長】国民健康保険事業の運営は、本来、国庫や県支出金によるほか、加入者の保険料によりなされるものだが、他の医療保険制度と異なり、高齢者や所得の低い方の加入割合が高く、財政的基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱え、厳しい財政運営を強いられており、毎年、多額の一般会計繰入金を投入している。一般会

計繰入金の財源は市税であり、市税による負担と保険料による負担のあり方について検討し、制度を将来にわたって安定的に運営していくために、今年度7.5%の保険料改定をした。

今回、国民健康保険の加入者の減少と保険料の改定で、平成20年度予算の一般会計からの繰入金は約208億円と、平成19年度に比べて約30億円減少した。しかし、加入者1人当たりの繰入額は、29,887円から33,964円へと約4,000円増となっている。

国民健康保険特別会計への国庫補助金の増額を

【くれまつ議員】国は毎年2,200億円もの社会保障費を削っており、国保への補助金をへらしています。これには日々批判の声が強くなっており、今こそ国庫補助の増額を国に求める時と考えますが、健康福祉局長におたずねします。

指定都市共同で国へ要望している（局長）

【健康福祉局長】国民健康保険制度が、将来にわたって、地方負担や保険料負担を増加させることなく、制度を維持していくためには、国からの補助が重要になることから、市としては、従来から、指定都市共同で、国庫補助増額について国へ要望している。

資格証明書の大量発行の中止を

【くれまつ議員】国保の資格証明書発行の問題です。保険料の大幅値上げにより、滞納が増え

国保の所得階層別状況（現年度）
（2006年度）

所得区分	世帯数	世帯分布 %
0円	71,963	16.1
100万円以下	87,074	19.5
200万円以下	98,721	22.1
300万円以下	62,995	14.1
400万円以下	27,004	6.0
500万円以下	13,642	3.0
500万円超	39,344	8.8
所得不明	46,357	10.4
合計	447,100	100.0

国民健康保険における資格証明書等の状況（名古屋市）

年度	資格証明書発行数
2000	0
2001	5
2002	7
2003	8
2004	15
2005	18
2006	672
2007	1,084

資格証明書区別発行世帯数
（2007年度末現在）

区	世帯数	区	世帯数
千種	26	熱田	44
東	17	中川	234
北	141	港	78
西	218	南	43
中村	64	守山	65
中	21	緑	38
昭和	5	名東	20
瑞穂	30	天白	40
全市			1,084

資格証明書の所得階層別
（2006年1月12月）

所得	世帯数
不申告	205
～100万円	107
～200万円	218
～300万円	293
～400万円	154
～500万円	52
～1000万円	50
1000万円～	5
合計	1,084

て、資格証明書の発行がさらに増えないかと心配されます。国が資格証明書の発行を義務付けたけれど、数年は発行が抑えられていました。しかし、証明書の発行世帯は、3年前の18から、2006年は672、そして、2007年度末で1084と急増しています。資格証明書が発行されている世帯の4割は所得200万以下の世帯です。生活に困っている人から保険証を奪い、命の危険にさらすことはやめるべきです。昨年、全国では保険証とりあげによって受診が遅れて重症化し、死亡された事例が31件あったという医療機関の調査があります。

生活に困っている市民から保険証を奪う、資格証明書の発行はやめるべきです。健康福祉局長の考えをお聞きます。

きめ細かい納付相談などで柔軟な対応をしている (局長)

【健康福祉局長】資格証明書は、納めるべき保険料額にみあった所得・資産がありながら、長期にわたって保険料を滞納している方に対する滞納整理の方策や納付相談の契機となっており、国民健康保険の健全な事業運営の観点から、あるいは相互扶助に基づき成り立っている国民健康保険制度の理念からも、重要なものです。

滞納者に一方的に資格証明書を交付するのではなく、滞納が1年以上経過した方に、市独自に長期滞納者として認定を行い、災害、病気、事業の休廃止といった、納付の困難な特別の事情があるかをたずねる文書を送付している。

きめ細かい納付相談を行い、話し合いの中で理解が得られれば、資格証明書の交付を行わないなどの柔軟な対応をしている。

市民の声が聞こえない市長ですね (意見)

【くれまつ議員】ただいま、市長、健康福祉局長より答弁をいただきましたが、全く納得できません。3点について、指摘します。

「低所得者が多くて大変」といいながら値上げする「極悪」市政

国保料の引き下げを私は求めたのに、保険料はあがるという答弁でした。国保は高齢者や所得の低い方の加入割合が高くなっているとの認識があるなら、なぜ、保険料をあげて、さらなる負担を市民に求めるのか。市民は国保料の値下げをもとめています。払える国保料へ引き下げを強く要望します。

選択の自由を認めない市政

65歳以上の障害者への医療費助成の問題では、全国37都府県では制度の仕組みを尊重して、選択ができるということで、独自に公費を支出しています。後期高齢者医療制度の保険料を新たに負担させることなく、本市のすぐれた医療費助成を障害者のみなさんに受け続けられるよう強く要望します。

負担増の人が多いという現実すら見えない市長

市長の後期高齢者医療制度の認識について、高齢者の方が75歳で線をひかれて、差別されると怒りや不安がひろがっているのに、この制度は説明すれば、市民が納得するという冷たい答弁でした。

75歳以上の市民の7割もが負担増になるというのに、政府与党の見直し策では、負担軽減の対象者はわずか3割です。低所得者への一部軽減で世論の批判をかわして、制度を続けることは許されません。この制度では、保険料は2年ごとに見直され、団塊の世代が75歳になるとときには、保険料は2倍になるといわれています。市民の負担を増やす制度だということを、市民に説明し、国に対して、中止・廃止を要望するのが、あなたの仕事だと指摘しておきます。

国会では、後期高齢者医療制度の廃止法案が国民の怒りの前に、与党も廃案にできませんでした。わが党は、国民のみなさんと力をあわせて、廃止にむけた運動を強め、次の臨時国会で廃止法案が成立するよう全力をつくす決意を最後にのべて、質問を終了します。

議案外質問 (6月24日)

生物多様性保全と大規模開発の見直し／名古屋市放課後子どもプラン (仮称) と学童保育／助産所でも無料妊婦検診を 梅原紀美子議員

COP10名古屋開催にあたっての 市長の認識について

開発を優先し、環境破壊してきたことへの反省はあるのか

【梅原議員】生物多様性条約第10回締約国会議COP10が名古屋で開催されることになりました。私ども日本共産党市議団は、名古屋開催を歓迎し、地球上の多様な生物の生育環境保全、大気汚染対策などの環境施策が、開催地にふさわしいものとなるように全力をつくしたいと思います。この間、海外の一部NGOは、名古屋開催に反対していたと報道されています。それは、これまで日本がおこなってきた森林伐採や資源の乱獲に対する、厳しい批判の表れからではないでしょうか。

COP10名古屋開催が決まって、市長は「会議を開くにふさわしい都市である事を世界に示さねばならない」と語られました。COP10開催地にふさわしい生物種保全と環境保全のためには、現在行われている開発行政の見直しをしなければなりません。環境問題に詳しい中部地

方のある学者も「名古屋市や愛知県が、COP10の会場としてふさわしい政策をとっているかどうかの検証がまず必要だ」と語っています。

名古屋市では、ごみ処分場として埋め立てられようとした藤前干潟が市民の大きな運動で守られました。愛知万博では住宅地開発で破壊されようとした海上の森が、県民の運動で保全されました。しかし開発による様々な自然破壊は、過去の問題ではありません。松原市政のもとで、いまも続いています。例えば、ヒメボタルの生息地である天白区相生山緑地の真中を貫いて道路建設が進められています。千種区の池内猪高線では、ガマの穂が群生していた丘陵地に勾配のきつい道路が取り付けられ、コンクリートの連続する壁が地域を分断しかけています。この様に自然を破壊しながら道路建設を進める市政のあり方を根本的に転換しなければ、COP10の開催地としてふさわしくないと考えます。

これまで開発を優先し環境破壊してきたことへの反省をなくして政策転換ができるのでしょうか。



都市高速道路 (西区浄心)

COP10 (コップテン) とは

COP (Conference of the Parties) とは、国際条約の締約国が集まって開催する会議のことです。

ですから、生物多様性条約のCOP10とは、「生物多様性条約第10回締約国会議」の略称ということになります。

COPは、生物多様性条約を締約した国々が概ね2年ごとに集まり、地球上の多様な生物の保全を図ることなどを目的として、各種の国際的な枠組みを決定する環境分野では世界トップクラスの国際会議です。

COPではあわせてMOP (Meeting of the Parties) という会合が開かれます。MOPは、生物多様性条約

に関連するカルタヘナ議定書 (Cartagena Protocol on Biosafety) の締約国による会合です。

※カルタヘナ議定書・・・生態系のバランスを崩さないよう、人為的に作られた新しい生物 (遺伝子組み換え農作物、微生物など) の国境を越える移動に関して一定の規制が必要であると、環境へ導入する場合の適切な管理や評価制度の整備について国際的な枠組みを導入した決議。1995年のCOP2 (ジャカルタ) で合意され、1999年コロンビアのカルタヘナで開催された特別締約国会議で討議され、2003年に発効した。2008年5月末現在145の国と地域が加盟している。

市長の決意をお聞きます。

人間と自然、生き物が、お互いに機嫌よく暮らせる環境づくりを（市長）

【市長】COP9と国際市長会議の連日にわたる議論の中で、生物多様性の保全は、人類が避けて通ることのできない共通の重要課題であると認識した。

都市活動と自然との共生は可能であり、知恵を集め、市民とともに市政全体の力でこうした街づくりを進めたい。今後、まちづくりやライフスタイルが持続可能なものとなるよう、市民の皆さんと一っしょに議論し、人間と自然、生き物が適度に折り合いをつけて、お互いに機嫌よく暮らすことができるような環境づくりを進めていきたい。

「木曽川水系導水路事業」に環境影響評価を

【梅原議員】生物多様性の問題を水問題から考えたいと思います。徳山ダムは、渇水時には必要であるとして建設されました。しかしダムは、クマタカやイヌワシの生息地である山の緑を呑

み込んでしまい、生態系を破壊してしまいました。水資源開発公団や関係自治体は、100年に1度の渇水時でも大丈夫のようにダムが必要と言ってきました。しかし、渇水時でも既存の水利権だけで必要な水が供給でき、全く必要のないことがわかりました。

その後、さらに必要のない徳山ダムの水を揖斐川の上流において導水管を敷設して、長良川と木曽川に放流するとしています。加えて長良川の下流部から木曽川にも導水路を作り、名古屋市は長良川の水利権の活用を図ろうとしています。

しかし、この放流はアユなどに影響を与えると言われている学者がいます。ダムから放流された水は冷たく、濁っています。水温の違う水はなかなか混ざらず、下流まで2本の流れになることが多いと言われています。低水温は餌の食べ具合を悪くし、濁った水は餌の藻類の成長を妨げると言われています。さらに揖斐川、長良川、木曽川では、遺伝子レベルの異なった生物が生



質問する梅原議員



息しています。それにもかかわらず環境影響評価を行わないとは、生物多様性の保全に全く逆行しています。

導水路計画は水質悪化が懸念され生態系に影響を及ぼすおそれがあり、中止すべきと考えます。名古屋市は生態系を悪化させてまで、その水利用はすべきではないと考えます。少なくとも生態系の影響についての環境影響評価を行う必要があります。名古屋市は、国の事業として法に基づいて環境影響評価の実施を求めるべきだと考えます。市長の見解をお聞きます。

関係する地域の方々などから意見を聴く
(市長)

【市長】木曽川での年間降水量の減少傾向から、
 渇水が懸念される。この重態を回避し、都市活
 動や市民生活を支える水を安定的に確保するた
 めに、木曽川水系連絡導水路事業はぜひとも必
 要なもの。

木曽川水系連絡導水路事業は環境影響評価法の対象ではないが、導水路の建設に関して、国

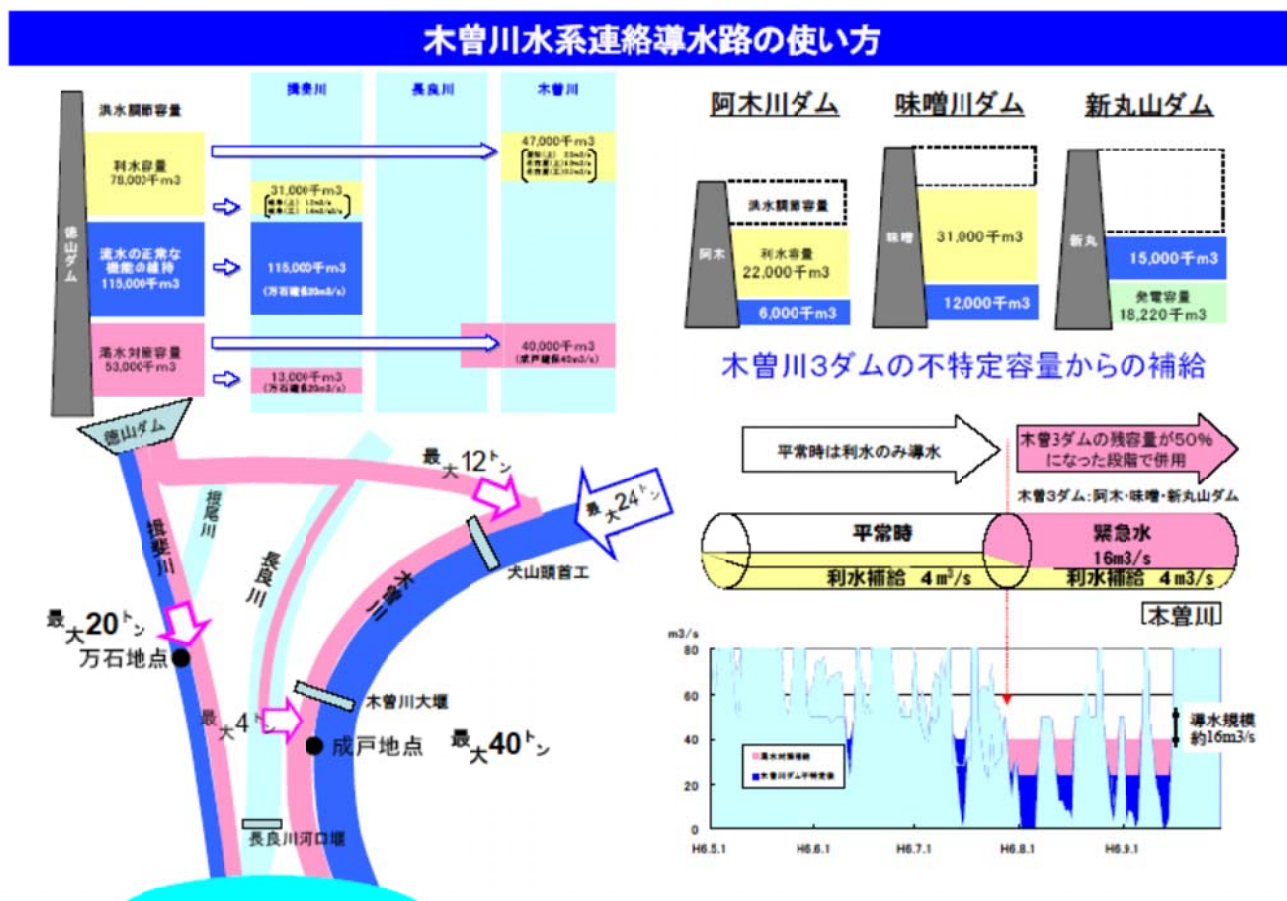
土交通省は各分野の学識経験者を委員とする検討会を開催し、環境への影響を検討するとともに、検討結果について、関係する地域の方々などから意見を聴くことにしている。

市としても環境に配慮した事業が着実に進むよう、3県1市の協議の場を活用して、国に対して働きかける。

「木曽川水系導水路事業」の環境への影響について（意見）

【梅原議員】市長は大規模開発に対する反省の気持ちが全くありません。ＣＯＰ１０開催地として恥ずかしいかぎりです。私ども日本共産党市議団は環境施策や生物多様性の保全をするという視点にたって力を尽くしたいと思います。

導水路事業は利水の面から問題がありますが、環境の面から問題があり中止をすべきです。「導水路事業」は、環境影響評価法の影響評価の対象となっていないということです。しかし環境影響評価法では、環境保全のための措置を検討することが記されており、行っていく



ないわけではありません。当局は検討会を行っているといいますが検討会ではなく環境影響評価法の手続きを踏まえるべきです。

環境影響評価法の精神からしても、またCOP10開催地にふさわしい都市であることを世界に示す立場からも、このような大事業を行うのであれば環境影響評価を行ない住民の意見を聞き、情報を公開し、議論の場を持つことが当然の責務です。

名古屋市放課後子どもプラン（仮称）と学童保育について

名古屋市放課後子どもプラン（仮称）は問題だ

【梅原議員】名古屋市は、子どもたちの放課後施策として「放課後子どもプラン」創設に向けて取り組んでいます。「子どもたちの豊かな放課後」の基本的な考え方を示し、「新たなモデル事業」実施のためにパブリックコメントを行ったところです。このパブリックコメントは届けられただけでも1万件あり、メールやファクスを合わせると数え切れない程に達しているといわれています。市民の関心が高いということがこの数字でも示されています。

この「放課後子どもプラン」は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を、トワイライトスクールと一体的に行う事業だと説明しています。しかし、「放課後子どもプラン」には留守家庭児童のための専用部屋も専任の指導員も記されていません。これで、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として認められるのでしょうか。

私たち日本共産党市議団は、先日、厚生労働省に行き、市の「放課後子どもプラン」が放課後児童健全育成事業として国庫補助の対象となるのか説明を受けてきました。厚生労働省の説明は次のとおりです。「放課後児童健全育成事業は留守家庭児童を対象とした事業であり、トワイライトスクールのような全児童施策と一体としておこなう場合でも、留守家庭児童のため

の『生活の場』としての機能が必要である」としています。つまり中心点は、専用部屋の確保と専任指導員の配置があるかどうかです。

ところが「放課後子どもプラン」では、「一人ひとりの子どもの状態に応じて情緒の安定を図るために必要な休息やくつろぎの場としての専用スペースを確保します」とあります。しかし、すべての子どもの静養スペースであって、国庫補助の要件は満たしていません。またスタッフは「運営指導者」「子ども指導員」「地域協力員」を配置するとなっております。従って、指導員はいますが、留守家庭児童に専任する体制とはなっていません。

市長は、記者会見で「こっちの子は一步たりともあっちに入るなとか、こっちの指導者はあっちの子をかまうなとか、四角四面のやり方でよい指導ができるだろうか」と語ったと報道されています。市長は留守家庭の子どもにとっての生活の場ということの意味がお分かりになっておられるのでしょうか。

学童保育は、毎日通わなくてはならない留守家庭の子どもたちにとって「第二のおうち」です。いつも同じ指導員と同じ仲間と同じ場所がきちんと確保されてこそ生活の場なのです。学童保育の充実を求める国民的な運動によって、国もそのことを認めるようになって、学童保育が児童福祉法にも明記されたのです。

ところが、「放課後子どもプラン」は、留守家庭児童にとっての「生活の場」の持つ特別な重要性を認めておりません。すべての子どもたちにとって、生活の場も遊びや体験の場も必要だと一般化してしまいました。これでは法に基づく学童保育の実施とは言えません。

そこでお尋ねします。留守家庭児童にとって「生活の場」をどのように考えているのでしょうか。名古屋市は「放課後子どもプラン」で、最低限、すべての子どもを対象とした事業から、学童保育を明確に区別する、専用部屋と専任指導員を確保した、児童福祉法に基づく学童保育を行うと考えているのかどうか、局長お答えください。

名古屋市放課後子どもプランは児童福祉法にもとづくもの（局長）

【子ども青少年局長】留守家庭児童にとっての「生活の場」は、毎日、放課後多くの時間を保護者と離れて過ごす留守家庭等の子どもにとっては、安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所として大切だと認識している。

名古屋市放課後子どもプランでは、一人ひとりの子どもの状況に応じて、情緒の安定を図るために必要な休息やくつろぎの場としての専用スペースを確保することとしており、この専用スペースが、留守家庭等の子どもの生活の場としての機能をもつ。また、遊びや生活の指導や援助、保護者に対する子育て支援を行う「子ども指導員」を新たに配置、国の「放課後児童指導員」に位置づけられる。

名古屋市放課後子どもプランは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業に該当するものであり、厚生労働省と十分協議を行いながら、プランの具体化を図る。

既存の学童保育の充実こそ必要

【梅原議員】市の「放課後子どもプラン」が実施されたとしても、小学校における一体型の事業だけで学童保育を必要とする子どもたちに十分な量と質の保育を提供できるのでしょうか。

今年2月に厚生労働省が発表した「新待機児童0作戦」では、10年後の目標として学童保育に通っている割合を現行の19%から60%に上げることが目標とし、今後3年間で集中重点期間としています。名古屋市の場合1学年は、おおよそ2万人ですから1年から3年までの6万人のうちの60%である3万6千人が目標となります。ところが現在、名古屋市の学童保育に通う児童数は約4000人で6%にしかすぎません。せめて、保育園に行っている子どもが学童保育に入れるように箇所数を増やすことが必要です。10年後に国の目標値の60%に引き上げるためには、小

学校における一体型の子どもプランを実施するとしても、現行の学童保育所の数も大幅に増やさなくてはなりません。

長年、親や指導員が苦勞して築き上げてきた名古屋の学童保育と、その中で培われてきた指導員の専門性は大変素晴らしくかけがえのないものです。ところが今、運営が厳しいために学童保育は減り続けています。この様な状況を放置して学童保育のニーズに答えられるとお考えでしょうか。

そこでお聞きします。名古屋市はどれだけの子どもたちが学童保育を必要としていると考え、どのような目標を設定するのでしょうか。私も共産党市議団は、先日「放課後対策プラン」を提案させていただきました。学童保育のニーズにふさわしい目標を達成するには、既存の学童保育所の助成拡充や増設が必要だと考えますがいかがでしょうか。局長、お答えください。

モデル事業の検証・評価を踏まえてから（局長）

【子ども青少年局長】名古屋市放課後子どもプランは、すべての小学校区での実施が目標で、具体的な数値目標は、それぞれの地域の状況に応じ、今後、検討していく。

学童保育所に対し運営助成を行う現行の留守家庭児童健全育成事業の今後の方向性は、モデル事業の検証・評価をふまえて、検討したい。

専用スペースと専任指導員の確保を（再質問）

【梅原議員】局長さんは「名古屋市放課後子どもプラン」は児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業に該当するものと認識しており、厚生労働省と十分協議を行いながら、プランの具体化を図ってまいりたい」と答えられました。このことは、留守家庭児童のための学童保育の専用部屋と専任指導員の確保がされるということですね。これを満たさなければ児童福祉法による学童保育とは言えません。全児童のための部

屋とは別に学童保育の専用の部屋がきちんと確保されるんですか。指導員は留守家庭児童の学童保育の専任の指導ですか。国との協議はこれからなのですか。

学童保育の助成拡充や増設については答えていません。国の新待機児0作戦ですが、国でさえ国民の声に押されて国が目標値60%としたのは、喫緊の課題だからです。名古屋市はどれだけ保育を必要としている子どもがいるのか調べましたか。名古屋市はどれだけの子どものみに提供するのか目標を持たずに事業を行うのですか。

名古屋市の子どもプランの策定にはモデル事業を複数年行ってからつくると言っており3年近くかかると言われます。これでは、いま行われている学童保育は減少してしまいます。

厚生労働省もこの3年が大事だと言っています。その理由は、少子化社会の克服、男女平等参画社会の建設、女性の社会進出の上からも、なんとしても解決の方向を見出さなければならない、という社会的課題からであります。学童保育のこれまで培ってきた財産を継承し発展させることが重要です。既存の学童保育所の充実はどのようにされるのか再度お聞きします。

当面、全学区に放課後子どもプランを設置（局長）

【子ども青少年局長】名古屋市放課後子どもプランにおける専用スペースや専任指導員は児童福祉法にもとづく放課後児童健全育成事業に該当する。具体的な数値目標はそれぞれの地域の状況に応じて検討する。小学校区全区にまず放課後健全児童育成事業を設置する。

学童保育への助成を行っている留守家庭児童健全育成事業の今後の方向性についてはモデル事業の検証・評価を踏まえて検討したい。

安心して子どもを預けて働くことができるよう学童保育の充実を（意見）

【梅原議員】小学校での「一体型」だけでは足りません。既存の学童保育の充実も図らなければなりません。安心して子どもを預けて働くこ

とができる「豊かな放課後の実現」を求めます。

妊婦健診公費助成の助産所への拡大を

助産所も対象にせよ

【梅原議員】妊婦健診の5回の公費助成が決まりました。しかし、名古屋市では、助産所は公費助成の対象になっていません。公費助成の対象に助産所も含めてほしいとの要望が妊婦や助産師から寄せられています。

私はある助産所にうかがいました。助産師さんは妊婦さんに対して、出産に対する不安を取り除くために相談にのっています。出産の方法も自宅、助産所、と自分が安心できる方法を選ぶことができ、何かトラブルが起こったときは産婦人科医のバックアップを受けることができます。

産婦人科が減少しており、助産所がますます重要になっております。厚生労働省も昨年6月、助産所を公費助成の対象に含めるよう促す通知を出しています。名古屋市でも助産所も公費助成の対象とすべきです。局長いかがでしょうか。お答え下さい。

臨床検査を実施していない助産所へは今後の課題（局長）

【子ども青少年局長】妊婦健康診査の公費負担回数を平成20年7月から出産予定の時期に応じて、現行の2回から5回に拡大し、5回全てにおいて血液検査を含めた健診内容を指定し、医療機関に委託している。

助産所は、産科医等との連携のもとに、正常な分娩の手助けや妊産婦・新生児の保健指導を行うところであり、血液検査などの臨床検査を実施していない。したがって、助産所は、公費負担による妊婦健康診査の委託先としていない。

助産所を公費負担の対象とすることは、今後の研究課題としたい。

議案外質問 (6月25日)

地球環境を守る名古屋市のまちづくり・・・市街地における CO₂排出削減と郊外における農業振興による緑を守る緑被 率向上について

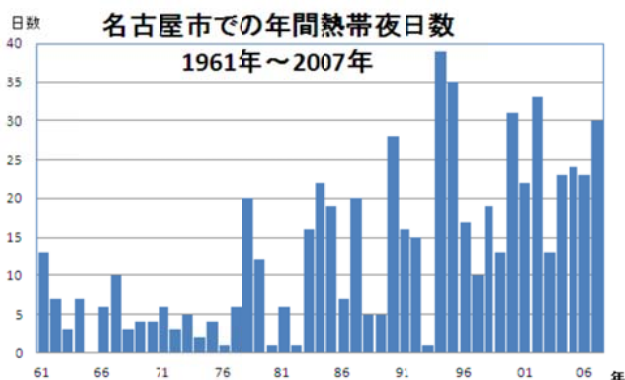
江上博之議員

市街地におけるCO₂排出削減の 取り組みを

温暖化を促進する高層ビル建設の抑制を

【江上議員】地球環境を守る名古屋市のまちづくりについて質問します。2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議、COP10が、名古屋市を主会場に開催されることが決定されました。多様な生物の生存が危機的である現在、その大きな原因となっている地球温暖化防止と一体に考え、防止策を進める絶好の機会です。特に名古屋市は220万都市です。ヒートアイランドといわれて大都市の温暖化は以前から指摘されています。温暖化防止といえば、既成の市街地、特に中心市街地のあり方が問われています。また、一方で、市街地から郊外に居住が広がり、農地など緑の減少です。その転換なくして、生物の一員である市民が安心、安全に住み続けられる町の持続的維持発展はないと思います。そこで、今回は、市街地におけるCO₂排出削減と郊外における農業振興による緑を守る緑被率向上について質問します。

まず、私は、今、現時点で地球環境が危機的であるということをあらためて認識しました。



5月25日のNHKテレビでホッキョクグマの生態が放映され、生存が危機的であると報じられています。2007年9月には、



27年前の1980年に比較し、北極海の氷の面積が4割も少なくなったというのです。原因は、人間が排出したCO₂による温暖化と放映していました。えさとなる動物も減り、循環社会が維持できなくなったことが問題です。これは、ホッキョクグマだけでなく、地球全体に対する警鐘です。今、CO₂削減はどうしても必要です。1990年比10%削減が松原市長の宣言でした。2004年には、増加傾向でした。あと2年で、目標をやり遂げなければなりません。2050年の目標は、2010年目標をやり遂げてこそ現実に説得力をもつ目標です。

環境アセスメントの活用で超高層ビル建設を抑制せよ

【江上議員】名古屋市の市街地におけるCO₂排出削減の取り組みについて聞きます。名古屋市のCO₂排出の一番多い部分は、工場などによるものです。そして、1990年から増加が大きいのが、オフィス・店舗等、続いて、家庭生活、マイカーです。そこで、まず、オフィスにかかわるCO₂の総排出量が多い超高層ビル建設を抑制することを求めます。

6年前の2002年9月議会で、私は、CO₂排出削減の立場から質問しています。その際、トヨタ・毎日ビルの建替えて、CO₂排出の総量が1.58倍になることを示し、市長にこのような建設がCO₂削減に逆行するのではないか、と質

問しました。市長は、エネルギー効率や地域冷暖房導入から効率が良くなることは重要だ、と述べ、建設抑制とは言いませんでした。環境アセスメントを見ると、たしかに、単位面積当たりの排出量は減っています。しかし、建物の延べ面積が大変増えるわけですから、総量が増えていることを否定はできませんでした。問題は、総量ではありませんか。これから建設する建物は、以前と比較して、CO₂排出量を減らすことを条件にすることが必要ではありませんか。東京のヒートアイランド現象で、夏の最高気温が異常に高くなった原因に超高層ビルの林立が問題となっています。窓も事実上開けられませんか、冷暖房の使用が1年中となりCO₂排出を大きくします。

また、地震対策でも超高層ビルは問題です。地震に強い建物が残っても、建物の中の電気、ガス、水道、下水道が機能するかどうか疑問です。地上に降りることさえ大変です。人の能力、身の丈にあった建物ではありません。

そこで、環境アセスメントによって、超高層ビル建設を抑制することを求めます。

現在、建設前に行う温室効果ガスにかかわる環境アセスメント提出の建物は、「100m以上、かつ5万㎡」の建物だけです。最近の建物では、納屋橋西のアクアタウン納屋橋、スパイラルタワーズ、葵一丁目のビル、大井町のビルは、100m以上あっても延べ面積が5万㎡ないことから対象でないんです。建設されてから、地球温暖化対策計画書を届け出るだけです。市独自に、環境アセスメントの建築物に対する条件を変更し、少なくとも、高さ100m以上、「あるいは」、延べ面積5万㎡の建物とすべきではないでしょうか。環境局長に見解を求めます。

環境アセスの変更は考えていない（局長）

【環境局長】大規模建築物の計画段階でのCO₂排出削減は、「環境影響評価制度」のほか、「CASBEE名古屋」を活用した「建築物環境配慮制度」がある。これは、床面積2000㎡以上の建築物を対象とし、設備システムの高効率

化、自然エネルギーの利用など省エネルギーに配慮した環境効率のよい建築物の設計を促すよう指導している。

建築後の使用段階では、「地球温暖化対策計画書」の届け出制度で、CO₂の削減を進



質問する江上議員

め、この制度を導入した平成16年度からの3年間で、対象となる事業所全体として約10%の温室効果ガスが削減された。対象とならない中小事業所も、業態別の「省エネ対策虎の巻」を作成し、今年度からアドバイザーによる個別訪問を行い、具体的に省エネ対策を促進している。オフィス、事務所のCO₂削減は、こうした個別・具体的な草の根の取り組みを進める。環境影響評価制度の変更は考えない。

超高層建築物建設には補助するな

【江上議員】名古屋市では、超高層ビル建設にかかわって多額の税金を補助しています。CO₂排出を抑える市の姿勢を示すためにこのような補助を行うべきではありません。

そこで、市街地再開発や優良建築物等整備事業によって、超高層建築物建設に関連して出している補助金について、少なくとも、高さ100m以上、あるいは、延べ面積5万㎡以上の場合、補助しないようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。住宅都市局長に見解を求めます。

安心・安全・快適な都市基盤づくりとして評価し補助する（局長）

【住宅都市局長】国際競争力を高め持続的に発展を続けていくためには、民間の資金、ノウハウも活用した公民パートナーシップによる魅力アップや時代の要請に応じた安心・安全・快適な都市基盤づくりが必要だ。民間再開発事業は、土地利用の共同化や高度化を図るとともに、建物の建替えによる都市機能の更新や、防災性の向上など、安全快適なまちづくりを行う目的で

進めている。その補助は、地域冷暖房や緑化の推進などの環境対策、さらには歩行者空間整備などについて、総合的に公共貢献度を評価しながら、適正に実施する。

都心部へのマイカーなどの自動車流入をくいとめよ

【江上議員】都心部におけるマイカーや事業用車両の自動車流入をいかにとめ、都心の空洞化を止めるか、という問題でおきします。広小路ルネサンスを名古屋市が提案しています。片側2車線を1車線にする社会実験を行いたいと市長は言っていました。私は、そもそも都心部に自動車を流入させてきたことが問題であり、その抑制を求めるのであれば、思い切った施策でなければCO₂削減につながらないと考えます。広小路が名古屋市にとって象徴的な街路であれば、一般の自動車の乗り入れを禁止し、歩行者と、自転車、公共交通機関、具体的には、バス、検討課題としては、世界でも始まっている



中川区の水田



広小路の車

ヨーロッパモビリティウィーク&カーフリーデーとは？ European Mobility Week & Car Free Day

ヨーロッパでは、毎年9月16～22日に「ヨーロッパモビリティウィーク」という社会的なイベントが行われています。環境問題を都市交通の面から対処していくため、また街に人中心の賑わいを創り出していくため、「車の使い方」を見直そうというものです。カーフリーデーはこのプロジェクトの中心イベントで、都心部において1日マイカーを使わない地区を創り出し、市民一人一人が車のない都市環境を体験しその変化を実感し考えるよう社会啓発します。新しい交通施策を展開させていく日ともなります。

ヨーロッパモビリティウィーク
European Mobility Week (EMW)

ヨーロッパモビリティウィークは、カーフリーデーの前夜一週間に都市交通を考える交通週間として位置づけられ、2002年から実施されています。カーフリーデーを発展させた欧州委員会(環境総局)のプロジェクトです。今ではカーフリーデーはこのモビリティウィークの中心とな

るLRTという速度が速い低床な市内電車だけ通行できるトランジットモールにすることが必要ではありませんか。自転車は、歩行者と分離して、環境にやさしい乗り物として利用促進すべきものです。このくらいの構えがなければ、地球温暖化防止のまちとはいえません。

そこで、カーフリーデーについてです。昨年9月に行われたこの催しは、一日中、マイカーを使わない日を設けて都市環境を体験し、その変化を実感しようと思ったものです。昨年は、都心の道路を300mにわたって利用して行ったということですが、今年は、もっと大規模に、たとえば、広小路も対象に考えて行ったらどうでしょうか。総務局長に見解を求めます。

カーフリーデーを通じ、公共交通への転換を図り、CO₂削減につなげたい(局長)

【総務局長】カーフリーデーは、「車のない月」「街では車を使わない日」としてヨーロッパで始まった取り組みで、車を使わない生活を市民一人一人が体験しながら環境に配慮したライフスタイルの浸透を図る啓発イベントです。平成19年度は、「環境デーなごや」と連携し、久屋大通公園を活用できるので、9月23日に久屋大通を車両通行止めにして開催した。当日は、約

る催しと位置づけられています。

ヨーロッパモビリティウィークのキーワードとして、公共交通機関・自転車・生活道路・緑の道等のほか、都市文化、公共空間、健康、安全等が掲げられ、毎年決められるテーマに従い日替わりでこれらのキャンペーン・交通施策の実施を行います。2007年のテーマは「STREETS FOR PEOPLE 人のための みち空間」です。

カーフリーデー
Car Free Day (ITWMC)

モビリティウィーク中に行われる中心イベントが、毎年9月22日に開催される「カーフリーデー(車のない日 In town, without my car)」です。「フリー」とは、バリアフリーと同じような使われ方で、「車から解放されましょう」という意味合いを持っています。

街の中心部において1日マイカーを使わない地区を創り出し、車のない都市空間を体験します。街では車に頼らなくても日常生活には支障がないことを実感してもらい社会啓発するものです。

(カーフリーデー・ジャパンHPより)

5万5千人が参加した。平成20年度は、昨年度実績も踏まえ、関係機関と調整のうえ、検討したい。

カーフリーデーを通じて、さまざまな施策のPRを積極的に行っていくことで公共交通機関等への転換を図り、ひいてはCO₂削減につながるよう取り組みたい。

市街地にこそ環境に配慮した住宅建設を

【江上議員】自動車の流入を抑制し、公共交通利用を増やすとなると、乗客となる町中に住む人口増が求められます。また、既成市街地の空洞化と郊外への居住地の拡大によって緑がどんどん削られています。これ以上削らないようにするためにも、町中で住めるようにすることです。市街地の例として、中区をみると最近人口は増えているようですが、やはり、小学生数は減っています。子どもさんから高齢者まで住み続けられるまち、コミュニティが大切です。

そこで、環境に配慮した住宅の整備について質問します。環境、コミュニティ、子育てにこだわった1棟当たり20戸から30戸単位で、3～4階建ての住宅である循環型社会対応住宅の中心市街地での建設を求めます。名古屋市は、今年度、守山区の志段味でこの住宅を建設する予算をつけています。自然とのふれあいを楽しむ、地球にやさしい住宅地をコンセプトにしているのです。中心市街地、あるいはそのまわりで、建設することが環境に意義があるのではないのでしょうか。住宅都市局長の見解を求めます。

土地の有効利用からみて市街地にエコ市営住宅をつくることは難しい（局長）

【住宅都市局長】守山区志段味地区で、「地球と人にやさしい住宅地」を基本コンセプトに、「環境」・「コミュニティ」・「子育て」を三本柱とし、資源消費の抑制や環境負荷の低減に配慮した循環型社会対応住宅の整備を進め、平成20年7月末に第1工区74戸を着工し、順次整備を進めて、平成22年度末までに、木造の共同住宅約50戸を含め、全体で約200戸を完成させる

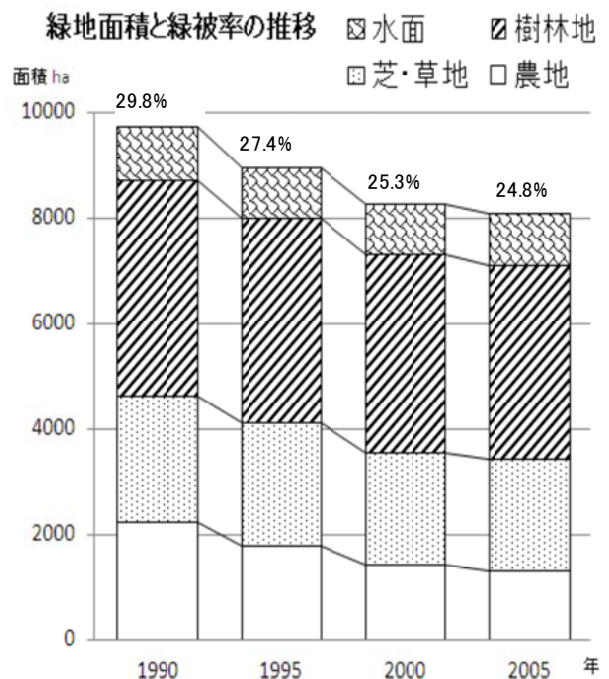
予定です。これは、「環境首都なごや」の重要な施策であり、市民の意識を高め、民間での環境に配慮した住宅の普及に繋げていきたい。

しかし、中心市街地における市営住宅の建替に際し、1棟当たり20戸から30戸程度の3～4階建て住宅を建設することは、土地の有効利用を積極的に図るべき観点から難しい。市営住宅の整備では、透水性舗装・リサイクル材の使用や太陽光発電なども取り入れてきましたが、今後ともさらに、環境に配慮した取り組みを進める。

郊外の農業振興による緑被率向上について

緑被率30%目標の実現を

【江上議員】郊外の農業振興による緑被率向上について、まず緑被率30%目標の実現をいかに行うかという点について質問します。名古屋市は、「緑の基本計画」で、市域面積の30%を緑にすると述べています。しかし、1990年に29.8%であったものが、15年たった2005年には24.8%と減り続けています。減り方が大きいのが農地です。2006年からの1年間だけみても、59ha減っています。そのうちの28haは中川区です。区画整理による宅地化の影響が大きいのではないで



しょうか。一方、市の施策で増やす緑で見ると、公園用地の公有地化で、同時期で2ha増やし21億円余で買っています。しかし、緑被率に貢献している緑は、2haのうちの2割ということです。

5月に名古屋市は、国が募集した「環境モデル都市」に応募するために、「提案書」を提出しています。その中で、5年間で、緑被の減少に歯止めをかけ、25%を維持すると書いています。ところが、農地には全く触れていません。

緑被率目標を実現するには、農地をいかに残すかということではないでしょうか。特に市街化区域内の農地が減っています。緑政土木局長に見解を求めます。

市民農園などで保全し、宅地化には緑化地域制度で緑を保全（局長）

【緑政土木局長】市街化区域は、概ね10年以内に良好な市街地の形成を目指す区域ですが、この区域にも1,044haの農地があり、地域の貴重な緑として緑被率に貢献している。市街化区域農地のうち、3割を占める生産緑地に指定されたものは、制度的に緑が保全されるが、残りの7割は、高齢化や後継者不足により、農地として保全することが困難となって、緑地が失われていく可能性がある。そこで、地権者の意向を確認し、市民が農作業を楽しむ市民農園という形で、少しでも多くの農地の保全につながればと考えている。

また、宅地化される場合には、この10月から実施する緑化地域制度に基づき、建築計画の中

で、良好な緑を保全していきたい。

農産物の価格保障と、農家の所得補償を

【江上議員】輸入ギョーザ問題を機に、いかに、日本の食料自給率が低いか、今の世界の食料不足を考えたら、自前で農産物をつくらなければどうしようもなくなるということが市民に改めて明らかになっています。ところが、名古屋市のカロリーベースでの食料自給率は1%で、減るばかりです。しかし、名古屋にも、コメどころがあり、みつばなど誇るべき生産地もあります。学校給食への利用をふやすなりして供給先を安定させ、農業振興費を思い切ってふやし、農産物の価格保障と、農家の所得補償を行うことを市の独自の施策として求めます。これは温暖化防止とともに、市民の食の安全、さらには、水害対策にもかかわることですから市長に見解を求めます。

下落に対する価格保障制度や地産地消などの農業振興施策を展開したい(市長)

【市長】農家の皆様の経営安定のため、市場出荷の多い野菜について、価格の下落に対する、名古屋市独自の価格保障を、量的にわずかですが行っております。米も、国の制度を受けて、米価の下落に対する補てんを行っている。また、直接の補助制度ではないが、農家の販路拡大や所得向上につながるよう、地産地消の推進を図ろうと、学校給食での市内産農産物の利用促進や、港区の戸田川緑地に設置した「とだがわ陽だまり館」における、農産物の販売場所のさら

「緑化地域制度」とは

都市緑地法により、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度。対象区域は市街化区域全域。

対象敷地面積：原則300㎡以上、建ぺい率が60%～80%の区域は500㎡以上。増築では床面積の合計が1.2倍を超えると対象に。緑化率の最低限度は、建ぺい率に応じて10%～20%。

緑のまちづくり条例

建ぺい率80%超など法が適用されないときは、市

の緑のまちづくり条例で緑化を義務付け。対象敷地面積は500㎡以上、緑化率の最低限度は10%。

市街化調整区域の建築も緑のまちづくり条例で緑化を義務付け。対象敷地面積は1000㎡以上、緑化率の最低限度は20%。

2008年10月31日から緑化地域制度が施行



なる拡充を図っている。

現行の農産物の価格保障制度や地産地消などの農業振興施策を展開し、今後も農家の経営安定に努める。

今残された1600ha、市域の5%の農地をどう残すのか(再質問)

【江上議員】CO₂排出削減と緑被率の向上によって、温暖化防止への抜本的な市政転換を求めましたが、地球環境の危機を踏まえた回答とはいえません。冒頭に、北極海での氷が、27年間で、40%減少している危機を述べました。もう一つ、1990年から2005年までの15年間で、名古屋市の農地が40%減少している危機があります。ここに持ってきた「名古屋市のみどり」緑の現況調査報告書でも明らかです。緑被率の向上のためにも、食料自給率を高めるためにも、今残された1600ha、市域の5%の農地をどうしたら維持し、増やすことができるのか。あらためて市長に質問します。1600haの農地を必ず残すという決意お聞かせください。

1600ha 残す点に触れず(市長)

【市長】農業振興施策を積極的に展開することにより、農家の安定経営に努めます。同時に、水田を活用した市民農園を手始めに、農地を保全する手法を幅広く検討する、そうすることで農地を維持していきたい。

地球環境を守る市政に

【江上議員】中心市街地においても、郊外においても、徹底した地球環境を守る市政の実現を求めて質問を終わります。

市側の答弁は、質問者が与党と野党では濃淡が出る。与党にはできるだけ前向きな回答を心掛け、野党相手には声のトーンまで変わったような印象を受ける。

市議会唯一の野党・共産の江上博之氏が二酸化炭素(CO₂)削減策をたてた。生物多様性条約第九回締約国会議(COP9)の取材でドイツの街を見たばかりのため



市の答弁 質問者で濃淡

か、その指摘はかなりの射ていると感じた。

超高層ビルの建築規制▽都市部への車の流入抑制▽省エネ型住宅の建設推進▽緑被率の向上。どれも環境先進国・ドイツの柱とも言える施策だ。高層ビルはめったになし、街の中心部はどこも歩行者天国。緑も多かる。

同市の試算では、二

超高層ビルの建築規制は、都市部への車の流入抑制、省エネ型住宅の建設、緑被率の向上。どれも環境先進国・ドイツの柱とも言える施策だ。高層ビルはめったになし、街の中心部はどこも歩行者天国。緑も多かる。

同市の試算では、二

さて、市議会の話に戻る。想像通り、市側の答弁は木で鼻をくくったよう。現状の施策の枠を超え、中身は全くなかった。

ふと、思う。ドイツを訪れた市長や幹部に別の場面で、別の人が聞けば答えはどうか。でも、議会という公の場で議論することが大事なことも。

(豊田雄二郎)

各常任委員会の概要

2008年6月議会 委員会日程

月日	曜	総務環境	財政福祉	教育子ども	土木交通	経済水道	都市消防
6月27日	金	所管事務調査(環境・施設整備計画の推進)	質疑(財政)	質疑(子ども青少年)	質疑(緑政土木)	質疑(市民経済)	質疑(住宅都市)
6月30日	月	所管事務調査(開府400年記念事業)	質疑(健康福祉・病院)	質疑(教育)	総括質疑(緑政土木)	総括質疑(市民経済)	質疑(消防)
7月1日	火		総括質疑(財政)	総括質疑(2局)		所管事務調査(合流式下水道の改善)	総括質疑(住宅都市)
7月2日	水	所管事務調査(ものづくり文化交流拠点)	総括質疑(健康福祉・病院)	所管事務調査(科学館改築における展示設計案)	所管事務調査(久屋大通駅エスカレーター事故)		総括質疑(消防)
7月3日	木		意思決定 所管事務調査(19年度収支見込み)	意思決定	意思決定	意思決定	意志決定
議案内容	なし		財政(本庁舎耐震工事の契約変更、債務負担行為)健康福祉(老健の専決)病院(診療科の名前条例、医療事故の補正と賠償)	教育(債務負担行為、守山スポーツセンターの指定管理)子ども(青少年プラザの指定管理)	緑政土木(債務負担行為、農業委員定数)	市民経済(債務負担行為)	住宅都市(種木館)消防(救急車9台更新)

補正予算の主な内容

区分	事項	金額	財源	説明
病院事業会計	医療事故賠償金	2,400万円	医業外収益 2,400万円	西部医療センター城西病院での医療事故に対する損害賠償金。(保険で充当)
専決処分 老人保健特会	前年度繰上充用金	17億5,000万円	交付金 3億7,700万円 国庫 10億9,800万円 県費 2億7,500万円	19年度決算見込みで、国庫支出金等の一部が19年度中に公布されないため20年度予算で補てん。
一般会計 債務負担行為	事項	期間	限度額	説明
	緑区東部における ・保健所分室施設の取得 ・区役所支所施設の取得 ・地区会館施設の取得 ・有料自転車駐車場施設の取得 ・図書館施設の取得	21年度	2億1,300万円 8億1,200万円 5億 300万円 2億2,400万円 3億2,300万円	民間事業者が整備する保健所分室施設など5施設を21年度に取得するため。

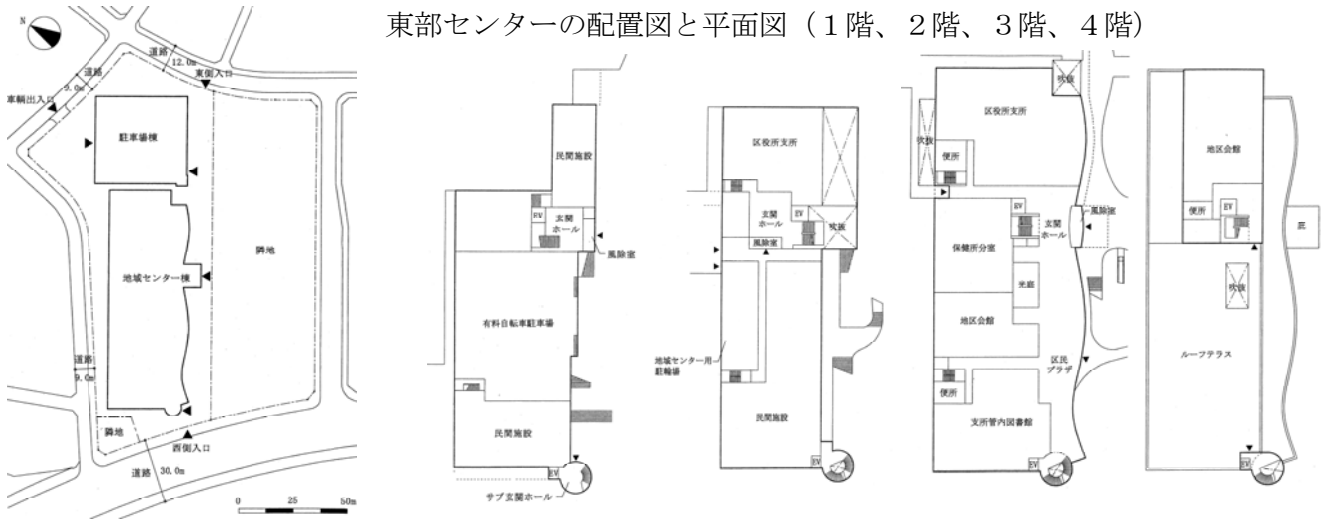
緑区東部方面地域センター(仮称)等の整備(債務負担行為)

- ・ 限度額 2,075,000千円
- ・ 民間事業者が整備する緑区東部方面地域センター等(区役所支所施設はじめ5施設)の取得のため、平成21年度末までを期間とする債務負担行為を行う。
- ・ 概要
緑区徳重北部土地区画整理事業3街区(約10,000㎡)提案競技を実施。選定された民間事業者が公共施設と民間施設からなる施設全体の設計・施工を行い、整備完了後、公共施設部分を市が民間事業者から買い取る。
- ・ スケジュール
平成20年7月 実施設計着手
平成21年2月 工事着手
平成22年3月 施設完成、公共施設部分を取得
平成22年度 開業

整備施設

区分	内容
地域センター棟 (9,682㎡)	公共施設 (7,667㎡) 区役所支所(2,977㎡) 地区会館(1,733㎡) 保健所分室(778㎡) 支所管内図書館(1,047㎡) 有料自転車駐車場(1,132㎡)
	民間施設 (2,015㎡) 商業サービス施設(2,015㎡)
駐車場棟 (3,121㎡)	民間施設 (3,121㎡) 駐車場(3,121㎡)
全体(12,803㎡)	

東部センターの配置図と平面図（1階、2階、3階、4階）



教育子ども委員会（6月27日～7月1日）かとう典子議員

市職員による直営・一体的運営で青少年の活動支援を

教育子ども委員会では、青少年交流プラザ条例改正案について、かとう典子議員が審議しました。

かとう議員が「社会教育法に基づく社会教育施設でなくなるというが、運営体制はどうなるのか」とただしたところ、当局は「施設管理は指定管理者が行うが、事業はプラザの直営」「現在、社会教育主事を、プラザに3名、宿泊青年の家に1名配置しているが、今後は本館と一体的に行うこと

になる」と答えました。

かとう議員は「社会教育施設でなくなれば、行政からの独立が保障されない。その上、施設管理と事業を分離し、講座などの事業だけを社会教育主事が行えば、ますます行政のお仕着せになりかねない」「施設管理も、貸し館・ホテル業者が指定管理者になってしまう」と指摘し、市職員による直営・一体的運営を求めました。

宿泊青年の家利用者数の推移（単位：人）

区分		18年度	19年度
宿泊者	青少年	7701	7701
	一般	1206	1440
	計	8907	9141
研修室利用者	青少年	41489	54421
	一般	13874	12523
	計	55363	66944
合計		64270	76085

注1：宿泊者のうち、青少年は30歳未満の者をいう。注2：研修室利用者のうち、青少年は30歳未満の者が過半数を占める団体の利用者をいう。

利用者別宿泊者数の推移（単位：人）

区分	18年度	19年度
就学前	268	288
小中学生	2,424	2699
青年	5009	4714
一般	1206	1440
計	8907	9141

注：青年は、15歳以上30歳未満の者（中学生を除く。）をいう。

期間別宿泊者数の推移（単位：人）

区分	18年度	19年度
夏休み	2298	2194
夏休み以外	土曜日	3238
	平日等	3371
計	8907	9141

期間別利用率の推移（単位：％）

区分	18年度	19年度
夏休み	66.1	62.4
夏休み以外	土曜日	79.5
	平日等	17.8
計	33.1	36.3

注：利用率は、使用宿泊室数／（開所日数×全宿泊室数）で算出

主な議案に対する会派別態度(7月4日)

1、当局提案 11件 (条例案：4件、補正予算：2件、一般案件：4件、承認：1件)

議 案 名	各会派の態度								結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	医療法施行令の一部改正で、診療科名を、身体部位や者の等、一定の性質を有する名称とする柔軟な方に改められたので、病院の診療科目に係る規定の改正を行う
名古屋市青少年交流プラザ条例の一部改正	●	○	○	○	○	○	○	○	可決	現在の宿泊青年の家を廃止し、青少年交流プラザの分館とする。管理を指定管理者に行わせる
名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	農業委員会の委員の選挙区の定数を、選挙人の数に比例させるため、熱田・中川選挙区を8人から7人に、港選挙区を7人から8人に変更する
名古屋市文化のみち 木館条例の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	名古屋市文化のみち 木館を設置。管理は指定管理者に行わせる。
2008年度名古屋市一般会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	債務負担行為の追加 緑区東部における区役所支所施設等の取得。限度額20億7500万円
008年度名古屋市病院事業会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	医療事故賠償金の補正、2400万円。
契約の一部変更 (市役所本庁舎震改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	請負契約 (平成19年3月7日議決 平成19年第61号)の契約金額を32億6576万6700円から34億9927万6200円に変更
財産の取得 (高規格 急自動車)	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	高規格 急自動車の老 化により更新する。愛知日産自動車 会社から1億3778万1000円で9買入
損害賠償の額の決定	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	平成19年11月15日に城西病院で発生した医療事故に関し、当該被害者の遺族に対する損害賠償の額を2400万円に決定
指定管理者の指定	●	○	○	○	○	○	○	○	可決	守山スポーツセンターの指定管理者を守山エス・アンド・エスに指定。2009年12月1日から2031年3月31日まで
専決処分 (2008年度名古屋市老人保健特別会計補正予算 (第1号))	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	補正後の額 17, 592, 399千円 補 正 額 1, 750, 000千円 07年度分の財源不足を繰上充用するため

2 追加議案 9件 (補正予算3件、一般案件1件、同意案件2件、議員提出同意案件1件、議員派遣2件)

議 案 名	各会派の態度								結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
訴えの提起 (弁護士報酬等請求控訴事件の上告)	●	○	○	○	○	—	●	○	可決	新南陽工場住民訴訟での住民勝訴確定に伴う弁護士報酬3800万円を支払えという高裁判決に、名古屋市が主張する196万円ではないから不服であり上告するため。
2008年度名古屋市一般会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	—	○	○	可決	7392万9千円の補正。財政調整基金から老人保険特別会計へ繰り入れる。

○＝賛成 ●＝反対 —棄権／ 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

つづき

議 案 名	各会派の態度									結果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク			
2008年度名古屋市老人保健特別会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	8億8714万3千円の補正。医療給付費の不足分。支払基金から4億4357万1千円、国庫負担金2億9571万4千円、県・市負担金それぞれ7392万9千円。
2008年度名古屋市基金特別会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	財政調整基金から7392万9千円を取り崩し、一般会計へ繰り出す
固定資産評価審査委員会委員の選任 (任期3年)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	・ 白井信之、1951年生、半田市、不動産 定士、中 不動産 定所、国土交通省地価公示 定評価員、再々任。 ・ 藤 洋一、1954年生、中区、不動産 定士、三交不動産 定所から補償評価システム 代表取締役、国土交通省地価公示 定評価員、再々任。 ・ 本田伸太郎、1944年生、瑞穂区、一 建築士、本田建築設計事務所代表取締役、再任 ・ 原田方子、1953年生、東区、弁護士、大 見合同法律事務所から原田法律事務所、再任。 ・ 白木和夫、1950年生、昭和区、シロキ代表取締役社長、名古屋 工会議所 ・ 部会副部会長、新。
人権擁護委員の推 (任期3年になる12人の後任)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	・ 田芳子 (1943年生、西区、交通指導員、体育指導委員、少年補導委員、新) ・ 田 子 (1942年生、天白区、シノダ歯科医院、民生児童委員、学校評議員、再々々任) ・ 小林 子 (1946年生、西区、小学校教 、 前小校長、民生児童委員、新) ・ 服部忠雄 (1947年生、中村区、 代表取締役、民生児童委員、新) ・ 村橋光江 (1942年生、中区、体育指導委員、保健委員、区婦連協副会長、区政協力員、新) ・ 坂口勝彦 (1947年生、昭和区、小学校教 、 春岡小校長、教育スポーツ振興事業団、新) ・ 山本 (1942年生、中川区、市大事務局、経済局参事、選挙管理委員会、区政協力員、新) ・ 岩田 司 (1964年生、港区、交通開発機構、アイコム代表取締役、 陽会理事、西福田小PT会長、新) ・ 小出春子 (1938年生、南区、中学校教 、 山小校長、再々任) ・ 堀今日 (1942年生、南区、天理教中 分教会代表役員、少年補導員、保護士、再) ・ 有元元美 (1947年生、名東区、小学校教 、 野小校長、教育センター指導委員、新) ・ 小松 子 (1948年生、天白区、日興証券、ヒカリ産機 取締役、保護士、新)
農業委員会委員の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	代子 (守山区、1931年生) 野佐一 (緑区、1934年生) 服部豊 (中川区、1942年生) 岩田公雄 (港区、1955年生)

○=賛成 ●=反対 -=退席 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市中会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

つづき

議 案 名	各会派の態度								結 果	備 考
	共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
議員の派遣（ロサンゼルス市 都市交流公 代表団）	○	○	○	○	○	○	○	○	可 決	8月14日～23日。副議長と各会派幹事長（共産党は参加しない）の5人。ロス市表 訪問、交流行事参加のほか、カナダのカルガリー、ビクトリア、バンクーバーへ。
議員の派遣（名古屋市会欧州視 察団）	●	○	○	○	○	○	○	○	可 決	7月14日～22日。4年に一度の海外視察。サンクトペテルブルク（ロシア） ミュンヘン（ドイツ）ストックホルム（スウェーデン） ヘルシンキ（フィンランド）へ民主9、公明5、名自2、自1、ク1の計18人。エルミタージュ美 館などを視察。（詳細は下項）

○＝賛成 ●＝反対 －＝退席 ／ 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

3 選挙

選挙管理委員会委員の選挙 （議員による投票で選出）	委員 司 三、加藤徹、伊藤年一、山田 文、高木 夫 補充員 前田孝之、田 好 、 秀彦、長谷川弘 、原山 三
------------------------------	---



ロサンゼルス市姉妹都市交流公式代表団

- ・小島七郎（副議長・公明・昭和）
- ・吉田隆一（民主・北）
- ・中田ちづこ（自民・中）
- ・三輪芳裕（公明・天白）
- ・横井利明（名自・南）



名古屋市会欧州視察団

- ・梅村邦子、梅村麻美子、おくむら文洋、斎藤まこと、杉山ひとし、高吉英樹、ちかざわ昌行、日比健太郎、諸隈修身（以上 民主）
- ・中田ちづこ（自民）
- ・江口文雄、こんばのぶお、中村満、ばばのりこ、福田誠治（以上 公明）
- ・丹羽ひろし、前田有一（以上 名自）
- ・のりたけ勅仁（民主党クラブ）

反対討論 (7月4日)

青年の自主的な学習や文化活動を保障してきた宿泊青年の家を否定するような条例の改正は認められません わしの恵子議員



青少年交流プラザ条例の改正には反対

【わしの議員】この議案は、「青年の家条例」を廃止し、宿泊青年の家を、青少年交流プラザ分館として、指定管理者制度を導入して、施設の管理を民間にゆだねようとするものです。

宿泊青年の家は25年前に生まれました。そして、青年の家4館とともに、青年の自主的な学習・文化活動を保障する社会教育施設として、本市の職員が、市民との共同で、直接事業の運営に努力してきました。

その後、「役割は終わった」と、相次いで4つの青年の家が廃止され、青少年交流プラザが建設されましたが、社会教育施設としての位置づけを外されたため、今となっては、宿泊青年の家が、本市一の青年の社会教育施設として、最後のともいえる役割を果たし続けてきたのです。

ところが今回の提案は、宿泊青年の家まで、そのあり方を根底から否定しようというものです。しかし、施設を利用する青年たちが、その先にある交流や仲間作りを目指して、人とのつながりから社会性を学び、視野を広げることは、今の時代だからこそ求められているのです。

最近、青年たちに戦前のプロレタリア作家、小林多二の「工」ブームが起きています。北の海でカニをとり、に加工するの労働者が、人間いされない過な労働条件を改善させたいと、いに立ち上がる物語です。これが、ネットカフェ難民やワーキングプアとばれる現代の若者たちにも、自分たちの姿と重ね合わせ、共感や望を与えるものになっているといわれています。

過な競争・格差社会で、労・自立や市民

的共同の契機を奪われ続けてきた今日の青年たちは、自らの生き方を模し、学びあう場や機会を求めています。青年期の社会教育はますます必要になっています。こんな時代だからこそ、宿泊青年の家を、社会教育施設から外すことは認められません。

さらに、施設の管理・運営をことさらに「事業」と分離して、指定管理者にゆだねれば、管理・運営は今まで以上に「貸室・宿泊機能」に特化せざるを得ず、青年の自主的な学習や文化活動が保障されなくなってしまう。以上のことから、この条例改正案には反対を表明し討論を終わります。

名古屋市宿泊青年の家

宿泊しながら、スポーツ・音楽・演劇・ダンスなどの練習合宿から大学のゼミ・サークル活動、また、レクリエーションや親睦まで幅広く利用できる施設。野外炊飯施設を利用してバーベキューもでき、キャンプの事前活動にも最適。家族での利用も大丈夫。安い宿泊施設・ホテルを探している団体には泊りだけの利用もでき、29歳以下なら一人1泊600円(中学生以下は無料)で泊まることができます。日帰りでの利用もOKです。

場所：緑区大高町字蛸池4-6

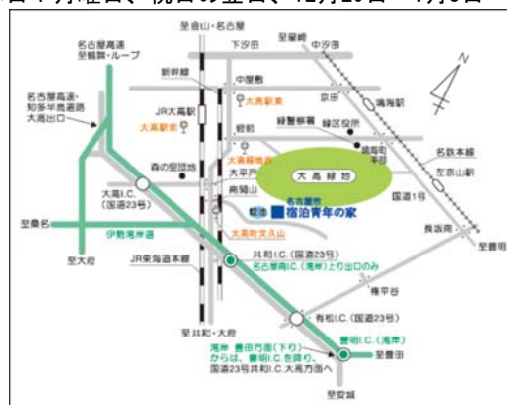
電話 052-624-4401 Fax 052-624-4403

施設：集会室、教室(4)、プレイルーム、音楽室(2)、美術室、体育室など

使用料・料金 日帰り利用：600円から／宿泊利用：600円(青年)など

時間：午前9時～午後9時

休日：月曜日、祝日の翌日、12月29日～1月3日



請願・陳情

6月議会に受理されたもの

6月定例会には下記の請願・陳情が受理されました。審議は6月議会終了後に行われます。

◆請願

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第4号	平成20年 7月2日	名古屋市の保育を良くすることに関する請願	保育をよくなるネットワークなごや (29401人)	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 かとう典子 くれまつ順子 田口一登 (以上共産)
2007年4月、名古屋市で初めての公立保育所の廃止・民営化が則武保育園で実施された。実施から約1年たった今も子どもたちやその保護者の不安・動揺を消すことができないのが現状であるが、市は、さらに2007年11月、千種 保育園、山田保育園及び 代保育園の廃止・民営化を提案した。保護者説明会は開かれているが、その内容は「民営化ありき」でしかなく、子どもにとって最善のことを考える保護者や地域にとっては納得できるものではない。 名古屋市保育施策のあり方指針の趣旨からも、本来は公的保育の拡充を進めなければならないのに、公立保育所の廃止・民営化計画は、保育の公的責任の後退につながるものである。今ある公立保育所と民間の保育所を共に充実させてこそ、名古屋市の保育の質の向上につながる。 先日、安城市の保育園・ 園の運営検討委員会は、「公立保育所の民営化を行わないことが市民の要望に応えることになる」との内容の報告書をまとめて発表した。名古屋市は、全国的に見てもすばらしい保育の質を今まで保ち続けてきている。 については、これからの10年間で「子育てするなら名古屋で」を実現するため、次の事項の実現をお願いする。 1 公立保育所の廃止・民営化をやめること。 2 千種 保育園、山田保育園及び 代保育園を公立保育所として建て替え、6歳までの子どもが入所できる保育所として整備すること。 3 公私間格差 正制度を 持すること。				
請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第5号	平成20年 7月2日	若杉作業所、昭和橋作業所及び鳩岡作業所の運営に関する請願	昭和橋作業所保護者会(ほか2名)	おくむら文洋(民主) 堀場章(自民) ばばのりこ(公明) 横井利明(名自)
市の知的障害者 産施設である若杉作業所では33名、昭和橋作業所では20名、 岡作業所では30名の利用者が毎日元気に仕事をしているが、そこで仕事をしている利用者とその親は共に高齢化が進んでいる。 市はこの三つの知的障害者 産施設の民営化を計画している状態である。しかし、民営化については、環境が変わることで利用者がパニックを起こして混乱したり、施設運営の問題、人材確保の問題等、問題が山積みである。 利用者の親には将来が見えない状況である。親なき後、すべての障害者が幸せに暮らす場所を 供してほしい。 これから新事業体系に移行するが、移行については市が責任を持ってほしい。 知的障害を持つ利用者は自分自身で主張することができないが、この請願が知的障害の子どもを持つ親の切なる願いである。 については、次の事項の実現をお願いする。 1 民営化の計画を性急に進めないこと。 2 利用者や家族会に負担とならないよう十分な経過措置を設けること。				

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第6号	平成20年 7月2日	市の教員採用選考において、臨時教員である受験者の経験と実績を評価した特別選考を実施することを求める請願	瑞穂区住民	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 かとう典子 くれまつ順子 田口一登(以上共産)

愛知県は、教員採用選考における臨時教員経験者の受験可能年齢を引き上げた。3年前からは特別選考を実施し、1次 験を免除して多数の臨時教員に正規採用の門戸を広げた。その結果、愛知県の臨時教員は1学期末まで仕事に専念し、学校長の推 を受け、8月下 の2次 験で経験を評価され、多数の受験者が合格している。

ところが、市の臨時教員は、1学期の終業 の直後の1次 験に れきった心身で出向き、その受験者の多くが不合格となっている。まさに仕事と 験の むきに苦しんでいる。団塊の世代が大量に退職し、新規採用者数がかつてないくらい多数に上っているときに、愛知県は経験ある臨時教員を正規職員として採用することで、経験と実績を継承し、学校の教育力が低下しないよう展望ある採用を進めていると思われる。

これは学校現場と に歓迎される制度であり、市において早急に改善を検討することが必要である。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 市の教員採用選考において、臨時教員として 務している受験者の経験と実績を評価した特別選考を実施すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第7号	平成20年 7月2日	後期高齢者医療制度を選択しない65歳以上の障害者に対する医療費助成の継続を求める請願	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会	梅原紀美子 さとう典生 江上博之 山口清明 かとう典子 くれまつ順子 田口一登(以上共産)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳から74歳までの障害者を、被用者保険や国民健康保険で扶養家族とされていた人を含めてこれらの制度から引き離し、保険料を年金から天引きして徴収するものである。また、診療報酬では、医学管理や基本的な検査・処置・画 診断について、月6000円という上限を設定している。近い将来、診療報酬の月額上限を設定することや主治医を一人に限定することなどのおそれも指摘され、今までの老人保健制度とは大きく異なるため、「75歳で線を引き、差別する制度」、「うば捨て制度」との声が広がっている。

しかし、市は、こうした問題が指摘されていたにもかかわらず、後期高齢者医療制度の内容を十分 味・説明することなく、医療費助成を受けてきた65歳から74歳までの障害者に対して、4月から後期高齢者医療制度を利用して医療費助成をすることとし、医療費助成を必要とする障害者に対し、後期高齢者医療制度への加入を絶対条件とした。

この間、私たちは市に対して、実質的に後期高齢者医療制度への強制加入となっている制度の改善を申し入れてきたが、新たな保険料負担がふえ、検査報酬等に上限が設定されるなど、基となる制度が大きく変わったことで、65歳以上の障害者の医療費助成を受ける条件が変えられているにもかかわらず、市は、従来行っていた老人保健制度がなくなったため、後期高齢者医療制度に変更するという姿勢を取り続けている。

生きるために医療が必要不可欠な障害者に、後期高齢者医療制度への加入を前提に医療費助成をすること自体が選択の余地をなくし、有無を言わせない加入の強制でしかない。

現行制度を 見直し、後期高齢者医療制度への加入を前提とせず、後期高齢者医療制度を選択しない65歳以上の障害者についても医療費助成制度の対象とすることを強く望むものである。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 65歳以上75歳未満の障害者に対する医療費助成について、後期高齢者医療制度への加入を前提とせず、後期高齢者医療制度を選択しない障害者についても医療費助成制度の対象とすること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第8号	平成20年 7月2日	行き届いた名古屋の学校教育の実現を求める請願	名古屋市学校事務職員労働組合 (2254名)	梅原紀美子 わしの恵子 さとう典生 江上博之 山口清明 かとう典子 くれまつ順子 田口一登(以上共産) とみた勝ぞう(社) のりたけ勅仁(ク)

義務教育は、 法に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基 的資質を培うためのものである。

教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育の基盤づくりのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度である。義務教育費国庫負担制度の 持と学校教育の目的達成のためには、教員とともに学校の管理・事務部門に従事する学校事務職員の存在が不可欠である。学校事務職員は、子どもたちの健やかな成長を願い、学 環境条件の整備と教職員の働く環境のサポートに日々努力している。教育をめぐる困難さが社会問題化している今日、学校で働く教職員がそれぞれの職の専門性を発 協働して、学校運営を継続的に発展させる中で、子どもたちの成長発達に責任を持つことが大切である。

しかし、今年度、学校に配置される事務職員について、市内の31校で欠員があり、これは市内の小学校・中学校・特別支援学校の数の8%に上り、欠員が3名であった5年前の約10倍になっている。欠員が生じた学校では非正規職員である臨時的任用職員が配置されている。2年連続で欠員が生じた学校もある。年度当初に職員がいなかったり、職員を1年ごとに任用しては、継続した取組みができない事態となり、子どもたちの学 環境の整備や学校運営にも支障を来しかねない。

ついては、安定した学校運営の充実を図り、義務教育制度を 持・充実させ、行き届いた名古屋の教育を実現するため、次の事項の実現をお願いする。

1 次の事項について、国及び関係機関に働きかけること。

- (1) 学校事務職員及び学校 養職員を義務教育費国庫負担制度から除外せず、さらに職種枠の 廃及び定数の 力化をしないこと。
- (2) 学校事務職員を必要職員とするため、学校教育法第37条第3項にある、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができるとの文言を削除すること。

2 公立義務教育諸学校の学 成及び教職員定数の標準に関する法律に基づく学校事務職員の 学援助加配の充足と学校運営の継続発展のため、今後も続く大量退職等に対応できるよう、愛知県に働きかけながら、正規職員の充実を図ること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第9号	平成20年 7月2日	天白プールの存続を求め請願	天白プールを存続 させる会 (1220名)	梅原紀美子 さとう典生 江上博 之 山口清明 かとう典子 くれ まつ順子 田ロー登(以上共産)

天白区の天白プールは、市民の いの場として、 児から小学生、中学生、そしてお年寄りまで、広く親しまれ、利用されている。昨年度も1万3000人以上の利用実績があり、市民にとって、なくてはならない施設の一つである。

今回の廃止に当たっては、十分な説明がなされておらず、地元を始め、区民、市民の意見を聴いていない。

天白プールは、地域子どもたちがのびのびと遊べる場としてだけでなく、子育てをしている親たちの交流の場であり、 と一緒に利用するお年寄りの交流の場でもある。存続を求める声は強く、天白区全地区から強い要望がある。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 天白プールを存続させること。
- 2 市民の意見を聴きながら対応すること。

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員
平成20年 第10号	平成20年 7月2日	自主的な共済について保険業法の適用除外を求める意見書提出に関する請願	瑞穂区住民	梅原紀美子 わしの恵子 江上博 之 山口清明 かとう典子 くれ まつ順子 田ロー登(以上共産) とみた勝ぞう(社)

2006年4月1日に施行された新保険業法によって、知的障害者やPT 等の各団体が、その組 の目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済が、存続の危機に追い込まれており、既に、PT 連合会が運営する安全互助会や知的障害者の団体が廃止したりしている。

保険業法の改正の趣旨は、いわゆるニセ共済への規制が目的であった。

しかし、保険業法の改正に関する政令・省令を策定する段階で、当初の趣旨から大きく し、自主的な共

済についても、保険会社に準じた規制を受けるようになった。その結果、自主的な共済の存続が困難になった団体は廃止・解 を られ、共済からの 退を余 なくされる国民が続出するなど、 な事態になっている。

そもそも自主的な共済は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助のために創設され、仲間同士の助け合いを目的として自主的かつ健全に運営されており、利益を追求する保険業とは全く異なっている。一律に強制的な規制と負担の押付けをすることは、多くの自主的な共済を廃止に追い込むことになる。

ついては、貴議会が次の事項を内容とする意見書を 議院議長、参議院議長、内 総理大 、総務大 、財務大 、金 担当大 に提出されるようお願いする。

1 自主的な共済を新保険業法の適用範囲から除外すること。

◆陳情

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第5号	平成20年 6月24日	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立及び平和な世界の実現等を求める陳情	愛知県労働組合総連合

格差社会と 困問題に対する社会的関心が高まり、これに対応する国や地方自治体の施策が重要になってきている。格差社会と 困の大きな原因の一つとなっているのが、労働者の働き方の問題である。最低 金法が改正され、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）も見直しに向けて、厚生労働省の研究会が検討を始めている。人間らしく働くことができ、生活することができると社会をつづっていくことも国や地方自治体に求められている。

住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を図っていくことは、住民の福祉の増進を図るために極めて大切になっている。

戦後日本の経済的発展を支えた根本には、 法、とりわけ第9条が定める戦争放棄・戦力不保持の規定が国際的な信頼を得て経済活動を進められたことがある。戦争をせず、戦力を持たずに平和な国際社会に貢献していくこと、平和 法を守り、国民生活の安全を確保していくことも、国と地方自治体に求められている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 貴議会が次の事項を内容とする意見書を 議院議長、参議院議長、内 総理大 及び各関係大 に提出されるようお願いする。

(1) 住民の暮らしを守り、安全・安心な公務・公共サービスを拡充すること。

ア 住民の暮らしや安全に関わる権利保障を後退させる公務・公共サービスの民間開放・廃止を安易に行わないこと。

イ 画一的な公務員の削減を行わず、公務・公共サービスの改善や水準維持のため、必要な職員を確保すること。

(2) 最低 金を引き上げ、公契約における 金・労働条件の改善及び均等待 を実現するため、業務の委託について公務・公共サービスの質の確保、 金・労働条件の確保・向上、地元企業優先の発注、法令 守等の条件が満たされない場合は、民間委託を行わないこと。

(3) 法を生かし、住民の暮らしを守る行政を推進すること。

ア 自 を創設する等の 法第9条の改悪に反対すること。

イ 道州制の導入に反対すること。

2 市として次の事項の実現を図ること。

(1) 住民の暮らしを守り、安全・安心な公務・公共サービスを拡充すること。

ア 集中改革プランについては、住民の暮らしや安全を守る観点で見直し、実施に当たっても、情報公開と住民への説明を積極的に行い、職場合意・労使合意を基本とするとともに、一方的な実施をしないこと。また、住民サービスの維持・向上のために必要な職員の確保に努力すること。

イ 市場化テストや安易な民営化・民間委託を行わないこと。また、すでに実施されている民間委託等については、法令を 守するとともに、行政サービスの向上やプライバシー保護の徹底等、必要な措置を

講ずること。

(2) 最低 金を引き上げ、市の公契約における 金・労働条件の改善及び均等待 を実現すること。

ア 市が直接 用する臨時職員・非常 職員の最低 金について、月額15万円以上、日額7500円以上、時間額1000円以上を保障すること。

イ 市が直接 用する臨時職員・非常 職員等について、 金・労働条件を改善し、 用年数等に応じた経験年数加算等、正規職員との均等待 を実現すること。

(3) 公契約において公正な 金等の労働条件を確保するため、業務の委託について、公務・公共サービスの質の確保、 金・労働条件の確保・向上、地元企業優先の発注、法令 守等の条件が満たされない場合は、民間委託を行わないこと。

(4) 働く人の権利を守ること。

ア 公務職場における違法な働き方、サービス残業をなくすよう努めること。

イ 公務職場における時間給労働者の最低 金すれすれの状態をなくすこと。

(5) 法を生かし、住民の暮らしを守る行政を推進すること。

ア 自 の 歩行進 をやめるよう、自 に働きかけること。

イ 平和についての啓発予算を確保すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第6号	平成20年6月 24日	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正 及び働くルールの確立等を求める陳情	愛知県労働組合総連合

格差社会と 困問題に対する社会的関心が高まり、これに対応する国や地方自治体の施策が重要になってきている。格差社会と 困の大きな原因の一つとなっているのが、労働者の働き方の問題である。最低 金法が改正され、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 業条件の整備等に関する法律（労働考派遣法）も見直しに向けて、厚生労働省の研究会が検討を始めている。人間らしく働くことができ、生活することができる社会をつくっていくことも国や地方自治体に求められている。

住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を図っていくことは、住民の福祉の増進を図るために極めて大切になっている。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

1 貴議会が次の事項を内容とする意見書を 議院議長、参議院議長、内 総理大 及び各関係大 に提出されるようお願いする。

(1) 住民の暮らしを守り、安全・安心な公務・公共サービスを拡充すること。

ア 地方自治拡充の立場で、地方公共団体に財源を保障するよう地方交付税、国庫負担金・補助金を確保・充実すること。大企業・大資産家優 税制をやめて、消費税増税をしないこと。

イ 生活保護の老齢加算・ 子加算を 活するとともに、生活保護水準を引き上げること。

(2) 最低 金を引き上げ、公契約における 金・労働条件の改善及び均等待 を実現するため、低価格入札による違法な 労形態を防止するよう、最低制限価格制度等を導入すること。

2 市として次の事項の実現を図ること。

(1) 住民の暮らしを守り、安全・安心な公務・公共サービスを拡充するため、公立病院改革ガイドラインに基づく計画は策定せず、地域医療を守る施策を行うこと。

(2) 最低 金を引き上げ、市の公契約における 金・労働条件の改善及び均等待 を実現すること。

ア 公契約における労働条項に関する条約（ILO第94号条約）の趣旨を踏まえた公契約条例を制定すること。当面、公契約について、市は、その事業に従事する労働者の 金・労働条件が類 の業務に従事する市の正規職員の水準を下回らないよう指導すること。二次以下の下請契約が行われる場合であっても、委託先企業に 金 や労働条件に関する書類を提出させる等、その労働者に係る 金・労働条件の確保が適切に行われるよう指導すること。また、低価格入札による違法な 労形態を防止するため、最低制限価格制度等を導入すること。

イ 公契約で働く労働者の 金・労働条件を すること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第7号	平成20年 6月24日	公共サービスの充実、格差の是正及び平和な世界の実現等を求める陳情	愛知県労働組合総連合
格差社会と 困問題に対する社会的関心が高まり、これに対応する国や地方自治体の施策が重要になってきている。 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を図っていくことは、住民の福祉の増進を図るために極めて大切になっている。 戦後日本の経済的発展を支えた根本には、 法、とりわけ第9条が定める戦争放棄・戦力不保持の規定が国際的な信頼を得て経済活動を進められたことがある。戦争をせず、戦力を持たずに平和な国際社会に貢献していくこと、平和 法を守り、国民生活の安全を確保していくことも、国と地方自治体に求められている。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 貴議会が次の事項を内容とする意見書を 議院議長、参議院議長、内 総理大 及び各関係大 に提出されるようお願いする。 (1) 子どもたちに行き届いた教育を保障すること。 ア 国の責任で30人学 を実現すること。 イ 私学助成の金額を大幅に増額すること。 ウ 教育予算を大幅に増額すること。 2 市として次の事項の実現を図ること。 (1) 子どもたちに行き届いた教育を保障すること。 ア 30人学 を実現すること。 イ 教育予算を増額すること。 (2) 法を生かし、住民の暮らしを守る行政を推準するため、職場体験等による生 の自 体験活動をやめること。			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第8号	平成20年 6月24日	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立及び平和な世界の実現等を求める陳情	愛知県労働組合総連合
格差社会と 困問題に対する社会的関心が高まり、これに対応する国や地方自治体の施策が重要になってきている。格差社会と 困の大きな原因の一つとなっているのが、労働者の働き方の問題である。最低 金法が改正され、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）も見直しに向けて、厚生労働省の研究会が検討を始めている。人間らしく働くことができ、生活することができる社会をつくっていくことも国や地方自治体に求められている。 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を図っていくことは、住民の福祉の増進を図るために極めて大切になっている。 戦後日本の経済的発展を支えた根本には、 法、とりわけ第9条が定める戦争放棄・戦力不保持の規定が国際的な信頼を得て経済活動を進められたことがある。戦争をせず、戦力を持たずに平和な国際社会に貢献していくこと、平和 法を守り、国民生活の安全を確保していくことも、国と地方自治体に求められている。 ついては、次の事項の実現をお願いする。 1 貴議会が次の事項を内容とする意見書を 議院議長、参議院議長、内 総理大 及び各関係大 に提出されるようお願いする。 (1) 最低 金を引き上げ、市の公契約における貸金・労働条件の改善及び均等待 を実現すること。 ア 現行の地域別最低 金を18歳単身者の生活保護水準以上に引き上げる。当面、時間額1000円以上、日額7500円以上、月額15万円以上として、その実現を図ること。 イ 実効性ある短時間労働者の 用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）の改正をすること。			

また、同法の公務職場への適用を図ること。

(2) 労働法制の改悪に反対し、働く人の権利を守ること。

ア いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションを導入しないこと。また、長時間労働を根絶するため、時間外労働時間の上限規制等、実効性ある労働基準法の改正を行うこと。

イ 派遣労働は臨時的かつ専門性の高い業務に限定し、派遣先の正社員との均等待遇を義務付けること。登壇型派遣を禁止すること。

2 市として次の事項の実現を図ること。

(1) 最低賃金を引き上げ、市の公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇を実現するため、中小企業者の経営の安定を図り、地域経済を振興するよう、公契約についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく受注機会の確保を図る措置を講ずること。発注率について、目標及び実績を公表するとともに、目標達成に努めること。

(2) 働く人の権利を守ること。

ア 公務職場において、委託であるにもかかわらず労働者を派遣労働者のように装請負、違法派遣をなくすこと。

イ 民間職場における違法な働き方・サービス残業をなくすよう努めること、装請負・違法派遣をなくすこと及び時間給労働者の最低賃金すれすれの状態をなくすことについて市が調査を行い、必要な改善を行うよう指導すること。

ウ 働く権利についてのリーフレット等を作成し、労働者に周知すること。また、外国人労働者のために対応する言語でリーフレット等を作成すること。

(3) 法を生かし、住民の暮らしを守る行政を推進するため、自らの募集をやめること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第9号	平成20年 6月24日	安全安心で快適なまちづくりを求める陳情	南区住民

温暖化により降雨が増し、長雨となることが多いにもかかわらず、大きな費用をかけ、1時間30ミリの降雨に合わせて大同排水路、大江川、中井排水路の断面積が小さされた。代替措置を前提に小さされたはずだが、まだその代替措置が行われていない。

市内では、平成3年9月19日に18号の1時間45ミリの降雨、平成6年9月17日に19号の1時間60ミリの降雨による床上・床下浸水や路面排水、平成12年9月11日に1時間97ミリの降雨による5625戸の床上・床下浸水、平成16年9月5日に1時間107ミリの降雨による1871戸の床上・床下浸水があった。

大同排水路については、平成12年11月に白水コミュニティセンターで約50人が出席して、2回、昭和40年以前の断面積にすよう要望したが、市は、平成14年3月に同所で9人の出席者に対して、請願の採択や地元の強い要望があったとして、断面積の小さを前提とした整備の説明をするなど、説明会を合計5回行った。技者は後のことを考えるべきであった。代替措置が前提とはいえ、断面積の小さは費用の無効であり、税金の有効利用をすべきである。

1時間60ミリの降雨に対応する水の処理を求める陳情書を何度も提出したが、委員会では、おおむね趣旨実現のため審査打切とされた。

しかし、1時間60ミリの降雨があると、田・排水区近辺を含む地域の下水水の未処理分は1時間約40万立方メートルとなると考える。すなわち、導入管の断面積を考えると、処理できるのが15・37%の1分間1200立方メートルで、未処理分が84・63%の1分間6607立方メートルとなると考えられる。そのため、導入管の断面積を6・5倍に拡大する必要があると考える。

また、ポンプアップ能力は、田ポンプ所とポンプ所を合わせて1分間3130立方メートルとなるが、1時間60ミリの降雨があると、未処理分が1分間4677立方メートルとなると考えられるので、ポンプアップ能力を2・5倍にする必要がある。

未来や子に責任の持てる政治を実行してほしい。誇りと愛着を持てるまちづくりをし、市民が安心して暮らせるようにしてほしい。

については、代替措置として1時間60ミリの降 に対応するため、次の事項の実現をお願いする。 1 田・ 排水区近辺を含む地域のポンプ所でのポンプアップ能力を2 5倍にし、ポンプ所への導入管の断面積を6 5倍にすること。			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第10号	平成20年 6月24日	後期高齢者医療制度に関係する見直しを求める陳情	P0名古屋市腎友会
後期高齢者医療制度については、東京都、京都府、 県、三重県等の8都道府県が公費を投入し、加入者が支払う保険料を引き下げた。しかし、特に、名古屋市では、制度導入前と比較して3倍の保険料を支払う人が出ているのが現状である。 65歳から74歳までの重度障害者については、北海道、愛知県、福岡県等の10道県で、医療費助成の対象が後期高齢者医療制度の加入者に限定されている。他の37都府県では、この制度に加入していない人に対しても医療費助成が従来どおり継続されており、同じ障害者として不公平のないよう、全国一律の制度にすべきである。 後期高齢者医療制度は、都道府県内の市町村で構成する広域連合をつくる都道府県単位の制度なので、速やかな県での見直しも必要である。 については、次の事項の実現をお願いする。 1 後期高齢者医療制度の保険料の負担を軽減するために市独自の助成を行うこと。 2 後期高齢者医療制度に加入していない65歳から74歳までの重度障害者に対し、従来と同等の医療費助成を行うこと。 3 愛知県に対し、後期高齢者医療制度の保険料が下がるように公費投入を行うこと及び後期高齢者医療制度に加入していない65歳から74歳までの重度障害者に対して従来と同等の医療費助成が行われるようにすることを要望すること。			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第11号	平成20年 6月24日	農業取締法による過剰な取締りにより、植物からなる農業用有機資材を使用できなくする不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情	合資会社緑源
農林水産省は、厚生労働省の食 中に残留する農 等に関するポジティブリスト制度の基準を 用し、農取締法を拡大解 し、農業用の 方 物有機資材を不法に取り締まるよう、地方の関係 庁に行政指導している。 については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を農林水産省、厚生労働省、環境省及び経済産業省に提出されるようお願いする。 1 次の事項が実現するよう、適正な法律に基づかない許認可権の行使や行政指導を改め、早急に許認可要件を 和すること。 (1) 農業生産者が有機 培資材として、病害 予防対策に 方 物有機資材を使用できるようにすること。 (2) 病害 予防対策の 方 物有機資材であることを資材に表示できるようにすること。 2 農林水産省は、行政指導先、都道府県及び市区町村に行政指導の内容について謝罪すること。また、無登 農 と疑われる資材に係る 造者、販売者等への指導についての通達先にその旨を通知し、周知徹底に努めること。			
陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第12号	平成20年 7月2日	いわゆる永住外国人地方参政権付与法案に関する陳情	外国人参政権に反対する愛知県民の会
いわゆる 住外国人地方参政権付与法案は、 住外国人に地方参政権を与えるものである。しかし、既に、最高裁判所は、 住外国人の地方参政権が 法上保障されているとして上告された事件の判決で、上告を棄却している。また、地方行政といえども、国政との連続性は明白であって、 住外国人への地方参政権付与は決して許されるものではない。			

日本は、有 以来、日本民族の先人たちが血と を流して築いてきた。その日本の自決権は日本国民にのみ存在するということはいふまでもない。地方といえども、 れもなく極めて重要な日本そのものであって、その地方の集合体が日本そのものであって、その地方行政における決定権を外国人にも委ねるとことは、まさしく亡国の 挙以外の何ものでもないと言言できる。

外国人が外国人としての自らの権利・主張を訴えることは明白であり、あくまでも私たち日本民族の住むこの国は日本であって、外国ではない。このような亡国的な法案を容認することは断じてできない。

特に、在日本大 国民団(民団)が 住外国人地方参政権付与法案に熱心であるが、その民団の には 国の 法と法律を 守すると明記されている。日本にいる外国人の任意団体が本国の 法と法律を 守するとうたい、なおかつ民団からすると日本という外国での参政権を要求するなどということは、まさに内政干 、治外法権的ないわゆる 略行為といえる。

よく相互主義という人もいるが、これも 国で参政権を有している日本人は50名ほどであるし、そのハードルの高さは比較にならないはずである。また、日本は主権国家であるので、外国がこうだからこうするということにはならないと思う。

先の長野県における リレーでの在日外国人である中国人の状況を見て、これはとんでもない、異様だと思わない日本人は一人もいないと思う。そのような外国人にも地方参政権を与えることがいかに危険をはらんでいるかは明白である。この外国人参政権の問題を 過すれば、いずれ日本が実質的に 略されてしまうことは明白であると思う。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 貴議会が国会に対し、いわゆる 住外国人地方参政権付与法案の成立の 止、破棄に向けて働きかけること。

陳情番号	受理年月日	陳情名	陳情者
平成20年 第13号	平成20年 7月2日	いわゆる人権擁護法案に関する陳情	人権擁護法案に反対する愛知県民の会

人権擁護法案は、差別・人権 害があった、あるいはそのおそれがあるとの認識がある場合に、国家行政組 法第3条に基づく人権委員会という独立した組 の判断の下、令状なしで居宅への立入調査・動産等の提出要求・提出物の留置きができるという内容の法案である。差別・人権 害の定義があいまいで、 者的な運用ができる法案は、自ずと国民の言論・表現の自由を 常的に抑 するものであることを容易に推 できる。人権擁護法案は 法である。物言えば しというような や表現すれば法律に 触するのではないかと し、 された社会の出現は、近代国家に逆行するものであって、国民の自由 達な言論、表現を させることは、国民生活や社会の発展にも大きな 害となることは明らかである。

このような悪法の成立を推進しているのが、自由民主党人権問題等調査会と法務省人権擁護局である。推進派の国会議員は、いわゆる部落解放同盟等の団体からの要望で人権擁護法案の成立を推進しているのではないかと推 できる。また、法務省人権擁護局は、人権委員会の設置により全国に人権擁護委員が約2万人出現するという利権の確保のために人権擁護法案の成立を推進しているとも言われている。

人権擁護法案が成立すると、日本の国体をも破壊することができるのではないかと 慮しているところである。人権委員会に差別・人権 害の申出があつて、必要があると認められれば調査対象となり、人権委員会の強権が発動されるということになる。

形態は違うが、ある意味、 国の中国共産党が行った文化大革命のような状況が く静かに進行するのではないかと 慮するところである。それはおそれ多くも天 下、日本国、日本国民、日本の伝 文化、民主主義の破壊につながるのではないかと 慮するところである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 貴議会が国会に対し、いわゆる人権擁護法案の成立の 止、破棄に向けて働きかけること。

請願・陳情審査の結果 (3月～5月)

請願新規分 (2月定例会で受理され、6議会開会までの委員会で審議されたもの。
保留や打ち切りになったものは6議会の本会議で採決は行われません。)

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第39号	ガイドウェイバスに関する請願	名古屋ガイドウェイバス志段味線高区間延長促進期成同盟会	上志段味自治会所有地に回転場を設置すること	区画整理の進捗状況を見定め、バス会社3社との協議が必要								保留	土交 2008. 5.12
平成19年 第40号	ガイドウェイバスに関する請願 (39号を委員会審議の都合で分離)	名古屋ガイドウェイバス志段味線高区間延長促進期成同盟会	1 小 緑地以東の高 化の早期事業化を 2 既存及び新設のすべての にトイレを設置を	○	○	○	○	○	○	○	○	財助採択	都消 2008. 5.14
平成20年 第1号	75歳以上の高齢者に対する新たな福祉制度を求める請願	愛知県社会 保障推進協議会	後期高齢者医療制度の対象者に対し、保険料軽減措置に相当する市独自の新たな福祉制度を									保留	財福 2008. 5.14
平成20年 第2号	すべての障害を持つ子の行き届いた教育の実現を求める請願	障害児教育の充実を願う会	1 市立の知的障害特別支援学校の新設を 2 市立の 体不自由特別支援学校の早急な新設を 3 通常の学 に在 する発達障害の子どものための教育条件の整備を 4 現状の特別支援学 を継続・充実させ、障害種別に応じた特別支援学 の設置を 5 医療的ケアを必要とする子どものために、 護師を別枠定数で正規採用を 6 小学校・中学校・高等学校の30人以下学 を早急に実現を									保留	教子 2008. 5.13
平成20年 第3号	障害者控除対象者認定申請書を要介護認定者全員に送付すること等を求める請願	介護の充実を求める会愛知連絡会	1 要介護認定者全員に障害者控除対象者認定申請書を送付する 2 障害者控除対象者認定申請を5年間さかのぼって行うことができるよう区役所の職員に徹底する	○	●	●	●	●	●	●	●	不採択 打ち切り	財福 2008. 5.14

請願保留分 (2月議会以前に保留となっていた請願。委員会の日付は最終審議日)

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第6号	日豪EPA/FTA交渉に関する請願	食とみどり、水を守る愛知県労働市民会議	1 米、小 、等の重要 目を除外し、受け入れられない場合は、交 を中断するよう意見書を 2 農産物 易交 は、各国の多様な農業が共存できる 易ルールを確立するよう意見書を	慎重に検討するため								保留	土交 2008. 5.12
平成19年 第7号	マックスバリュ太閤店の出店見直しを求める請願	マックスバリュ太 店の出店を考える会	1 都市計画道路を前提とした計画の再提案と説明会の開催を 2 24時間営業をやめるよう指導を 3 出店の見直し指導を	○	▲	▲	▲	▲	—	—	—	打ち切り	経水 2008. 5.13
平成19年 第8号	学童保育制度の拡充を求める請願	名古屋市学童保育連絡協議会	1 (1) すべての土、日も実態にして 前中から補助を (2) 助成対象児童を小学校の4・5・6年生まで拡大を。児童福祉法にそって4年生までは、早く拡大を									保留	教子 2008. 5.13

○=賛成 ●=反対 =打ち切り —=委員会に議席なし/ 共:日本共産党 民:民主党 自:自民党 公:公明党
名:名古屋市民会 民:市民ネット 社:社民党・ローカルパーティ ク:民主党クラブ

続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第10号	後期高齢者医療制度に関する請願	愛知県民主医療 機関連合会	1 国の財政負担割合を引き上げる よう要請する	以前の委員会では不採択。 10月3日の本会議で差し戻し								保留	財福 2008. 5. 14
平成19年 第11号	国民健康保険・介護保 険・福祉医療制度の改 善を求める請願	愛知県社会 保障 推進協議会	3 障害者医療費無料制度の所得制 限を廃止し、精神障害者2 ・ 3 も対象に	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	打ち 切り	財福 2008. 5. 14
平成19年 第12号	福祉医療制度の改善を 求める請願	愛知県社会 保障 推進協議会	対象を小学校 業まで拡大し、 所得制限を廃止する	趣旨実現								打ち 切り	教子 2008. 5. 13
平成19年 第15号	妊婦健診費用の補助を 求める請願	新日本婦 人の会 愛知県本部	妊婦健診費用の補助を拡大し、 14回まで無料に									保留	教子 2008. 5. 13
平成19年 第16号	アレルギー疾患、特に アトピー性皮膚炎を学 校病に指定することを 求める意見書提出に関 する請願	新日本婦 人の会 愛知県本部	アレルギー 、特にアト 一性 を学校病に指定を									保留	教子 2008. 5. 13
平成19年 第17号	子どもの医療費無料制 度の対象年齢を中学校 卒業までに拡大し、所 得制限を廃止すること を求める請願	新日本婦 人の会 愛知県本部	1 中学校 業まで拡大を									保留	教子 2008. 5. 13
			2 無料制度の所得制限廃止を	趣旨実現								打ち 切り	
平成19年 第18号	30人以下学級の実現を 求める請願	新日本婦 人の会 愛知県本部	1 名古屋市立の小・中・高校に30 人以下学 級の計画的な実施を									保留	教子 2008. 5. 13
			2 各学 には常 の教員配置を										
平成19年 第20号	精神障害者の医療費助 成の拡充を求める請願	名 古 屋 市 精 神 障 害 者 家 族 会 連 合 会	精神障害者手 2 所持者を障害 者医療費助成制度の対象者に	趣旨実現								打ち 切り	財福 2008. 5. 14
平成19年 第22号	守山市民病院の縮小再 編計画の見直しと充実 を求める請願	地域医療を考え 守山市民病院を 守る会	2 今後とも災害医療活動拠点と位 置付け、必要な整備を行い、充 実させる									保留	財福 2008. 5. 14
			3 急医療体制を充実させる										
平成19年 第23号	守山市民病院に関する 請願	地域医療を考え 守山市民病院を 守る会	守山市民病院に通じる道路を早急 に整備し、巡回バスを らせる	道路整備の新着状況を見守る								保留	土交 2008. 5. 12
平成19年 第26号	広小路ルネサンス構想 の実施について、その 猶予も含め、慎重に対 応することを求める請 願	名 古 屋 タ ク シ ー 協 会	広小路ルネサンス構 の実施につ いて、その 予も含め、慎重に対 応する									保留	都消 2008. 5. 14
平成19年 第27号	愛知厚生年金会館の存 続を求める請願	池 下 店 街 振 興 組 合	1 県とともに取得及び運営を行う など、存続に取り組む	○	●	●	●	●	－	－	－	不採 択	経水 2008. 5. 13
			2 取得が難しい場合は、県ともに にホール単体だけでも存続を										
			3 固定資産税の減免等の支援を	○	○	○	○	○	－	－	－	採 択	
平成19年 第28号	障害児保育の充実を求 める請願	名 古 屋 市 公 立 保 育 園 の 会	1 保育所入所中に障害認定を受け た3歳未満児の障害児保育を									保留	教子 2008. 5. 13
平成19年 第29号	保育所の全保育室への エアコン設置を求める 請願	名 古 屋 市 公 立 保 育 園 の 会	1 公立保育所の全保育室にエアコ ン設置を									保留	教子 2008. 5. 13

○=賛成 ●=反対 =打ち —=委員会に議席なし／ 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市民会 民：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

続き

請願 番号	請願名	請願者	請願項目	各会派の態度								結果	備考 (委員会)
				共	民	自	公	名	ネ	社	ク		
平成19年 第30号	公的保育制度の堅持を 求める請願	天白区住民	2 公私間格差 正制度を守る	趣旨実現								打ち り	教子 2008. 5. 13
			(2) 保育室にエアコンの設置を									保 留	
			5 (1) 学童保育とトワイライトス クール事業を 合しない										
			(2) 助成対象児童を入所してい る全児童に拡大を										
			(3) すべての土 日を実態に して 前中から補助する										
			(4) 後6時までを、基準単価 の対象時間として助成する										
			6 (1) ニーズが高い地域の一時保 育実施園を増やす										
			(2) 病児・病後児保育の実施園 を大幅に増やす										
			(3) 休日保育の実施園を大幅に 増やす										
			(4) 産休あけ・育休あけ入所予 約の実施園を増やす										
			(6) ア 3歳未満の障害児も認定 し、人的配置及び財政的支援で 入所を可能に										
平成19年 第31号	政務調査費の領収書に ついて全面公開を求め る請願	瑞穂区住民	政務調査費の 収書を直ちに全面 公開する	理事会の協議を待つ								保 留	総環 2008. 4. 28
平成19年 第35号	公園・緑地の遊具・ベン チ等について市の色 彩基準の新設を求める 請願	千種区住民	公園・緑地の遊具・ベン 等につ いて、色 基準を	4月21日取り下げ								打ち り	土交 2008. 5. 12
平成19年 第36号	愛知厚生年金会館の存 続を求める請願	高見学区連絡協 議会	ホール機能存続のために固定資産 税の減免等の支援を	○	○	○	○	○	-	-	-	採 択	経水 2008. 5. 13
平成19年 第37号	働きながら安心して子 どもを産み育てられ るよう保育の公的責任 の堅持と保育・学童保育 施策の拡充を求める請 願	愛知保育団体連 絡協議会	2 予算の増額を									保 留	教子 2008. 5. 13
			3 民間社会福祉施設運営費補給 金制度の 持・拡充を	趣旨実現								打ち り	
			4 (1) 認可保育所の新設や増設で 定員を増やし、保育所入所待機 児童の解消を									保 留	
			(2) 保育料の値下げを										
			(3) 長時間対応、3歳未満児の受 入れ、補助単価の引上げ等、障 害児保育の拡充を										
			(5) 一時保育、休日保育、病児・ 病後児保育を拡充し、公立保育 所でも実施を										
平成19年 第38号	愛知厚生年金会館の存 続を求める請願	郷土民 協会東 海地区連合会	1 厚生年金会館の存続を積極的 に働きかける	○	○	○	○	○	-	-	-	採 択	経水 2008. 5. 13
			2 固定資産税の減免等の施策を										

○=賛成 ●=反対 =打ち =委員会に議席なし/ 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルパーティ ク：民主党クラブ

陳情新規分 (2月定例会で受理されたもの)

陳情 番号	陳情名	陳情者	陳情項目	各会派の態度と結果								備考
				共	自	民	公	名	ネ	社	ク	
平成19年 第13号	アイヌ民族に関する総合的施策確立のため、国に審判機関の設置等を求める意見書提出に関する陳情	社団法人北海道ウタリ協会	下記の意見書の提出を。 1 アイヌ民族を先住民族として認知する 2 経済的・社会的自立に向けた新たな総合施策の検討・展開のための審議機関を設置する	聞き置く								経水 2008. 5. 13
平成19年 第14号	市の自転車駐車場有料化政策を取りやめ、無料化することを求める陳情	瑞穂区住民	自転車駐車場有料化政策を取りやめること。取りやめられない場合は、料金を大幅に減額する	聞き置く								土交 2008. 5. 12
平成20年 第1号	自主的な共済について保険業法の適用除外を求める意見書提出に関する陳情	共済の今日と未来を考える話会あいち	下記の意見書の提出を。 自主的な共済を新保険業法の適用範囲から除外する	聞き置く								経水 2008. 5. 13
平成20年 第2号	安全安心で快適なまちづくりを求める陳情	南区住民	代替措置として、 1 大同排水路の下に直 3000ミリで、1万立方メートル位の 水池を埋設すること。 2 国道1号の丹後通から 見町までに、原排水路築造工事を参考に、6万5000立方メートルのボックス型 水池を埋設すること。 3 丹後通の大同排水路から白水町 水幹線の発達立 に向けて直 3000ミリの管 を取り付けること。 4 大同排水路に 1500ミリ、横3000ミリの 格子付き集水 を3か所取り付けすること。 5 田・排水区近辺を含む地域のポンプ場でのポンプアップ能力を2.5倍にし、ポンプ場への導入管の断面積を6.5倍にすること。	聞き置く								経水 2008. 5. 13
平成20年 第3号	諸問題が解決されないため、平成20年度予算での児童養護施設中央有鄰学院の増改築に関する補助金の交付に反対する陳情	緑区住民	児童養護施設中 有 学院の増改築に対する補助金に関する平成20年度予算について、子ども青少年局に検討委員会を設置し、陳情者とその関係者の意見を参考に諸問題を検討してから、予算を決定する	聞き置く								教子 2008. 5. 14
平成20年 第4号	障害者自立支援法による利用者負担を軽減し、福祉労働者の労働条件を改善することを求める陳情	ゆたか福祉会労働組合	1 障害者自立支援法の施行がもたらした 実態の解決策は応益負担の 回と報酬単価の大幅な増額しかあり得ないことを厚生労働省に提示し、抜本的な改善を求めること。 2 障害者自立支援法の施行がもたらした障害者・家族への負担増と不利益を軽減するため、名古屋市として独自の軽減策を講じること。 3 人材を確保し、 用の安定を図るために、正規職員配置のための人件費の補助をすること。 4 用安定対策の一環として、民間社会福祉施設産休・病体代替職員 上補助金制度を 活させること。	聞き置く								財福 2008. 5. 14

○＝賛成 ●＝反対 / 共：日本共産党 民：民主党 自：自民党 公：公明党
名：名古屋市会自民党 ネ：市民ネット 社：社民党・ローカルバーティ ク：民主党クラブ

意見書・決議

日本共産党をはじめ各会派から提案された16件の意見書案について、議会運営委員会理事会で協議が行われ、9件は適切な修正や調整を行って、成立しました。

日本共産党の提案した3案件は他会派が反対し本会議に上程することはできませんでした。

意見書案に対する各会派の態度（議会運営委員会に提出された意見書・決議案）

意見書案	原案提出	各会派の態度					結果
		共産	民主	自民	公明	名自	
地方税財源の充実・強化に関する意見書（案）	民主	修正	○	○	○	修正	◎
後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書（案）	民主	○	○	●	●	●	
「協同労働の協同組合法（ 称）」の制定に関する意見書（案）	民主	○	○	○	○	○	◎
たばこ社会の実現に関する意見書（案）	民主	○	○	修正	●	△	
北 による 問題の解決に関する意見書（案）	自民	修正	○	○	○	○	◎
急医療の充実に関する意見書（案）	自民	修正	○	○	修正	○	◎
地方議会議員の位置づけの明確化に関する意見書（案）	自民	●	○	○	●	○	
インターネット上の有害情報対策に関する意見書（案）	自民	○	修正	○	修正	○	◎
子 がん予防ワク ンの早期承認等を求める意見書（案）	公明	○	○	○	○	○	◎
携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）	公明	○	○	○	○	○	◎
日本映画への字 付与を求める意見書（案）	公明	○	○	○	○	○	◎
後期高齢者医療制度の見直しに伴う財源措置等を求める意見書（案）	公明	●	●	○	○	○	
多文化共生社会の実現に関する意見書（案）	名自	修正	○	修正	○	○	◎
後期高齢者医療制度の 廃に関する意見書（案）	共産	○	●	●	●	●	
食料自給率の向上に関する意見書（案）	共産	○	●	●	●	●	
生活保護制度の充実に関する意見書（案）	共産	○	●	●	●	●	

結果の◎は可決された意見書。 は一 しなかった意見書。意見書名を修正した場合は修正後の件名を掲 。議運に提案された段階での態度です。○＝賛成 ●＝反対 △＝保留

●が1つでもあれば議案として本会議に上程されません。

会派名 共産：日本共産党 民主：民主党 自民：自民党 公明：公明党 名自：名古屋市会自民党

《採択された意見書》

地方税財源の充実・強化に関する意見書

少子・高齢化への対応に加え、環境保全や災害に対する安全対策など、地方公共団体が果たすべき役割はますます重要になっている。

しかしながら、「歳出・歳入一体改革」に基づく国の一方的な地方財政の 〃は、国の財政赤字を地方に負担転 〃するもので容認することができない。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律のもとで財政指標のみを基準として、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを抑制することは困難であり、地域に必要な不可欠な公共サービスを確保し、安定的な行財政運営を行うためには、地域が必要とする行政 〃要を的確に反映した税財源を確保することが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方公共団体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うため、地方分権の理念を踏まえ、国と地方の役割分担に応じ、地方税中心の税財政制度を確立するよう強く要望する。

「協同労働の協同組合法(仮称)」の制定に関する意見書

近年の労働環境の大きな変化は、ワーキングプアやネットカフェ難民といった新たな 〃困層を生じるなど、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつづれない若者など、働きたくても働けない人々の増加は、日本全体を 〃う共通した課題となっている。

こうした中、働く者や市民が協同で出資し、協同の経営で働く「協同労働」を旨とする協同組合は、働くことを通じて人と人のつながりを取り 〃し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在、この協同組合は法的根拠がないため、社会的に十分認知されておらず、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかる等の問題があり、法制化が望まれている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開く有力な制度として、「協同労働の協同組合法（ 〃称）」を速やかに制定するよう強く要望する。

北朝鮮による拉致問題の解決に関する意見書

北 〃による日本人 〃問題は、 〃国が実現した 〃被害者5名以外の方々については、 〃然安否不明の状態が続いている。

このような中、国においては、内 〃総理大 〃を本部長とする「 〃問題対策本部」を設置するなど、問題の解決に向けた取り組みを行っているところである。

また、さきに行われた日 〃実務者協議において、北 〃が安否不明の 〃被害者の再調査を実施する考えを伝えてきたが、我が国としてはこれを契機として、 〃問題の全面解決に向けて全力で取り組む必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、 〃問題については関係国とも連携の上、総力を挙げて取り組み、 〃問題の真相究明及び 〃被害者の 〃国を早期に実現するよう強く要望する。
近年、我が国においては 〃な 〃の 〃来や局地的な集中 〃の発生など、自然災害により 〃大な被害が発生している。

救急医療の充実に関する意見書

急 〃要がふえている中、 〃急車の不適切な利用や軽症 〃者の 〃急病院への集中化などといった 〃者

側の要因とともに、医療機関側においても、コスト面や医師不足等による受け入れ体制の確保の難しさなどが指摘されている。

国民が安心して暮らしていくためには医療提供体制が充実していることが必要不可欠であり、そのためにも、真に緊急性のある病者が速やかに急医療を受けられる体制を構築することが必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、急医療を取り巻く環境の整備に向けて急医療の基本にかかわる法的整備を進めるとともに、十分な急医療体制の確保に必要な財源を措置するなど、急医療の充実に向けて早急に必要な対策を講ずるよう強く要望する。

インターネット上の有害情報対策に関する意見書

インターネットや携帯電話の急速な普及によって、未成年者がインターネット上の有害サイトに携帯電話からアクセスし、罪に巻き込まれるケースが多発しており、大きな社会問題となっている。

このような中、携帯電話会社に18歳未満の子どもへのフィルタリングサービス提供の義務づけなどを内容とする「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定されたところである。

こうした法律の制定については評価に値するが、青少年健全育成の観点から、未成年者を有害情報から保護するための取り組みのさらなる強化が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、相手方限定の通話型機能及びPS機能のみを持つ携帯電話の開発が進むように、未成年者を有害情報から保護するための対策を一層充実するよう強く要望する。

子宮頸がん予防ワクチンの早期承認等を求める意見書

女性のがんである子宮がんの死亡率は高く、毎年約8000人が子宮がんと診断され、約2500人が亡くなっている。

子宮がんには、他のがんにはない特徴がある。1点目は、発症年齢層のピークが年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、最近では20代、30代の若い女性の子宮がんが急増してきている。

2点目は、子宮がんの原因のほとんどが、ヒトパポーマウイルス（HPV）による感染であり、多くの女性がHPVに感染するものの、発症するのは、持続感染によるものであると言われている。

このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国で承認されたのを初め、現在は80カ国以上の国で承認され、子宮がんは「予防可能ながん」になっている。

しかし、日本ではこの予防ワクチンがいまだ承認されておらず、予防ワクチンの早期承認に対する期待が高まっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、子宮がんの予防・早期発見に関する取り組みを推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 子宮がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 2 予防可能ながんであることにかんがみ、予防ワクチンの承認後、その推進を図るための施策を積極的に展開すること。
- 3 日本におけるワクチンの開発、製造及び接種のあり方について、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

レアメタルを含む非 金属を安定的に確保することは、資源の しい我が国の産業にとって重要な課題であるが、近年、国際価格の高 や資源獲得競争の 化により、その確保に懸念が生じている。

貴重な 物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年に取りまとめた「非 金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み ーに利用されたレアメタルの再利用の推進が重視されている。中でも、普及 数が1億 を超えている携帯電話には、リ ユム、 土類、インジウム、金、銀等が含まれており、使用済み携帯電話の適切な処理と有用資源の回収を行うことが期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は、2000年の約1362万 ーを ーに減少傾向にあり、2006年には約662万 ーに半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクルについての情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMR（モ ーパイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、Cアダプター等充電 ーの標準化による省資源化等が指摘されている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用資源の回収促進を図るため、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要望する。

- 1 携帯電話の 入、 替時 は解約時において、販売員からユーザーに対してリサイクル情報の提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うとともに、企業の技 開発等の取り組みを支援する施策を行うこと。
- 2 Cアダプター等充電 ーの標準化、取 説明書を 略化するなど省資源化を実現すること。
- 3 レアメタル等の高度なりサイクル技 ーの開発に加え、循環利用のための社会システムを構築すること。

日本映画への字幕付与を求める意見書

現在、テレビ番組への字 付与は、総務省（ 政省）の作成した指針や補助によって急速に普及し、字 付与可能な番組の多くに字 がつけられている。

一方、国内で上映される映画のうち、洋画については、ほとんど日本語字 がついているが、日本映画の場合は、特別なものを除き日本語字 がついていない。そのため、聴 障害者は、字 のない日本映画を楽しむことができないのが現状である。

昨年、女優の 地 子さんがアカデミー 助 女優 にノミネートされたことで注目された映画「バベル」は、約400人の聴 障害者がエキストラとして参加し、日本の若者も多数出 したが、日本での公開時には、日本語の場面だけ字 がつけられていなかった。そこで、聴 障害者等が 名運動などで改善を要望した結果、配給会社は、公開するすべての映画館で日本語の場面にも字 ーを入れて上映した。

聴 障害者が映画を楽しむためには、せりふだけでなく、電話の び出し 、動物の声、車の警 等の画面にあらわれない 声情報の文字視 化も望まれる。

日本映画への字 付与は、ユニバーサル社会を目指す「情報バリアフリー」の一環として、必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 1 情報バリアフリー化を実現するため、日本映画や日本語映 ーフトコンテンツへの字 付与の義務化への取り組みや財政支援措置を検討すること。

- 2 だれにでもわかりやすいユニバーサルな字 付与が行えるよう一定の規格と規定を定めたガイドラインを策定すること。

多文化共生社会の実現に関する意見書

日本に在留する外国人の数は年々増加するとともに、その国 又は活動内容も多様化しており、社会保障や子どもの教育を初め、言語、文化、生活様 式の違い等を 背景にさまざまな問題や 課題が生じている。

こうした中、本市においても、外国人児童・生 徒が早期に学校生活に適応できるよう日本語指導講師を学校へ派遣するなど、外国人との共生を目指した地域社会づくりのため、さまざまな施策を展開しているものの、国の法制度に起因する問題も多く、多文化共生社会の実現に向け、早急に施策の整備を図ることが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 我が国の外国人の受け入れに係る基本的な考え方を明確に示すとともに、多文化共生施策を総合的に推進する体制を構築すること。
- 2 適法な在留外国人の 在留 制度の整備に当たっては、地方公共団体の意見を尊重するとともに、外国人にとって利便性の高い制度設計を行うこと。
- 3 外国人児童生 徒に対する教育の基本的な考え方を早急に示すとともに、いわゆる外国人学校について法的位置づけを明確にすること。

日本共産党が提案し、採択されなかった意見書(案)

後期高齢者医療制度の撤廃に関する意見書(案)

本年4月から実施されている後期高齢者医療制度は、75歳という年齢を重ねただけで、国保や健保、扶養家族から追い出され、保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者は保険証を取り上げられ、外来、入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられるという 一 代の高齢者差別法である。しかも、時がたてばたつほど、保険料負担も高齢者への差別医療も拡大される仕組みとなっている。

それゆえに、この制度に対して日本 島を ぐるがす国民の怒りが き起こっており、この制度の廃止を求める声が大きく広がっている。全国の都道府県医師会のうち6割以上が反対や批判の態度を表明するなど、医療関係者からも反対や中止を求める声が広がっている。

政府・与党は、保険料の軽減措置等の見直しを検討しているが、一時的に一部の保険料が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料が自動的に値上げされる仕組みであり、将来の大幅な保険料負担増は避けられない。高齢者差別という制度の根本が間違っている以上、小手先の見直しではなく、制度を 廃するしか解決の道はない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、後期高齢者医療制度を 廃するよう強く要望する。

食料自給率の向上に関する意見書(案)

我が国の食料自給率は39%と、世界の先進国に類のない水準まで低下した。 作放棄を余 なくされた農地は全 地の1割近くにも達し、農業 業者の「高齢化」も進行するなど、日本の食料と農業は

な危機に直面している。

しかも、食料をめぐる国際情勢が 変し、トウモロコシ、大 、小 などの輸入 物を原料とする食
や 料の高 によって、日本向け 料 物が思うように確保できない事態も生まれ、国民の中に大き
な不安を広げている。世界の構造的な食 危機のもとで、日本の農業の再生と食料自給率の向上は、我
が国にとって喫緊の課題であるとともに、地球温暖化や世界の食料 要の など、21世紀の人类的課
題になっている環境や食料問率の解決にも貢献するものである。

食料自給率の向上のためには、農業経営を安定して持続できる条件を保障するための制度を整備・充
実するとともに、各国の「食料主権」を尊重した 易ルールを確立することなどが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、価格保障・所得補償制度の拡充による持続可能な農業
経営の実現、関税など国境措置の維持・強化等、食料自給率の向上に必要な制度を抜本的に充実するよ
う強く要望する。

生活保護制度の充実に関する意見書(案)

困と格差の広がりにより さを増している中で、国民の生存権保障の柱である生活保護制度の充
実が求められているにもかかわらず、政府は、老齢加算の廃止に続き、 子加算の段階的廃止、通院移
送費の削減など生活保護制度の見直しを進めている。

老齢加算は、高齢者の身体的特性等に応じて、その 要に配慮したものとして、また、 子加算は、
片親がいないことにより精神的負担を持つ児童の健全な育成を図るための費用等として、さらに、通院
移送費は、生活保護受給者が通常に通院に係る移動費として制度化されてきたものである。これらの
減・廃止は、生活保護世帯の暮らしを一層困難に陥れることになる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、生活保護の老齢加算と 子加算を 活し、通院移送費
の削減を 回するよう強く要望する。

名古屋港管理組合議会 6 月定例会 一般質問 (6月11日)

名古屋港イタリア村の破産問題について／名古屋港における公害対策、環境問題と生物多様性条約締約国会議について 山口きよあき議員

名古屋港イタリア村の破産をめぐる諸問題について

「条例違反の事実をなぜ隠したのか

【山口議員】 会議の冒頭で管理者も触れられましたが、イタリア村の破産、という事態を受けて数点、質問します。事態がここまできたことと最近の人事異動も踏まえて、答弁は専任副管理者に求めたいと思います。

イタリア村が営業 止になった大きな要因のひとつが市の建築条例違反、違法建築問題です。先の3月定例会で、わが党のさとう典生議員が、「管理組合も条例違反を 認していたのではないか」との質問に対し、「今年2月までは気づかなかった」と答え、また「万博の開業時期に間に合わせるために違法と知りつつ、建築したのではないか」との問いには「事業者のコンプライアンス(法令 守)の意識の問題」と答弁しています。

ところが名古屋港管理組合は5月7日、記者会見を開き、イタリア村オープン前、まさに条例違反の建物を建築中の2005(平成17)年1月段階で、条例違反を認識していたが適切な措置を取らなかったことがわかったと発表しました。コンプライアンス意識が欠 していたには管理組合の方だと指摘せざるをえません。港で仕事をしていながら臨港地区に関する条例についての認識が かったのではありませんか。

答弁内容に りがあったと言われました。調査してみたら新たな事実が判明したというような言い方でしたが、関係者が急に名乗り出たわけでもありません。わかっていたのに、議会に対し、都合の悪い事実を隠していたのではあり

ませんか。

私たちの質問に対し、誠実に答えていただきたい。議会答弁をふくむ管理組合の一連の対応によって、少なくない市民県民が「セラ イもひどい会社だったが、管理組合の言うことも信用できない、」と感じています。残念ながら、私もそういう構えで質問に臨んでいます。「だまされるな ごまかされるな」という視線を強く感じながらの質問にならざるを得ないので

す。
市議会でも「不適正な会計処理」いわゆる「金問題」をめぐる結果的に事実と反する議会答弁をしてきたこともふくめ、市長をはじめ管理者の責任が重く問われ、処分がなされました。

あらためて、この条例違反問題での事実経過はどうなっていたのか、お答えください。問題がここまでくると、一部の担当者にだけ責任があったでは済まされません。組 全体の問題です。専任管理者として、議会であやまった答弁があったこと、また管理組合への不信感を広げてしまった責任をとる必要があると私は考え



閉鎖されたイタリア村

ます。はっきりした答弁を求めます。

改めて調査して、違反を認識していたことを確認（副管理者）

【副管理者】3月定例会では、「本年2月まで違法建築であることに気がつかなかった」と答弁をした。その後、イタリア村PFI事業の開始時点まで、関係書類の確認や当時本事業に係わった職員等に対するヒアリング調査等を実施した結果、「事業者は、平成16年の事業開始当初から条例違反の木造での戸建建設を決定し、名古屋市が条例違反と伝えた以後も、引き続き木造で進め、民間確認検査機関には「木造は一部木造で建築確認を受けていること」と及び「平成17年1月に本組合の担当部が、事業者が条例違反の木造で事業が進行していくことを認識したが、適切な措置を講じなかったこと」が新たに判明した。これは、本年5月7日に記者

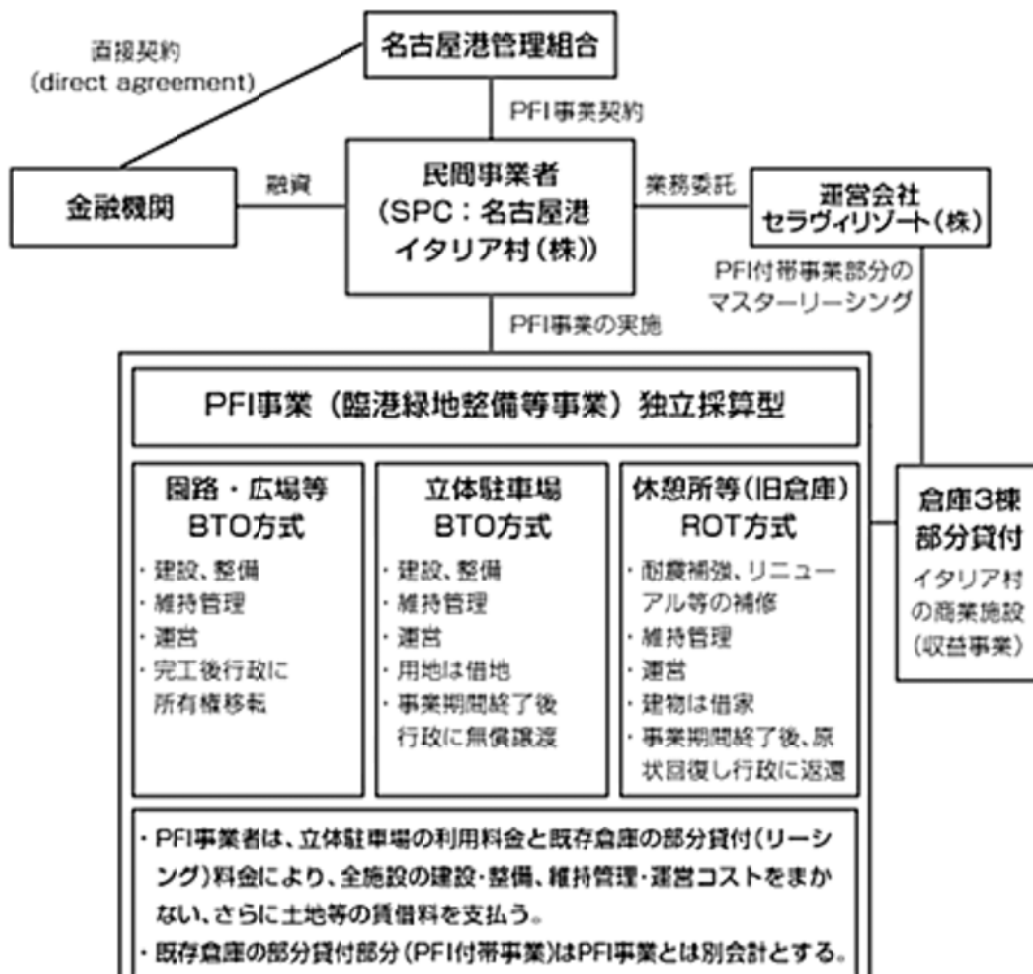
会見にて詳細に公表したが、議員には、本定例会にて正して、報告します。

本組合に建築許可の権限はないが、木造で建築が進められていることを一部の職員が知っていたにもかかわらず、条例違反の解消を事業者強く注意し、起できなかったことは、極めて不適切であった。このことは、一部だけの問題ではなく、組織として内部統制がしっかりと機能しなかったことが大きな要因であったと感じている。

全職員に法令遵守を改めて徹底させるとともに、内部統制の確率や処理の高などに向けた研修の強化等を実施することが信頼回復への責務と考える。

いずれにしても、本PFI事業が破綻した諸問題を精査し、事業再開に向けた検証を行ったうえで、新事業者による早期再開を図ることが、県民・市民の信頼を得るための最善の方策と考

イタリア村の事業スキーム（BTO、BOT、ROTによる独立採算型PFI事業）



えております。そのため、破産管財人と協議を進め、さる6月9日に本組合と破産管財人とで基本的考え方について合意をし、7月中を目途に、今後の方針・条件を決定し、提示していくことを公表した。

固定資産税の滞納をどうするのか

【山口議員】私は3月定例会で、イタリア村＝セラ イリ ートによる数々の不法無法行為を指摘しました。建築 装問題、強引なリ ート開発と経営破 、労働者の不払い残業や未払い金、建築や 料関係の業者へも数々の未払い、伊勢 の 路中止問題などあきれるばかりです。企業としての社会的責任についての認識がまったくといってよいほどなく、どうして管理組合があんな会社をパートナーに選んだのか、管理組合の見識が厳しく問われます。

3月議会後、新たに判明してきたのが、大きく報道された税金滞納問題です。名古屋港イタリア村が、名古屋市への固定資産税約8千万円の滞納問題です。当時の田中イタリア村社長が自分で認めており、コンピューターの設定ミスと言い しながら、「開業した2005年度からずっと滞納してきた、滞納分を市と話し合いながら少しずつ納めている」と報道されています。市の担当者は「個別の案件には答えられない」としていますが、いったいどれだけ税金を滞納したまま破産したのでしょうか。

この税金滞納問題でも、管理組合は「コメントする立場にない」と報道されていますが、それですむ問題ではありません。

公共用地を提供して行われた事業で、ぐだけ いでおきながら税金もきちんと納めていなかった。

管理組合は、滞納の実態をどう していたのか。経営状態のモニタリングは機能していなかったのでしょうか、名古屋市から「どうなっているのか」という相談はなかったのですか。

答えてください。

関連事業で税金を滞納したままで、名古屋市からの分担金（約44億円）を当たり前のように受け取ってもらっては困ります。名古屋市に対して 山口議員 負い目をおったままでは、事業遂行にも支障が出るのではありませんか。今後どう対処するおつもりか、うかがいます。



山口議員

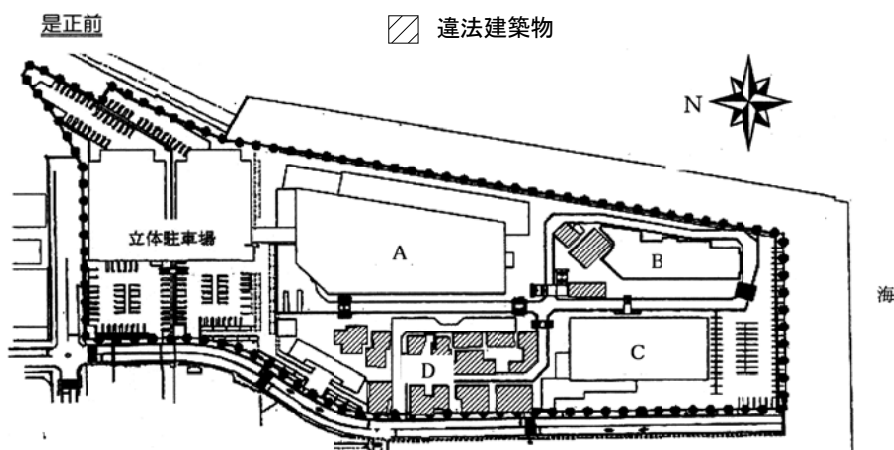
納税指導をしてきた（担当部長）

【総合開発担当部長】平成19年11月に名古屋港イタリア村 会社から滞納の事実があることの報告があり、納税するよう指導してきた。滞納の事実は大変遺憾だが、名古屋港イタリア村 会社は、破産手続き中であり、固定資産税滞納の問題は破産手続きの中で処理される。

外国人労働者の雇用確保を

【山口議員】 なのは 用問題です。5月7日の破産宣告、イタリア村の と同時に、従業員360人が解 されました。360人もの一斉解は、愛知県下ではここ十年来で最大規模の解事件です。労働債権は約1億5千万円にものぼります。関連する数十店のテナントショップのことも考えると、とんでもない規模の事件です。そういう認識をまずしっかり持っていただきたい。

今日は外国人労働者の 用問題にどう対処するのかにしばってうかがいます。解 された従



業員の中にはイタリア人をはじめ約20名の外国人がふくまれています。この件では大阪にあるイタリア 事館も大変心配していると聞きました。ほっておけば愛知県・名古屋市そして名古屋港の国際的な信用失 、イメージダウンに直結する事態です。

イタリアから働きにきたある調理士は「名古屋港管理組合が関係した職場だから安心だとわれた」また別の方は「役所と15年間の契約がある安定した職場だから大丈夫と われた」そうです。多くの労働者をイタリアで集めてきた方は「会社からは、とにかく人を集めろ、 労ビザでなくても観光ビザでも何でもいい。あとで何とかなる」と言われたそうです。一企業の解 問題として片付けてもらっては困ります。

いま労働組合はじめ支援者と当事者がいっしょうけんめい破産管財人とも交 を重ねています。しかし解 予告手当の支払い、未払い 金の交 、離職票の発行すらスムーズにいかない、社会保険労務士や弁護士を交えた相談交 には通 が必要です。イタリア語が話せる管理組合の職員はいませんか 名古屋市国際センターで頼した通 費用は1時間6万円です。社宅から追い出される事態に対しても、何ら公的な支援はありません。心ある民間企業から保有している貸マンションを数ヶ月間、無償提供していただき、何とかしのいでいるのが実態です。PFIでは解 された外国人労働者の生活支援まで民間まかせですか。会社や管財人まかせでなく、管理組合としても住宅の確保や通 支援など、せめて側面的な支援策を構ずる道義的な責任があると考えますが、いかがですか。

らへの支援を要求するには理由があります。それは神田知事や松原市長も「イタリア村というコンセプトは良かった」と繰り返し発言し、今議会や先の議員総会でも管理組合自身が「年間100万人を超える来場者のある名古屋港の いの場・賑わいの場であるため、本組合としても事業の再建に向けて全力で取り組んでいく」と説明してきました。イタリア村というコンセプトを大事にして事業を再開するのなら、村の魅

力を支えてきたイタリア人従業員のを いることが必要かつ合理的です。 らに業務再開への道筋を示し、 用の確保を約 すべきです。答えてください。

新事業者による雇用に期待する(担当部長)

【総合開発担当部長】公共事業としてのPFI事業という立場から道義的な責任は感じるが、外国人労働者の 用問題は、本組合が直接関与できる立場ではない。7月中を目途に、事業のあり方も含めた今後の方針や条件を決定した後、安定した事業として早期再開を図るよう手続きを進める。新事業者による倉庫を活用した賑わいづくりというコンセプトのもとに、事業が再開される中で、新たな 用環境が整えられる。

新事業者の信用力をどう確保する

【山口議員】先日、管理組合は破産管財人と、名古屋港イタリア村の早期再開についての基本的な考え方で合意したと伝えられましたが、そのことに関してうかがいます。

基本的な考え方では、新事業者に対し「財務体質が健全で、信用力のある企業であること」を求めています、それだけでは足りません。セラビィでは労働基準法違反が常態化し、残業代の未払い問題などが多発し、 用保険の加入すらいい加減だったようです。管理組合が契約を結ぶ新事業者には、労働法制の順守、労働者の権利をしっかりと守れる企業であることも、あ



閉鎖されたイタリア村

わせて明記すべきです。教えてください。

法令順守を求めていく（担当部長）

【総合開発担当部長】新事業者に、労働法制をはじめとする法令順守を求めることは当然であり、6月9日に公表した事業再開に向けた基本的な考え方における「信用力のある企業」という記述の中に含まれている。今後の事業者選定、事業運営においても、強く法令順守を求めている。

新事業でコンセプトがかわるのか

【山口議員】事業のコンセプトについて、基本的な考え方からはイタリア村という文言が消えました。そして「倉庫を活用した賑わいづくり」というコンセプトを承継し、現状の施設を生かした再建を目指すこと」となっています。これはどういうことでしょうか。

イタリア村の開発コンセプトは「イタリアの古き良き時代の街並みを、倉庫を活用して再現」とありましたが、倉庫さえ活用すれば何でもいということなのですか。再就職の機会を受けながらも業務再開を望んでがんばっているイタリア人など元従業員のみなさんやにぎわいを支えてきたテナント業者のみなさんにも、ここがはっきりしないと、今後の見通しが持てないではありませんか。コンセプトを変えるのかどうか、教えてください。

もともとコンセプトに「イタリア」はない

【総合開発担当部長】「名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業」募集時のコンセプトは「倉庫を活用した賑わいづくり」であり、当初からコンセプトは変わってない。したがって、このコンセプトのもと現状の施設を活かした事業内容であれば、「イタリア」に特定するものではない。

保証金の活用で違法建築物撤去を

【山口議員】業務の再開への道筋をどうつけるか、管理組合の能力が試されています。早期再

開に向けて「違法建築物を早期に撤去することとし、その方法については、名古屋港管理組合と破産管財人とが協議を行う」としていますが、具体的にはどうするのでしょうか。

違法建築物の撤去費用は約5千万円かかると定されており、これが新たなスポンサー、運営企業なしにとってネックと言われてきました。一つも早く違法状態を解消することは行政の責任ですが費用はどうするのか。管理組合と会社イタリア村との間で結ばれたPFI契約にもとづいて、いま管理組合には公共用地を受け取る保証金が8千万円あります。この保証金を活用して、管理組合の責任で速やかに違法建築物を撤去することが、新たな公金の投入なしに問題を解決する有効な方法と考えますがいかがでしょうか。

破産管財人と協議して解決したい（担当部長）

【総合開発担当部長】違法建築物は、新しい事業者が進出しやすい環境づくりのためにも、戸建建築物において営業していたテナントの協力を得つつ、早期に撤去されることが必要です。保証金の活用も1つの方法だが、現在、破産管財人と協議しているので、その中で問題解決にあたる。

事業の再開にあたってはPFIにこだわるな

【山口議員】7月中に今後の方針・条件を提示していくとのことですが、ガーデンふ頭に多くのお客さんが来場する港まつり（7月21日）までには、解決のめどを立てる必要があります。

ある新聞は「再出発『年度内は困難』」と報道しました。PFIという事業手法にこだわるならば、問題解決の長期化は避けられません。PFIには自治体と企業、双方の責任の所在があいまいになるという構造的問題があることもはっきりしました。イタリア村が使ってきた倉庫は、もともと管理組合の所有する財産です。事業の再開にあたっては、PFIにこだわることなく上屋を貸し付ける単なる事業手法も検討すべきではありませんか。教えてください。

㈱クレールがイタリア村PFI事業を引き受ける意向を表明（担当部長）

【総合開発担当部長】破産管財人と新しい事業者が進出しやすい環境づくりのため協議を進め、違法建築物の早期除去や現状の施設を活かした再建などについて基本合意に達し、6月9日に事業再開に向けた基本的考え方を公表した。

この中で、7月中を目途に事業手法を含めた今後の方針や条件を決定し、提示していく。なお、さる6月6日に、㈱会社クレールコーポレーションがイタリア村PFI事業を引き受ける意向を表明しているが、事業の再開に向けた方針や条件が決定するのに合わせ、事業計画を提出していただき判断していく。

PFIという事業形態、事業手法を見直せ

【山口議員】今回の問題への管理組合の対応は、PFIの問題点とともに、自治体としての自治能力が問われる事態となっています。よく民間の力を借りて開発すると言いますが、そうした手法なら、なおさら管理組合自身のプロデュース能力、企画構力、総合調整力が重要なのです。ガーデンふ頭でも金城ふ頭でも、名古屋港の開発は民間企業の能力やノウハウを活用すると言いながら、結果的に企業の思惑に振り回され続けてきました。ガーデンふ頭や金城ふ頭での「親しまれる港づくり」は、民間の力を借りることばかり強調するまえに、管理組合自身のコンセプトをしっかり持つべきです。管理組合の作成する開発計画がもう信用されない状態になっているのではありませんか。

そこでこの問題の最後に、PFIという事業形態、事業手法への評価はいまでも変わらないのか。またこの問題で失われた管理組合への信用をどう取り戻すのか、お答えください。

PFIそのものに問題はない（担当部長）

【総合開発担当部長】PFI事業は、民間の資金や経営能力、技術能力を活用することにより、低コストで良好な行政サービスを提供できるという、

大きなメリットがあり、PFI事業という制度そのものに問題があるとは考えていない。しかし、事業開始後3年でイタリア村が破産したことは重く受け止め、本PFI事業が破産した原因を分析し、効果的かつ安定的な事業手法のあり方を再度検証したうえで、事業の早期再開を図っていくことが重要である。

イタリア村で働いていた労働者の雇用を最優先で行え（再質問）

【山口議員】違法建築物の問題は、保証金という財源があるんですから、これはすぐにでも去できます。まずこれで事業再開への障害をクリアしていただきたい。

2点目、固定資産税の滞納については、昨年11月には返していた、こう認める答弁でした。ここでも管理組合の対応が後手に回っています。滞りに思っているだけでは済まないんです。

3点目、PFIへの評価はかたくなな評価でした。皆さんがすばらしいとおっしゃる制度が、なぜたった3年間で破産したのか。会社の問題はもううんざりするほど明らかになりました。問題は皆さんの対応なんです。何であんな会社を選んだのか、外部からの働きかけの有無を含めて真実に総論していただくとともに、やはりPFIという制度が持つ構造上の問題もあわせて検証していただきたい。

そして、3月議会の答弁について、私は専任副管理者の責任を問いました。議会答弁は、正して済むような軽い問題ではありません。答弁前の調査が不十分だったなら、まそういう姿勢が問題です。そして、知っていたのにあんな答弁をしたんだったら、なおさら問題です。今、管理組合は組むみで実態を隠しているのではないか、こういう厳しい批判が出ている。このことを本当に正面から受けとめていただきたいんです。

当時の担当者の処分が検討されていると報道がありましたが、担当者だけの問題ではない。あなたの責任が問われている、これを重ねて指摘したいと思います。違法建築物と知っていな

がら放置してきたことが、今度の破産の直接の引き金になった。その責任をどうとるのが問題なんです。

用問題についても、管理組合には権限がない、民間企業の問題だといって、まるで当事者でないかのような答弁でしたが、そのような責任の姿勢が解決をおくらせ、不信を広げているんです。

2月にこの違法建築の問題が明らかになって、3月議会であれだけ議論された後に、私たちには、『名古屋港開港100年』という分厚い冊子が配られました。そこには、その時点でイタリア村が詳しく紹介されています。

本物は重たいので持ってきませんでしたが、「同年4月2日、名古屋港イタリア村が詳しくオープンした。さらに、建物内には、名古屋市と提携を結んだトリノ市を始め、エモンテ州を紹介するコーナーや、日伊工会議所、イタリア貿易振興会の展示コーナーも設けられ、伝説的なエネアンガラスを100点以上展示した美術館」どこへ行っただけでしょうか。「イタリア人による」とともに食事を楽しめるレストランなどが設置され、イタリアの「や」楽に親しむ場を提供している」と、管理組合が一生懸命やったように、この時点でも書かれています。よく恥ずかしげもなく3月議会の後にこんな記述をそのまま配るもんだと、私は本当にあきれました。

イタリア村のPFI事業は、民間の資金とノウハウを活用はしますが、あくまでも管理組合が行う公共事業で、先ほどの皆さんの答弁でいえば、管理組合が行う民間の資金とかノウハウを活用した行政サービス、それがPFIだと言いました。そこで発生した360人にも上る解雇問題をどう受けとめているのか、専任副管理者の認識をもう一度伺いたいと思います。

下請の会社で借金未払いや生産があれば、元請の会社が責任を持って解決に当たるのが私は世間のルールだと思います。管理組合にはイタリア村からの保証金8,000万円がある。この8,000万円は1年間の料金の相当分です。そう考えると、

3年間営業したわけですから、イタリア村からは、皆さんに少なくとも2億4,000万円が料金収入として入ってきたことになります。管理組合は、3年間でイタリア村からどれだけの収入を得たのか、はっきり答えていただきたい。

皆さんがこれで得られた収入は、不払い残業など数々の違法状態のもとで得られた収入です。せめてこの金額の一定の部分は、イタリア村の再開と解雇された労働者を支援するために使うのが当然ではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

コンセプトについては、倉庫を活用したにぎわいづくりで変わっていないというお話でした。現状の施設を生かした再建と言うんだったら、せっかく集まった外国人労働者の皆さんの存在は、異国情緒あふれる港のにぎわいづくりに、とって、私は欠かせないと考えますが、いかがですか。

事業の再開に向けて、イタリア村で働いていた労働者の雇用を最優先で行うべきです。そのことを新事業者を選定する際の皆さんの基本方針の一つに加えるべきと考えますが、この点もはっきり答えてください。そして、7月中をめどに今後の方針・条件を決定すると言われましたが、そうすると、クレールからの提案は8月になる。事業再開はいつになるのでしょうか。

7月21日のみなと祭までには、雇用問題を含む一定の見通しが立つと考えていいのかどうか、ここをはっきり答えていただきたいと思います。数十万人の県民・市民が名古屋港に来るみなと祭で、みんながイタリア村を指差すんですよ、あれか、あれかと。えられますか。祭りが楽しめますか。みなと祭までに、いつまでにどうするのか、はっきりした見通しを専任副管理者に再度求めます。

事業の早期再開で、新たな労働環境を生み出すことが最も重要（副管理者）

【副管理者】名古屋港イタリア村の破産に伴い、多くの労働者が解雇されたことは、まことに遺憾に感じている。事業の再開に向けた基本方針

の中に優先的な費用を振り込むことはできないが、信用力の高い新しい事業者による事業の早期再開を図ることによって、新たな労働環境を生み出すことが最も重要です。去る6月9日に、事業再開に向けた基本的な考え方を公表したが、今後は7月中に方針・条件を決定し、早期に事業再開できるよう全力で取り組む。

なお、3年間の収入は、約2億7,000万円であり、一般会計において処理した。

イタリア村の破綻、労働者の大量解雇は管理組合も共同の責任がある（再々質問）

【山口議員】多くの労働者が解雇されたことについて、「まことに遺憾に感じている」と答えていただきましたが、人ごとではありません。先ほどの『名古屋港1年』では、イタリア村のにぎわいを自分たちの実績のように誇っている。ところが、その一方では、破綻の直接の要因につながった条例違反の違法建築への皆様方の関与を認めた。これが3月と違うところなんです。これはつまり、イタリア村の破綻、労働者の大量解雇に、管理組合もイタリア村の会社とともに共同の責任がある、こういうことではないんですか。この点の認識はどうか、まず伺います。

基本的には事業者と労働者の問題（副管理者）

【副管理者】労働者に対する責任の問題は、基本的には事業者と労働者の問題だというふうに考えている。我々としてできることは限られているが、できる範囲の中で対応できるものがあるれば、対応したい。

3億5,000万円を活用して雇用問題解決を

【山口議員】イタリア村から、今答弁がありましたが、給料以外に水域使用料等々あると思いますので、3年間に2億7,000万円の収入を得たという話でした。プラス保証金が8,000万円で、合計3億5,000万円が皆さんの手元にあります。解雇された360人の労働者へ本来支払われるべき労働債権は1億5,000万円ですよ。名古屋市の税

金滞納は、報道によれば、8,000万円とも1億円とも言われています。そういう未払い、滞納が残っている中で、あなた方管理組合だけは、ちょっとかりもらうものをもらっているんです。あとは権限も責任ありませんという態度で、本当に済むと思っているんですか。

この事業で管理組合に入ってきた3億5,000万円を、私はすべて使えとは言いません。それで労働者に直接給料を払いなさい、直接いなさいと、そんなことを言うつもりはありません。しかし、せめてその一部を使って、社宅や通の問題を言いましたが、労働者の返済を初めとした緊急に解決を要する問題を処理するために、この3億5,000万円を活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

専任副管理者、この点で、あなたは自分の処分、責任を、給料を下げるとかいう方向ではなくて、速やかな事業再開に向けて頑張ることが責任のとり方だとおっしゃいました。本当にそこで責任感と問題解決へのリーダーシップを発しようとするんだったら、今の2点、解雇の問題での皆さんの共同の責任を認めていただきたい。そして、皆さんだけがそれぞれ得ている3億5,000万円というお金。ここをこの問題解決のために。そこで入れれば、公金を使わなくて済むわけです。しっかりリーダーシップをとって、問題を処理するために活用していただきたい。

特別委員会も設置されて、この問題は引き続き議論の場ができる。これ以上の質疑はその場にゆだねたいと思いますが、あなたのリーダーシップが本当に問われている問題として答弁を求めます。

親しまれる港づくりなどに、すでに使っている（副管理者）

【副管理者】3億5,000万円は既に、いろんな名古屋港の港づくり、あるいは親しまれる港づくりの一部として活用している。

名古屋港における公害対策、環境問題と生物多様性条約締約国会議について

臨港地区における公害・環境問題の現状を認識しているのか

【山口議員】さてイタリア村問題で ついた名古屋港のイメージを回 するひとつの機会が、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の愛知県名古屋市での開催です。

名古屋港水族館と藤前干潟をかかえる名古屋港エリアは生物多様性、環境問題を考える格好の場です。COP10に向けて国内外から大勢のみなさんがみえることでしょう。

私は先日、名古屋港水族館でウミガメの産卵観察会に といっしょに参加しました。一泊まったのですが、残念ながら、その時は産卵の間には立ち会えませんでした。自然界は筋書きのないドラマ、人間の都合で動くわけではありません。でも内田館長からたっぷり2時間以上ウミガメのレクチャーを受け、いろいろと考えさせられました。

しおりには、「日本 島の海 に、くても、静かで、きれいな 辺を残すことは、ウミガメばかりでなく、われわれ日本人の生存をも保証することになるのではないのでしょうか」というメッセージが書かれていました。

海 線の埋め立て、開発が仕事だった名古屋港管理組合ですが、これからは、同じ名古屋港から、環境や生態系を守るメッセージを発信する時代が来たのです。

そこで、2010年に向けて名古屋港の環境問題を、会議開催地の海の 関にふさわしく改善するために、この3年間、集中した取り組みを強化することを提案します。

ところが名古屋港内の水質はどうか、緑はどうか、空気はどうでしょうか。臨港地区には名古屋南部公害訴訟の被告企業が集中的に立地し、道路公害もふくめて、大気汚染はまだまだ改善されたとは言えません。二 化 素排出量が多

い企業が集中立地しています。コンテナ い個数が増えるたびに大型のトレーラーが増え、大気汚染物質と地球温暖化ガスを増やし続けています。

ところが臨港地区は国の定める環境基準の目標達成除外地域とされており、管理組合も緑地管理や水質管理はするが、大気汚染の環境管理は業務外、県の責任だというのが基本姿勢です。

私はこれまで06年3月、07年3月にも名古屋港の環境問題について質問しましたが積極的な答弁はほとんど聞かれませんでした。しかし時代は環境問題への強力な取り組みを求めています。世界中から環境問題のNGOが集まってきたときに、 をはって案内できる名古屋港になるために、県や市との連携を めつつ名古屋港管理組合としても環境対策を抜本的に強化しようではありませんか。

そこどうかいます。臨港地区における公害・環境問題についてどのような現状認識を持っているのか。流入するディーゼルの大型トレーラーの 数や臨港地区でのCO₂排出量もはっきり数値として答えてください。

大気環境はほぼ横ばい状況、CO₂排出量はわからない（室長）

【企画調整室長】大気環境の状況は、名古屋港周辺地域において、ほぼ横ばい状況にあり、二

化 素（NO₂）については概ね環境基準を満たしている。二 化 素（CO₂）は、愛知県の最新の公表データによると、県全体の排出量は、平成16年度現在、約8,240万トンであり、これは基準年度の平成2年に比べ12.7%増加している。

一方、名古屋港内を 行する物流車両のうち、愛知県トラック協会海上コンテナ輸送分科会の報告によると、平成20年3月時点においてコンテナターミナルに出入する大型トレーラーの 数は、月間延べ15万 です。

なお、港内からのCO₂排出量は、排出源の特定が困難であり していない。

2010年までの明確な削減目標・数値をもて

【山口議員】大気汚染の改善については名古屋市の環境目標値（ $\text{NO}_2=0.04\text{ppm}$ ）のクリアや、 CO_2 の明確な削減目標を持ち、2010年までにどうするのか、期限と数値を明確にした計画を立てるべきと考えますがいかがでしょうか。

愛知県、名古屋市と連携して取り組む（室長）

【企画調整室長】組合としては、2010年に10%削減を目指した「第2次名古屋市地球温暖化防止実行計画」を始めとする関連諸施策について、愛知県、名古屋市と連携して取り組む。

名古屋港にある豊かで貴重な環境資源の保存と活用を

【山口議員】生物多様性条約締約国会議に向けて、港から地球環境を守る新たなメッセージを発信しようではありませんか。そのために藤前干潟や水族館をどう活用していくのか、市民県民からのアイデアも出しあい議論する場を設けることを提案します。

名古屋港にある豊かで貴重な環境資源をどう守り活用していくのか、ぜひ聞かせてください。

県や市及び経済界等との連携を密にし、協力したい（室長）

【企画調整室長】生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が2010年愛知県、名古屋市で開催されることが決定し、歓迎すべきことです。今後、COP10の内容等の詳細が明らかになってくるので、愛知県や名古屋市及び経済界等との連携を密にし、協力したい。

臨港地区からの CO_2 排出量を明らかにせよ（再質問）

【山口議員】大気汚染の状況はほぼ横ばいだと言われました。環境基準をクリアされているという答えがありましたが、名古屋市は環境基準よりももう一つ厳しい環境目標値を持っていますが、残念ながら一つもクリアできていないん

です。そういう厳しい認識を持っていただきたい。

地球温暖化の防止に愛知県や名古屋市と連携して取り組むと言いましたが、港内、臨港地区での CO_2 排出量は特定が困難でしていない、こういう答弁でした。連携して取り組むんだったら、まず正確な現状認識が必要だと思います。しかも、県下の CO_2 排出量は基準年より12パーセントもふえている。10パーセント削減までは大変です。

生物の多様性をかす大きな要素がこの地球温暖化という問題です。先ほど紹介したウミガメの観察会では、ある中学生から、ウミガメの性別は周囲の温度で決まる。28.8度よりも温度が高いとが生まれて、それより低いと雄になる、こういうふうにったんですが、地球が温暖化すると、みんなばかり生まれてくるんじゃないんですか、こういう質問が館長さんにありました。

名古屋港管理組合として、この種の問題は、期限と目標を明確にして取り組んでいくべき課題だと思います。そこで、環境の問題では1点伺います。

県全体の CO_2 排出量は、約8,240万トンということでしたが、そのおよそ何割がこの臨港地区から排出されているのか。産業の比重や交通量の比重などからでも、私は推計は可能だと思いますが、この点で再度答弁を求めます。

情報収集に努めたい（副管理者）

【副管理者】臨港地区からの CO_2 の排出量は、港活動及び港後との物輸送に起因する排出構造というのがされていないため、現時点では有効な数値の算出は困難である。しかし今年度から国土交通省で、港からの温室効果ガス削減に向けた検討が始まったと聞いており、組合としても、情報収集に努めたい。

閉会中委員会の概要

5月1日 教育子ども委員会 山口清明議員



「名古屋市放課後子どもプラン」 全児童施策と一体で「生活の場」になるのか？

5月1日の教育子ども委員会で、学童保育とトワイライトスクールを一体的に行う事業として創設される「名古屋市放課後子どもプラン（称）」などが盛り込まれた「『子どもたちの豊かな放課後』基本的な考え方（案）」を審議しました。

「生活の場」があいまいに

山口議員は「昨年末発表された有識者による検討委員会の『提言』では、すべての子どもに必要な『遊び・学び・体験・交流』の場と、留守家庭の子どもに必要な『生活の場』の提供が区別されていたが、今回の市の考え方では生活の場の提供も全児童への施策としている。さらに、トワイライトスクールと学童保育を『一体または連携して行う』のではなく『一体的に行う』としているが、これで児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業やそのガイドラインが求めるものを満たすことができるのか」とたどしました。当局は「法に基づく放課後児童健全育成事業として行う。専用スペースも『生活の場であることを考慮し、常に不特定多数の者が出入りできるスペースとなることは適当ではない』とする国の考えをふまえる」と答えました。

学童保育の吸収をせまる民主議員

民主党議員は「他都市では複数の形態を組み合わせているところもあるが、名古屋市は一体型の市の事業一本で行い、学童保育は強制力をもって吸収するということか」と質問。「強制や吸収ということではなく」と明言を避ける当局に対し「一本化の立場をはっきりさせ、目標期限をもっ

て取り組むべきだ」とせまり、「複数の形態ではなく市の事業一本で行い、目標は十年を目安に全校実施する」と答えさせました。

モデル事業だけでなく学童保育の充実を

山口議員は「厚労省が新たに策定した『新待機児ゼロ作戦』では、10年後の目標として、放課後児童クラブの提供割合を児童数（小学1年～3年）の60%まで引き上げるとし、今後3年間を集中重点期間と位置付けている。名古屋市の現状は約6%と大きく遅れているのに、市の計画は、定員や規模の目標もなく、学童保育のニーズにふさわしいものになっていない。一体型で市が実施するだけでなく、学校外施設との連携も検討するとともに、今後についても、モデル事業の実施・検証だけでなく、既存の学童保育施策の拡充も必要だ」と求めました。

定員の目標も示さない無責任な計画

公明党議員は「一体型なら、留守家庭児童にも保護者負担を求めるな」と主張し、当局は「国も放課後児童健全育成事業に保護者負担を求めることができるとしている」と答えました。これに対して山口議員は「留守家庭児童に対して特別な対応をとるから保護者負担をと言いながら、他の子どもにも同様に『生活の場』を提供するのはおかしい」「職員の配置基準や定員も留守家庭児童対象なのか全児童なのかあいまいで、結局、時間延長だけが留守家庭児童への配慮になりかねない。定員・規模の目標も示されておらず、無責任な計画だといわざるをえない」と厳しく指摘しました。

意見募集期間
5月12日～6月13日

「『子どもたちの豊かな放課後』基本的な考え方(案)」
のパブリックコメントがはじまります

積極的に意見を提出しましょう。詳しくは
名古屋市子ども青少年局子ども事業調整室（972-3092）まで

5月12日 土木交通委員会 江上博之議員

駐輪場の有料化はやめよ 守山市民病院のすぐ前まで市バスを

請願
陳情審査

5月12日の土木交通委員会で、「守山市民病院に関する請願」など5件（新規2件、継続3件）の請願・陳情が審議されました。

病院との協議で少しでも改善を

守山市民病院へのバスに関する請願では、病院周辺の道路が「いなど現状では乗り入れが困難な状況が示されました。江上議員は、病院駐車場の活用や周辺道路整備の状況を踏まえ「市民の願いによって病院などへの働きかけなど積極的な打開策をすすめよ」と求めました。

駐輪場有料化は暮らしを直撃

自転車駐車場有料化政策を取りやめ、無料化を求める陳情について、市は歩道の安全確保に障害となる放置自転車対策を優先し、規制と受益者負担の立場で整備することを示しました。江上議員は、「自転車は環境にも優しく利用促進の立場が欠落している」と指摘し、利用促進と安全対策を対立させ、有料化による放置対策を進める市の対応を「困と格差の拡大が進む中での利用者への配慮が不足している」と批判しました。

5月13日 教育子ども委員会 山口清明議員

請願審査 モデル事業だけでなく学童保育の助成拡充を

5月13日の教育子ども委員会で、請願審査が行われました。学童保育関係の請願について、山口清明議員が「市の『放課後子どもプラン』では、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業をトワイライトスクールと一体的に行うとし、開設日は『日・日・祝日・年末年始を除く毎日』となっている。市のモデル事業を土日のみから実施するのなら、同じ法に基づく学童保育の助成が「後からだけなのはおかしい。4年生以上の受け入れや時間延長についても、市のモデル事業と矛盾しないように助成を拡大すべきだ」と、請願の採択を求めました。

公立保育園の全保育室へのエアコン設置についての請願は、当局が「全保育室に設置する方針」と答弁しましたが、「保留」ととなりました。

助産院も無料妊婦健診の対象にせよ

妊婦健診の回数拡大に関連して、山口議員は「東京都や〇〇県では、妊婦健診の無料券を助産院でも使えるようにする動きが始まっており、検討すべきだ」と求めました。当局は「現行の市の制度では、臨床検査を含むことから助産院を対象とすることは困難だが、他都市の動向など調査・

研究したい」と答えました。

市立養護学校高等部で定員超す入学者

障害児教育の充実を求める請願について、山口議員が「市内には高等養護学校がなく、養護学校の高等部も定員を上回っている」とただしたところ、市立4養護学校の高等部では、今年度、定員144名に対して161名が入学していることが明らかになり、当局も「高等養護学校新設について設置義務のある県に要望している」と答えました。通常学級に在籍する軽度発達障害の児童に対する支援について「人間関係を結ぶのが苦手な子どもに対して、1年で交代する臨時教員の対応でいいのか」と、臨時教員の場合でも同一校継続勤務とするよう求めました。また「〇〇の引などで家族が付き合うケースも示し、〇〇護師の配置を求めました。

山口議員は、いずれの請願も採択を求めましたが、趣旨実現で審査打ち切りとなったものをのぞき、すべての請願が「保留」ととなりました。

5月14日 財政福祉委員会 請願・陳情審査 わしの恵子議員

高齢者
医療

名古屋市の保険料負担増は日本一

国保から「後期」になって3,564円もアップ！市は軽減制度つくれ

5月14日の財政福祉委員会では7件の請願・陳情が審査され、わしの恵子議員が質問しました。
後期高齢者医療で保険料大幅アップ認める

わしの議員は4月17日に日本共産党が国会で明らかにした「国保から後期高齢者への移行で負担増になる」として示した名古屋市の保険料の確認を求めました。市は数字が正しいことを認め、さらに「本市の75歳減免や19年度の特別軽減を加味すると国保料は4,728円になり、後期高齢者医療制度の保険料との差は3,564円になる」と答弁しました。

わしの議員は「東京都のように広域連合が保険

国保からの移行で保険料が大幅増になる市区の例

(4月17日、参院厚労委での小池 議員の質問より。夫は年金額16.7万円、妻は基 年金のみの夫婦世帯と比較)

国保料 後期高齢者 負担増

1位 川 市	4,801円	8,257円	3,456円
2位 金沢市	3位 神戸市	4位 広島市など...	
7位 名古屋市	5,784円	8,292円	2,507円
と7位でしたが名古屋市国保の独自減免を加味すると			
	4,728円	8,292円	3,564円
と負担は急上 し川 市を抜いて日本一になります。			

料を軽減したり、名古屋市の独自減免が必要だ」と主張し、請願の採択を求めました。局長は、「制度は国民的議論がある。国の動向を見守る」などと答弁。自民党や民主党の議員も負担軽減が必要との認識を示しましたが請願は保留でした。

障害者控除認定の遡及は5年に改善するも 要介護者全員への申請書送付は不採択

これまで「文書保存が3年のためできない」となっていたが、市民らの要望を受け5年前までの仕組みをつくりました。しかし「要介護者全員への申請書送付」は「一律に対象者に該当せず混乱を ぐ」として不採択になりました。

守山市民病院の請願は、わしの議員が「守山は地元の 者が多く、区内で 急体制を」と主張。市は「守山は診療 が い。 務医が するのは軽い人が来るから。医師を中 病院に集中し をなくす」と答えました。わしの議員は「医師を確保しないと解決しない」と採択を求めました。

5月28日 日本共産党市議団が厚生労働省に要請と聞き取り

留守家庭児童への専任指導員と専用スペース

「すべての子どもに提供」では補助できない

日本共産党名古屋市議員団は、5月28日、厚生労働省に対して、「放課後子どもプラン」にかかる国庫補助の要件と生活保護の住宅扶助基準額引き上げについての要請・聞き取りを行い、わしの恵子、かとう典子、くれまつ順子、山口清明議員が参加しました。

放課後児童クラブとしての質の確保が必要

名古屋市は、放課後の全児童施策である「トワイライトスクール」と学童保育とを一体的に実施する「名古屋市放課後子どもプラン」を検討しています。

厚労省担当者は、放課後子どもプランにかかわる国庫補助の考え方について、「放課後児童クラブを同じ建物内で全児童施策と一体的に行う場合

は、専用のスペース は専用部屋を設け、生活の場としての機能を有することが必要」「留守家庭児童が、それまでと同じ水準以上のサービス受けられるように指導しており、放課後児童クラブとしての質も確保が必要だ」との見解を示しました。

党市議団が、名古屋市の案は指導員や専用スペースが留守家庭児童だけでなくすべての子ども対象になっている問題を指摘すると、担当者は「放課後児童クラブは、留守家庭の児童を対象とした事業であり、指導員やスペースをすべての子どもに提供するのは補助できない」と明言しました。

また、厚労省担当者は、「全児童施策と学童保育を一体型で実施する場合、文科省の補助（放課後子ども教室推進事業）と厚労省の補助（放課後児童健全育成事業）とが両方受けられる場合もあ

るが、それぞれの事業の本来の趣旨がいかされているかが重要。厚労省の補助は、専任・専用の人と部屋が要件で、名古屋市から問い合わせがあれば、そのように回答する」と述べました。

また、子どもの放課後の過ごし方についての実態調査の必要性や、児童館との連携の大切さについても議論が交わされ、各区に1カ所しかない名古屋市の児童館の増設の必要性が明らかになりました。

愛知県より低い名古屋の住宅扶助基準額

名古屋市の生活保護住宅扶助基準額は11年前

から35,800円に え置かれたままで、入居できる民間の物件は、年々減少しています。また、老化により 震性に問題のあるものも多く含まれています。

党市議団は、基準額の大幅引き上げを厚労省に要請しました。担当者は「政令市で県の基準額より低いのはめずらしいが、保護世帯と一般の低所得者層との均 もふまえて、消費者物価指数などから算定した額だ」と答えました。

また、認知症の方がグループホームに入居する場合などに、特別基準（1.3倍）の適用がしやすくなるよう通知することを求めました。

土木交通委員会（7月2日）江上博之議員

久屋大通駅 エスカレーター 事故

交通局「暫定補強で大丈夫」と思いこむ ボルト折損を半年も放置した市の責任は重大

7月2日の土木交通委員会で5月9日の久屋大通エスカレーター事故について審査されました。

9月21日から3月10日までメーカーに催促もせず

この事故は上り運転のエスカレーターのステップが 然下降し、市民14名が負 したものです。ボルト2本の折損に対し「4カ所の補強金具で 接して補強。 久対策は部 が入る 年4月以降になる」と日本オー ス・エレベーター社が交通局に説明したとのこと。江上議員は「9月21日から事故発生日まで、エレベーターを管理する交通エンジニアリング（交通局の外 団体でエスカレーターなど通常の保守点検を受け持つ）とメーカー間でまったく連絡がないのか」と事実経過を追及。交通局は「交通エンジニアリングは3月10日ごろメーカーと連絡を取っている」と答弁。「9月21日から3月10日までメーカーに何の催促もしていないのか」と め寄ると「 定補強で大丈夫とメーカーに言われ信じてしまった。交通局としては、5月9日までメーカーに対し直接連絡を取っていなかった」と答えました。

江上議員は、「ボルト折損は異常事態。半年間も放置した局の責任は重大。交通エンジニアリングまかせにせず、局として技 や知識を持つべきだ」と指摘し、「事故から2ヶ月近くになるが当該

エスカレーターは、まだ動いていない。乗客にはたいへんな 惑を けている」と局の認識を質問。局は「できるだけ早く安全が確認できるようにしたい」と答えました。

与党議員からは、「交通エンジニアリングにエスカレーターなどを管理させず、メーカーに直接点検を行わせよ」などの質問が出されました。

事故発生前の経緯

日時	事項
07年9月5日～13日	メーカーは、他事業者に設置された同社 エスカレーターで固定ボルトの折損が発見されたことから、ハンマリング（打 検査）を緊急に実施。対象は事故機を含む同一機種のエスカレーター19基
07年9月15日	・メーカーから交通局に以下の説明があった。 ①久屋大通 エスカレーター4号機の固定ボルト6本のうち2本が折損していること ②同機は、9月中に 定的に4カ所の補強金具を 接して補強すること ③同機を含めた19基のエスカレーターに実施する 久的な対策は、部 の 造に時間を要するため 年4月以降になること ・施設事務所は、 定的な補強工事を9月21日終車後に実施すること及び 久的な対策をメーカーからの説明のとおり実施することを承 （施設事務所は、メーカーからの説明内容と実施に向けて業務を進めていることの連絡を本庁にメールで送信）
07年9月21日終車後	メーカーは交通局と（ ）交通エンジニアリングの立ち会いのもと 定補強工事
（以降毎月）	月1回の定期点検時に異常なし
08年5月9日	事故発生

声明・申し入れ など

2月議会 会後、6月議会終了までに市議団が行った申し入れや見解、声明、談話などは次の通りです。

- 1 75歳以上の市民による本市保養施設利用について助成を求める申し入れ (4月10日)
- 2 違 判決の出た 空自 の活動に県営名古屋空港の使用を許可しない等の要請書 (4月18日)
- 3 自民党名古屋市議団への政務調査費 請求にかんする談話 (5月1日)
- 4 名古屋市議会運営等の改善についての申し入れ (5月20日)
- 5 繰り す 空自 小 基地での 用機事故についての申し入れ (5月21日)
- 6 第10回生物多様性条約締約国会議についての談話 (5月31日)
- 7 2007年度政務調査費の収支報告書の自主公開にあたって (記者クラブでの団長談話) (6月2日)

75歳以上の市民による本市保養施設利用について助成を求める申し入れ

名古屋市長 松原武久様

2008年4月10日
日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの 子

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島は年間約1万8千人が宿泊利用し、 働率91%というたいへん人気のある保養施設です。4月3日に党市議団が現地を調査したところ、3月4月の利用状況は、60歳以上の方が利用者の8割以上を占め、さらにその半数が75歳以上とのことです。国民健康保険の保健事業である宿泊料金への1人当たり1,000円の助成がたいへん歓迎されています。

ところが、後期高齢者医療制度が始まって75歳以上の高齢者を差別するとんでもない事態が起きています。75歳以上の高齢者が国民健康保険を 退させられたことによって、この1000円の助成を受けられなくなってしまったのです。老人クラブなどでいっしょに休養に来たときに、どうして75歳以上は助成がないのかと、高齢者にたいへんなショックを与えています。本制度が75歳以上の高齢者に差別医療を行うだけでなく、行政が勝手に国保から 退させ、国保加入者ではないという理由でさらなる差別を行うことは許されません。

名古屋市民 休 村セントラルロッジについても同様です。

さらに健康保険組合や共済組合に加入していた方も、それぞれの保健事業の助成制度から除外され しい思いをしているはずです。せめて本市の高齢者が本市の施設を利用するときは助成制度があっても良いと考えます。

過 な戦争を体験し戦後の日本をつくってきた高齢者にみんなと平等に気楽に保養してもらうことこそ長寿を祝うことになるのではないのでしょうか。

つきましては下記の通り申し入れします。

記

一、国保から後期高齢者医療に移った75歳以上の高齢者が本市の保養施設を利用する際、市として独自にこれまで通りの助成措置を講ずること。

一、加入していた保険の区別なく、市の保養施設を利用する75歳以上の高齢者を対象にした新たな助成制度をつくること。

違憲判決の出た航空自衛隊の活動に県営名古屋空港の使用を許可しない等の要請書

名古屋市長 松原武久様

2008年4月18日
日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

4月17日、名古屋高裁において、愛知県などの住民ら1,122人が自らのイラク派兵は違憲だと差し止めに求めた「自らのイラク派兵差し止め訴訟」の控訴判決があり、青山邦雄裁判長は「自らの活動、特に空自がイラクで現在行っている米等の輸送活動は、他国による武力行使と一体化したものであり、イラク特措法2条2項、同3項、かつ法9条1項に違反」し、同時に「平和的生存権は法上の権利」と認める画期的な判決を下しました。

自らの小基地に所属する空自輸送機部隊はC130H輸送機を使用し、米などを戦地地域であるイラクに空輸する任務を主にしており、繰り返し同輸送機が県営名古屋空港から送り出されています。

日本共産党はこれまでもイラクへの空輸活動は違法であり、ただちに中止すること、違法の空輸活動のために県営名古屋空港の使用を許可しないよう求めてきました。

名古屋高裁の判決は、この間の日本共産党の主張の正しさを付けるものとなりました。

地方自治は戦後確立した法の基本原則の一つであり、地方自治体は法の原則を守り、地方行政に生かす責任があります。同時に平和的に生存するという住民の権利を守る責任もあります。

この両面から見ても、空自が県営名古屋空港を使用して行うイラクでの輸送活動が違憲との判決が出た以上、その司法判断を尊重して行動することが貴職に求められています。

よって以下のことを要請します。

記

- 1、違憲の活動を行っている小基地に所属する空自に対し、県営名古屋空港の使用を許可しないよう愛知県に求めること。
- 2、住民の平和と安全を守り、法を守る立場から、防衛省・空自に違憲の活動をただちに中止し、部隊の退却を求めること。

自民党名古屋市議団への政務調査費返還請求にかんする談話

2008年5月1日
日本共産党名古屋市議員団
幹事長 江上博之

一、松原武久名古屋市長は4月30日、住民監査請求の監査結果に基づいて、自民党名古屋市議団に対し、同党の2002年度政務調査費について約692万円の返還を請求しました。同党の政務調査費について、部分的ではあっても不正なところが認定され、実際に市に返還を求めることになったことは、政務調査費の透明性を高め、正しく使われることを望む住民にとって大きな意義を持つものです。

二、監査結果では、返還を求める約692万円の内、約444万円は「政調費として支出されていない」残余であり、返還が当然です。また、約243万円の食費は「必要性が具体的な説明がされていない」とその理由を述べています。このような政務調査費の使い方をしてきた自民党市議団の資質と責任が問われなければなりません。

三、また、今回、監査対象になったのは自民党市議団の政務調査費のなかの「団共通経費」と ばれる部分であり、一人毎月55万円の内の5万円分に過ぎません。これでは、市長がいくら 請求をしても、使途の透明性が十分に確保され、市民の信頼を回 できたとはいえません。自民党市議団は自ら率先して使途を全面公開するべきです。

四、市政にかんする調査研究に政務調査費が正しく使用されたかどうかは、その使途が全面的に明らかにされ、住民の理解と納得の得られるものであることが何より重要です。そのためには、「 収書の1円からの公開」が一 も早く行なわれ、日常的に住民の目で確かめられることが必要です。日本共産党名古屋市会議員団はそのために全力をあげることを改めて表明するものです。

名古屋市議会運営等の改善についての申入れ

名古屋市会議長 うえぞのふさえ様
同議会運営委員長 吉田隆一様

2008年5月20日
日本共産党名古屋市会議員団
団長 わしの恵子

日本共産党市会議員団は、昨年5月19日付で提出した「名古屋市議会運営等の改善についての申し入れ」の実現を強く求めてきました。政務調査費の 収書公開は実現しましたが、まだ1万円以上という条件がついています。

市民の暮らしは格差がさらに拡大し、 困もますます広がっています。市民の暮らしを守る議会として、税金の透明性など一層の運営等の改善が求められています。

そこで、今回重点的な申し入れをするものです。次の諸事項について直ちに検討・協議し、実施されるよう申し入れます。

1 政務調査費の領収書公開を1円以上にする。

政務調査費については、「名古屋市政務調査費の交付に関する条例」等を改正し、1円以上の 収書及び会計 を議長に提出し、それを公開の対象に加え、使途の透明性を高める。

2 政務調査費の額は、月額55万円から50万円に減額する。

3 「一日1万円の議員手当」＝会議出席に係る費用弁償は廃止する。

理由は、

- ① 報酬を月99万円受けていること。
- ② 会議出席のための交通費以外根拠がないこと。
- ③ 市民生活が厳しい折、市議会としての姿勢を示すこと。
- ④ 大阪市や横 市をはじめ廃止がすすんでいること。

4 議員の任期中に一回を予算化している海外視察旅費（1人120万円）は廃止する。

海外視察が 例化しており、必要性があいまい。本来、視察・調査は、政務調査費により行うべきである。

5 市政調査旅費（委員視察＝年間1人30万円）は廃止する。

議員の視察は、議案審議をはじめ議会活動の一環としての調査を行うものであることから、政務調査費を充てるようにする。

6 以上5点を含む議会改革のための特別委員会を設置する。

繰り返す航空自衛隊小牧基地での軍用機事故についての申し入れ

名古屋市長 松原 武久

2008年5月21日

日本共産党愛知県委員会 委員長 岩中 正
日本共産党名古屋市議団 団長 わしの恵子

空自 小 基地で再びC 1 3 0 H輸送機の部 落下事故が起き、さらに本日の報道によると同基地配備の空中給 機が損 する事故がおきました。

空自 小 基地第1輸送 所属のC 1 3 0 H輸送機1機は、今月16日に 中に同機の部 が落下する事故を起こしていたことが19日の報道で明らかになりました。落下部 は、同基地の報告によると同機 主 ドア 材長さ約2・8m、重さ310 、直 17ミリで、着 後の 後2時45分 に行われた 行点検で発見されたとされています。また 落した経路は、小 基地の約4 m東から 行場の間と推定されていると同基地は説明していますが、事故原因等の詳細は不明です。

さらに重大なことは、国内で初めて、同基地に配備されたKC 7 6 7空中給 ・輸送機の1号機が、配備後6日目の3月5日に、同基地整備格納庫での検査中、「 の前 部にあり着 時に使う『内側スラット』が 然、 同時に下がり、ちょうど上に向かって開いていたエンジンのカバーとぶつかり、両 とも 方が壊れ」、 行できなくなっている事故を起こしたことです。同機の説明書に欠陥があり、 員教育すらしないまま、配備・ 行 験 を強行し、事故につながる危険な状況をつくりだしたことは、昨年10月31日の名古屋空港での整備点検・テスト 行中の 空自 2支援戦 機の重大事故を 起させます。同機のこうした事故は構造自体に問題のある、「欠陥機」との疑念を抱かせます。また、こうした重大事故を発生から今日まで隠し続けた同基地の責任は重大であり、基地を管理する能力と基地の存在そのものが問われます。

県営名古屋空港では米 機による 事使用が増大し、イラク派 の拠点基地となっている小 基地では、タッ アンド ーや低空 行など自 の ・ も実戦さながらの しさです。名古屋空港の県営化(05年2月17日)後においても米 使用、 空自 やテスト 行による事故や環境基準を上回る公害は、 然として重大問題になっています。

名古屋空港・小 基地にかかわる事故についてもこれまで数十名が死亡していますが、05年3月に同基地のC 1 3 0 H輸送機が 系 のトラブルで緊急着 し 路が一時 された事故や、07年2月にC 1 3 0 H輸送機が 引中に連結が外れて立ち 生し、3便が中部空港に 着地を変更した事故、昨年10月31日、 空自 2支援戦 機が離 に失敗・ 上する重大事故、11月28日には米海 18戦 機2機が県営名古屋空港に緊急着 をする事故が起きています。こうした事故が再発防止になんらいかさず、今回、KC 7 6 7空中給 ・輸送機の1号機の事故、さらに 空自 小 基地第1輸送 所属のC 1 3 0 H輸送機による部 落下事故を起こしたことに對して強く 議するものです。

これらの事故はすべて 用機の事故であり、同基地は事故のたびに原因究明と再発防止を述べるだけで有効な手立てが取られておらず、周辺住民、県民の命と安全が かされています。こうした状況を踏まえて、以下の点について貴職に要請します。

記

- 一、今回の 空自 小 基地におけるKC 7 6 7空中給 ・輸送機の1号機の事故と、第1輸送 所属のC 1 3 0 H輸送機の部 落下事故について、自 に対して原因究明と整備点検、安全 行の在り方、教育など再発防止策を明らかにするよう求め、周辺住民への説明会を開催させること。
- 二、一が実施されるまでC 1 3 0 H輸送機の 行を中止し、KC 7 6 7空中給 ・輸送機2機の配備、行 験をただちに中止し、 去するよう求めること。
- 三、名古屋空港周辺自治体をはじめとする愛知県の上空での 事 ・ を行わないよう求めること。

四、自 の事故や 罪などの情報について関係自治体(同上)と周辺住民に直ちに情報を公表するように求めること。

第10回生物多様性条約締約国会議についての談話

08年5月31日

日本共産党名古屋市議員団
団長 わしの恵子

日本共産党名古屋市議員団は第10回生物多様性条約締約国会議の名古屋市開催を歓迎します。わが党議員団は市民のみなさんと力を合わせ、藤前干潟、海上の森を保全せよとし、守ってきました。この会議が多様な生物の生存を求める理念通りのものになるように、議員団として力を尽くすものです。

2007年度政務調査費の収支報告書の自主公開にあたって

(記者クラブでの談話)

2008年6月2日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

日本共産党名古屋市議団の07年度政務調査費の概要は、交付額5,335万円に対して支出4,089万円余であり交付額の76%を活用し、1,247万円余をしました。なお 分のうち485万円は、わが党が政務調査費を毎月一人55万円から50万円に下げるべきだとの主張に基づいて を予定したものです。

議員団の政務調査活動としては、市立病院への地方公営企業法全部適用、動物園の再生、自転車駐車場対策、学童保育、バイオマスタウン構 などに関する他都市への視察調査を実施し、都市再生などのシンポジウムにも積極的に参加してきました。市政 談会を議会毎に開催し、市政報告とともに市民の声を聞き、市議団ニュースを発行して団の政策や市政の諸問題を市民に紹介してきました。

07年度の党市議団の支出件数は424件で、「1万円以上」は202件でした。来年度から公開の対象になる「1万円以上」は金額面では支出総額の99%をしめますが、件数では支出総数の半数にもなりません。こうしたわが党の状況から見ても、「1万円以上の公開によって、使途の透明性が確保された」とは言えず、「1円以上」の全面公開にただちに踏み切るべきです。

(※収支報告書は資料の項にあります)

資料

- 資料1 20年度予算の 行についての 命通達 (4月1日)
 資料2 日本共産党市議団が政務調査費の収支報告書を発表 (6月1日)
 資料3 市議会各会派の発表した政務調査費の収支報告書 (6月1日)
 資料4 後期高齢者医療の保険料の厚生労働省調査の結果 (名古屋市分)
 資料5 名古屋市「子どもたちの豊かな放課後」の基本的な考え方(案)についての見解 (6月12日)

資料1 20年度予算の執行について (依命通達) (3月31日)

平成20年度予算の執行等について (副市長依命通達)

平成20年度の本市の財政状況を見通すと、歳入の根幹である市税収入では、個人市民税において 用情勢の改善による個人所得の増加や、法人市民税において企業収益の改善により、それぞれ増収となることから市税収入全体では一定の増収が見込まれるものの、歳出においては、医療費や介護費、職員の退職手当などの伸びが避けられない 然として厳しい財政状況にある。

予算 成にあたっては、「新財政健全化計画」や「第3次行財政改革計画」を強力に推進するとともに、元気な名古屋を維持し、「都市の意志」が感じられるまちづくりを進めるため、「名古屋新世紀計画2010第3次実施計画」を市民との協同により着実に推進する必要がある、「環境」、「交流・産業」、「安心・安全」、「ひと・未来」の4つを重点テーマとして、限られた財源の効率的・重点的な配分に努めることとした。

そのため、引き続き中期的な財政収支見通しに基づく財源配分型の予算 成により、「名古屋新世紀計画2010第3次実施計画」実現のための財源確保を図るとともに、「新財政健全化計画」に掲げた将来世代へ負担の先送りをしない、持続可能で強固な財政基盤の確立をめざして、市税のいっそうの徴収努力を進め、未利用土地の積極的な売却などによる保有資産の有効活用、事務事業の見直しとコスト 減、行政評価による施策のシフトなど、歳入と歳出両面からのさらなる健全化の取組みに加え、行政改革等推進債の発行などにより財政の確保を図ったところである。

しかしながら、サブプライム住宅ローン問題や原 価格の高 に加え、円高や食料 ・原材料費の値上げなどにより、 気の先行きには不透明感があり、予算の 行には十分留意する必要がある

また、不適正な会計処理が行われていたことに対し、一 も早く市民の信頼を回 するため、よりいっそうの 減努力と厳正な 行が求められている。なお、今年度中には、区予算の 行管理にかかる改革を検討することとしていることから、この結果を踏まえ、適切に対応する必要がある。

平成20年度予算の 行にあたっては、こうした基本的な考え方を念頭に置き、議会における議論や要望等に留意しつつ、施策・事業の計画的、効果的、効率的な展開を図ることにより、低コストで良質なサービスの提供に努めなければならない。

具体的には下記のとおりとする。

記

1 歳入歳出予算の配当および配当替え

- (1) 歳入予算は、当初に全額配当する。
- (2) 歳出予算は、次のとおり配当する。

ア 国、県補助に係る建設事業については、補助の内定後に所要額を配当することとする。また、道路目的財源が充当されている事業については、国の制度改正が明らかになり次第、所要額を配当する。

イ 起債事業については、起債許可の見通しがつき次第配当する。

ウ ア、イのほか、主要な建設事業、新規事業などについては実施計画確定後配当する。

エ 上記のほか、第17 公有財産 入費から第28 出金(第20 扶助費を除く。)のうち特定のものは、その都度配当する。

オ アからエまでに掲げる経費を除き、原則として予算額の60%を4月1日に配当する。その残額については、上半期終了時点での 行状況の提出を求め、収入の状況及び経済情勢などを考慮のうえ、11月1日に

配当する。

なお、アからエに係る歳出予算の配当要求については、財政局長への合議または協議に基づき行う。

カ 配当された予算の他の局長または区長への配当替えにあたっては事業 行について十分に意思 通を図るとともに、区予算の 行管理の一元化を踏まえ、適切に対応すること。

2 予算 行上の留意点

(1) 歳入

歳入は、財政運営の基 となるものであるから、その早期確実な収納に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。

ア 市税収入については、課税対象の的確な 及び滞納整理の促進など徴収率の向上を図り、その確保に最大限努力すること。

イ 使用料及び手数料については、滞納分の早期の徴収に努めるなど、収入の確保を図ること。

公の施設については、積極的なPRにより利用率の向上を図るとともに、サービスの一層の充実に努めること。

ウ 国庫支出金については、国の措置内容を的確に するとともに、積極的にその確保に努めること。

国の行財政制度を的確に し、補助の打ち切り、 減となるものについては、安易に肩代わりすることなく、事業の必要性、効果などを参 の上、適切に対応すること。

エ 県支出金については、常に県担当部と連絡を保ち、収入の確保に努めること。特に、補助制度の変更については、国庫支出金と同様、適切に対応すること。

オ 処分可能な土地については、売却することにより財源の確保を図るとともに、当面利用予定のない土地については、一時貸付を行うなど有効活用を図ること。

カ 市債については、地方債計画等の内容を的確に し、その確保に努めること。

(2) 歳出

ア 建設事業については、一層のコスト 減に努めるとともに、年度間を通じての計画的な 行を図り、繰越を生じないよう努めること。

なお、公共事業等 行計画(別 様 1)を4月15日までに財政局長に提出するとともに、毎月末日現在の公共事業等 行状況調(別 様 2)について、 月10日までに報告すること。

イ 細 整理をする科目は、次のとおりである。

報酬(行政委員会・ 属機関の委員等報酬)

職員手当等(超過 務手当、期末及び 手当、児童手当)

貸金(臨時職員費)

要費(食 費)

備 入費(車両 入費)

ウ 予算規則第9条第2項の規定により、人件費・物件費相互間の流用は行わないが、その他の経費についても りに流用することのないよう計画的な 行に努めること。

3 合議・協議事項

(1) 予算規則第14条第1項第4号の規定により、次の事項については、予め財政局長に合議すること。

ア 土地基金による用地の取得及び土地開発公社等への用地の取得 頼

イ 新たに繰越明 費及び債務負担行為を必要とする事業の計画及び 行の決定
債務保証契約及び損失補償契約の締結

エ 将来の財政に影響を及ぼす事業の計画及び 行の決定

(2) 予算規則第14条第2項の規定により、次の事項については、予め財政局長に協議するものとする。

ア 1 (2) イ及びウに係る 行の計画(施設の運営方法、維持管理費、所要人員等にかかる計画を含む。)

イ 国・県支出金に係る事業計画、交付申請及び国・県支出金の削減により本市負担額の増加を生ずる事業 行の決定

ウ 公共用地先行取得費、都市開発用地取得費、土地基金及び土地開発公社等による用地の取得決定

エ 予算の 行内容を大幅に変更するもの

(3) 施設建築物の基本設計、実施設計にあたっては、施設整備費だけでなく維持管理費の 減についても考慮し、主管局及び住宅都市局で十分調整するとともに、早期に財政局長に協議すること。

4 その他

- (1) 土地開発公社が長期にわたり保有する土地については、土地開発公社経営健全化計画を踏まえ 取得を 頼した局において、国庫補助等の活用により、分割も含め、積極的に買 入を行うとともに、事業計画そのものを見直し、他の利用を再検討するほか、売却についても検討すること。
- (2) 保有土地については、適正な貸付及び管理に努めるとともに、積極的な活用を図ること。なお、土地の効率的利用と各種公共施設の整備推進を回るため、アセットマネジメント推進検討委員会における検討状況を踏まえ、公有財産運用協議会において調整すること。
- (3) 資金管理については、予算規則第7 第2項に基づき、支払資金の割当てを行うこととするが、合理的かつ効率的な資金管理に資するため、日々の収入・支出を可能な限り 行い、よりの確な収支見込の作成に努めること。
- (4) 外 団体等の所管局においては、外 団体等が上記に準じて適正に予算を 行するとともに、経営改善計画などの着実な推進により一層の経営の合理化・健全化を図るよう、指導すること。

資料2 日本共産党市議団の政務調査費収支報告書

◆2007年度政務調査費収支報告書

(収入の部)

科 目	収入額(円)	摘 要
政務調査費	53,350,000	名古屋市から交付
利 息	23,239	預金利子
合 計	53,373,239	

日本共産党名古屋市議団は、2007年度の政務調査費収支報告書を発表しました。

日本共産党市議団では、 望する市民には、1円からの公開をしています。

なお今年度分からは1万円以上に限って公開する条例改正が2月に行われています。来年5月に公表されます。



(支出の部)

科 目	決算額(円)	摘 要
調 査 費	588,869	他都市への視察として横 市(市立病院地方公営企業法全部適用、保育民営化)、大阪市・広島市(政務調査費)、大阪市(天 動物園と自転車駐車場)、さいたま市(学童保育)、上越市(バイオマスタウン)、 山市(ライトレール)。情報収集に必要な会への参加として、全国保育問題研究集会、社会福祉研究交
研 修 費	279,900	東海自治体学校参加費、夏 議員研修会参加費、市区町村議会議員研修会など
会 議 費	124,735	団会議、市政 談会、市政報告会、国民保護計画学 会などの会場費
資料作成費	2,003,400	予算要求書、予算組み替え案、市政資料、 真の P E代など
資料 入費	932,934	各種新聞、「 庁速報」、「介護保険法令集」、「地方自治関係実務」、「社会福祉 法」、「介護保険情報」、「 法全書」など
広 報 費	16,184,022	「市議団ニュース」(10回)発行、市議団ホームページ作成・更新など
事 務 費	1,901,522	電話使用料、コ ー機のリース料、パ コンリース料、コ ー用 、文具など
人 件 費	18,882,676	事務局員(4人)の給料および社会保険料・労働保険料など事業主負担分
合 計	40,898,058	

(収入支出差引残額)

12,475,181円

※残額は市長に しました。

資料3 市議会各会派の政務調査費収支報告書

市議会各会派の公表した政務調査費収支報告書(与党会派)

		民主党			自民党			公明党			名古屋市委員会		
		金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考
収入	政務調査費	177,100,000			91,300,000			92,400,000			59,400,000		
	利息	42,050			4,087			3,148			0		
	合計	177,142,050			91,304,087			92,403,148			59,400,000		
支出	調査費	32,695,666	18.6	委託費、交通費、宿泊費等	10,569,107	12.0	政務調査時の旅費、委託費等	25,054,647	29.7	団の他都市調査をはじめ調査に要した交通費、宿泊費など	6,870,297	11.5	政務調査時の旅費等
	研修費	6,504,082	3.7	会場費、会費、交通費、宿泊費等	2,889,017	3.2	研修に伴う会費、交通費等	3,217,547	3.8	研修のための会場借上料、交通費など	6,176,282	10.4	研修に伴う諸経費
	会議費	4,221,032	2.4	会場費、資料印刷費等	5,034,432	5.7	会議のための会場費、印刷費等	6,999,804	8.3	政策及び諸会議開催のための会場借上料及び費用など	3,318,889	5.6	会議打ち合わせのための費用
	資料作成費	14,154,899	8.0	印刷費、製本費、原稿料等	8,723,789	9.9	機関紙「自由市民」の作成、印刷費等	2,586,276	3.0	予算要望書をはじめ調査点検に関する資料作成に要する諸費用など	1,597,434	2.7	本会議、委員会のための諸資料、市政報告書の作成費
	資料購入費	3,461,603	2.0	書籍、新聞、雑誌等	1,029,351	1.1	図書、新聞の購入費等	4,710,970	5.6	新聞、書籍、雑誌、ビデオテープ代など	934,852	1.5	図書、新聞の購入費等
	広報費	26,684,504	15.2	印刷費、送料等	10,841,553	12.3	通信、広報、郵送費等	6,814,496	8.1	市議会ニュース発行及び市政報告会、市民相談に要する諸費用など	2,598,107	4.3	通信、広報費等
	事務費	48,730,473	27.7	事務用品、備品代、通信費、送料等	21,088,219	23.9	事務用品、備品代等	31,828,185	37.8	事務所費及び事務用品代、電気料、切手代、パソコン経費など	12,210,805	20.5	事務用品等
	人件費	39,207,835	22.3	調査研究活動補助者実費等	27,945,699	31.7	政務調査を補助するための人件費	3,014,699	3.5	アルバイト代など	25,693,334	43.2	調査研究を補助するための雇用に要する費用
合計		175,660,094	100		88,121,167	100		84,226,624	100		59,400,000	100	
残余		1,481,956	99.1%		3,182,920	96.5%		8,176,524	91.1%		0	100%	

市議会各会派の公表した政務調査費収支報告書(諸派)

		市民ネット			社民党・ローカルパーティー			民主党クラブ			自民党クラブ(今はない)		
		金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考	金額	比	備考
収入	政務調査費	6,600,000			6,600,000			6,600,000			550,000		
	利息	673			2,829			1,209			0		
	合計	6,600,673			6,602,829			6,601,209			550,000		
支出	調査費	74,040	1.1	調査費、市民アンケート費	525,407	13.6	他都市調査千葉つくば市	1,966,600	32.1	市及び地方行政財政に関する調査活動に要した経費	209,107	38.1	交通費及び熱量代
	研修費	0	0		59,627	1.5	「子育て支援事業を聞く会」「後期高齢者問題研究会」	125,500	2.0	調査活動報告書等の研修会や講演会等に要する経費	67,553	12.3	会議の会費及び茶菓子代、弁当代
	会議費	322,560	4.9	会場借り上げ費	1,184	0.0	会議用お茶など	80,893	1.3	調査研究活動のために行う各種会議に要する経費	4,000	0.7	議員連盟の活動に要する経費
	資料作成費	51,660	0.8	コピー費	5,610	0.1	記録用写真現像代など	102,361	1.6	調査研究及び報告のために作成した資料に要した経費	0	0	
	資料購入費	119,100	1.8	新聞購読費	188,177	4.9	朝日新聞、アエラ購入、労働新聞、書籍など	923,193	15.1	調査研究活動のために必要とした図書、資料購入経費	17,472	3.2	新聞、資料に要する経費
	広報費	3,943,357	60.3	広報誌印刷1,778,522円、発送費1,810,035円、封筒詰め費200,000円など	1,867,624	48.6	議会活動報告号12回発行、ホームページ管理費	268,935	4.4	調査研究活動で広報を主たる目的とするものの経費	64,311	11.7	通信費、郵送料
	事務費	1,782,361	27.2	車リース703,570円、コピー機リース124,320円	744,500	19.3	消耗品、郵送料、事務所費など	1,083,999	17.7	調査研究活動と報告等の事務遂行に要した経費	185,488	33.8	消耗品、光熱水費、備品の購入費
	人件費	240,000	3.6	補助員給与	451,300	11.7	議会活動報告号の編集、発送、事務所の日常業務など	1,572,218	25.6	調査研究活動補助員の雇用、手当、交通費等の経費	0	0	
合計		6,533,078	100		3,843,429	100		6,123,699	100		547,931	100	
残余		67,595	98.8%		2,759,400	58.2%		477,510	92.7%		2,069	99.6%	

資料 4 後期高齢者保険料厚労省調査結果 (名古屋市分)

(厚労省調査資料) 名古屋市 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) の保険料と国保保険料との比較 (様式 1)

整理 番号	国保料率等 (19年度)										長寿医療料率 (20年度)		その他	
	賦課 方式	所得割 算定方式	保険料計算における料率等 (%, 円)				基礎賦課総額における 割合 (%)				所得割 率 (%)	均等割 額 (円)	国保被保 険者数 (19年度 末、人)	国保特会への 法定外一般会 計繰入 (18年 度、千円)
			所得 割合	均等割 額	平等 割合	資産 割合	所得 割合	均等 割合	平等 割合	資産 割合				
	2方式	道府県民 税額等	107%	43,381	0	0	50%	50%	0%	0%	7.43%	40,175	783,935	16,262,349

世帯区分	収入区分	国保			長寿医療制度移行後				
		軽減 割合	独自 減免	国保保険 料 (円)		軽減 割合	国保の 独自減免	保険料 (円)	合計額 (円)
単身世帯 (75歳以上)	年金79万円	7割	○1	0		7割	—	12,000	
	年金201万円	2割	○2	72,600		2割	—	67,800	
	年金400万円	—	—	290,500		—	—	210,600	
夫婦世帯 (夫婦ともに75歳 以上)	夫: 年金79万円	7割	○1	0	夫の長寿保険料	7割	—	12,000	24,000
					妻の長寿保険料	7割	—	12,000	
	夫: 年金201万円	2割	○3 ○4	56,700	夫の長寿保険料	2割	—	67,800	99,900
					妻の長寿保険料	2割	—	32,100	
	夫: 年金400万円	—	○3	274,900	夫の長寿保険料	—	—	210,600	250,700
					妻の長寿保険料	—	—	40,100	
夫婦世帯 (夫: 75歳以上。 妻 75歳未満)	夫: 年金79万円	7割	○1 ○4	11,000	夫の長寿保険料	7割	—		23,000
					妻の国保保険料	7割	○4	11,000	
	夫: 年金201万円	2割	○3 ○4	56,700	夫の長寿保険料	2割	—		96,100
					妻の国保保険料	2割	○3・○4		
	夫: 年金400万円	—	○3	274,900	夫の長寿保険料	—	—		240,900
					妻の国保保険料	—	○3		
同居世帯 (計3人: 75歳以 上高齢者1人、子 供夫婦 (夫婦と もに75歳未満))	高齢者: 年金79万円 (世 帯主: 子供夫婦の夫)	—	○3	238,000	長寿保険料	—	—	40,100	247,700
					国保保険料	—	—	207,600	
	高齢者: 年金201万円 (世帯主: 子供夫婦の夫)	—	○2	289,000	長寿保険料	—	—	75,800	283,000
					国保保険料	—	—	207,600	
	高齢者: 年金400万円 (世帯主: 高齢者)	—	—	498,200	長寿保険料	—	—	210,600	418,200
					国保保険料	—	—	207,600	

備考	○1: 7割または5割軽減の適用を受ける世帯に属する75歳以上の者→均等割全額減免 ○2: 65歳以上の者で所得金額が141万5千円以下の者→市県民税の所得割額の25% (調整控除前) 及び均等割額の50%を減免 (本市の所得割算定基礎は税減免後の税額を用いている。) ○3: 市県民税の所得割を課されていない65歳以上の者 (7割または5割軽減に該当する者を除く) →均等割額の3割減免 (2割軽減に該当する場合は1割減免) ○4: 世帯の市県民税額が5,000円以下 (○1に該当する場合を除く) →1人あたり2000円を減免
----	--

(記入要領)

- (1) 国保料率等については、19年度の保険料率等を記入すること。
- (2) 長寿医療料率については、20年度の保険料率を記入すること。
- (3) 「賦課方式」については、「4方式」、「3方式」、「2方式」の別について記入すること。
- (4) 「所得割算定方式」については、「旧ただし書」、「本文」、「住民税」の別を記入すること。また、「住民税」の場合については、「市町村民税所得割額」、「市町村民税額」、「道府県民税額等」の別も記入すること。
- (5) 「所得割合」については、%表示すること。
- (6) 「資産割合」については、一世帯あたりの金額を記入すること。(計算方法については、資産割賦課総額÷総世帯数であるが、計算できない場合は18年度全国平均18,973円 (世帯あたり) を使用すること)
- (7) 「基礎賦課総額」における割合については、%表示すること。
- (8) 「国保被保険者数」については、平成19年度末現在の被保険者数を記入すること。
- (9) 「国保特会への法定外一般会計繰入」については、平成18年度の法定外一般会計繰入額を記載すること。
- (10) 「軽減割合」については、「7割」、「5割」、「2割」、「6割」、「4割」の別について記入すること。また、軽減が適用されない場合は、「—」と記載すること。
- (11) 「独自減免」については、独自減免が適用される場合は「○」と、連用されない場合は、「—」と記載すること。独自減免がある場合は「備考」欄にその内容及び要件を記載すること。
- (12) 「国保保険料」については、19年度の料率等を使用し計算し、年額を記入すること。
- (13) 「長寿保険料」については、年額を記入すること。
- (14) 住民税方式を採用している市町村においては、単身世帯の場合、基礎控除 (33万) のみを考慮すること。夫婦世帯・同居世帯の場合、基礎控除 (33万) + 配偶者趣除く33万) のみを考慮すること。
- (15) 夫婦世帯については、妻の収入は基礎年金など153万以下とし、夫が資産全部を持ち、夫の収入が変化しなかったとして計算すること。
- (16) 同居世帯 (計3人) については、子供夫婦の所得は夫の事業所得180万円のみとし、高齢者が資産全部を持ち、高齢者の収入が変化しなかったとして計算すること。

国保料は19年度の料率を適用したが、19年度の住民税激変緩和を適用しないという厚労省からの指示どおりに算定。適用は次ページ

前ページの厚労省調査を名古屋市の実際の計算方式にした場合の

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料と国保保険料との比較（参考）

国保料率等										長寿医療料率 (20年度)	
賦課 方式	所得割 算定方式	19年度保険料計算における料率等(%, 円)				20年度保険料計算における料率等(%, 円)				所得割 率(%)	均等割 額(円)
		医療分所 得割率	医療分均 等割額	支援金分 所得割率	支援金分 均等割額	医療分所 得割率	医療分均 等割額	支援金分 所得割率	支援金分 均等割額		
2方式	道府県民 税額等	107%	43,381			85%	37,809	22%	9,992	7.43%	40,175

世帯区分	収入区分	国保(19年度)			長寿医療制度移行後(20年度)					差額 (20-19)
		軽減 割合	独自 減免	国保保険 料(円)		軽減 割合	国保の 独自減免	保険料 (円)	合計額 (円)	
単身世帯 (75歳以上)	年金79万円	7割	○1	0		7割	—	12,000		12,000
	年金201万円	2割	○2	55,670		2割	—	67,800		12,130
	年金400万円	—	—	244,540		—	—	210,600		-33,940
夫婦世帯 (夫婦ともに 75歳以上)	夫:年金79万円	7割	○1	0	夫の長寿保険料	7割	—	12,000	24,000	24,000
					妻の長寿保険料	7割	—	12,000		
	夫:年金201万円	2割	○3 ○4	56,730	夫の長寿保険料	2割	—	67,800	99,900	43,170
					妻の長寿保険料	2割	—	32,100		
	夫:年金400万円	—	○3	226,860	夫の長寿保険料	—	—	210,600	250,700	23,840
					妻の長寿保険料	—	—	40,100		
夫婦世帯 (夫:75歳以 上。妻75歳 未満)	夫:年金79万円	7割	○1 ○4	11,010	夫の長寿保険料	7割	—	12,000	24,330	13,320
					妻の国保保険料	7割	○4	12,330		
	夫:年金201万円	2割	○3 ○4	56,730	夫の長寿保険料	2割	—	67,800	99,260	42,530
					妻の国保保険料	2割	○3 ○4	31,460		
	夫:年金400万円	—	○3	226,860	夫の長寿保険料	—	—	210,600	244,060	17,200
					妻の国保保険料	—	○3	33,460		
同居世帯 (計3人: 75歳以上高 齢者1人、子 供夫婦(夫 婦ともに 75歳未満))	高齢者:年金79万 円(世帯主:子供 夫婦の夫)	—	○3	165,810	長寿保険料	—	—	40,100	184,380	18,570
					国保保険料	—	—	144,280		
	高齢者:年金20 1万円(世帯主:子 供夫婦の夫)	—	○2	254,900	長寿保険料	—	—	75,800	275,190	20,290
					国保保険料	—	—	199,390		
	高齢者:年金400 万円(世帯主:高 齢者)	—	—	435,090	長寿保険料	—	—	210,600	409,990	-25,100
					国保保険料	—	—	199,390		

備考	○1: 7割または5割軽減の適用を受ける世帯に属する75歳以上の者→均等割全額減免 ○2: 65歳以上の者で所得金額が141万5千円以下の者→市県民税の所得割額の25%（調整控除前）及び均等割額の50%を減免（本市の所得割算定基礎は税減免後の税額を用いている。） ○3: 市県民税の所得割を課されていない65歳以上の者（7割または5割軽減に該当する者を除く）→均等割額の3割減免（2割軽減に該当する場合は1割減免） ○4: 世帯の市県民税が5,000円以下（○1に該当する場合を除く）→1人あたり2000円を減免
----	--

- * 厚労省の実態調査では、国保料は19年度の料率を用いて、19年度まで残っていた住民税の激変緩和措置はないものとして、19年度国保料を試算していた。20年度の妻の国保料も19年度の料率で算定。
- * 名古屋市の計算方式では、19年度国保料は19年度の料率と住民税の減免をすべて考慮して算定。20年度の国保料は20年度国保の仮算定料率を使用。住民税減免も20年度で算定。

資料5 名古屋市「放課後子どもプラン」の撤回を

学童保育の要件を満たさず、トワイライトスクールに一元化する「放課後子どもプラン」は撤回せよ

—名古屋市「子どもたちの豊かな放課後」の基本的な考え方(案)についての見解—

2008年6月12日

日本共産党名古屋市議団

名古屋市は、子どもたちの放課後施策として「名古屋市放課後子どもプラン(称)」創設に向けて「『子どもたちの豊かな放課後』の基本的な考え方(案)」を示し、新たな「モデル事業」を実施するとしている。

しかし、この「名古屋市放課後子どもプラン」およびその「モデル事業」についての基本的な考え方には、事実上トワイライトスクールに学童保育を取り込み一元化する方向が示されている。これは名古屋市の学童保育を根本的に破壊するものであり、また児童福祉法がめざすものにも反し、このまま容認するわけにはいかない。

現在、この案については市民意見の募集が行われているが、現時点での日本共産党市議団としての見解を表明し、子どもたちの豊かな放課後についての名古屋市の考え方こそ基本的に改めるよう求めるものである。

問題点その1 有識者の検討委員会「提言」の核心と学童保育施策の歴史的到達点＝留守家庭児童にとっての「生活の場」への認識が問題

市は「トワイライトスクール」と「留守家庭児童健全育成事業(学童保育)」のよりよいあり方について、有識者による検討委員会を設置し、07年12月に検討結果が「提言」としてまとめられた。

この「提言」は、いくつかの弱点をふくみながらも、基本的には二つの事業それぞれの必要性を認めたうえで、とくに「児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、新たに市主体による放課後児童クラブを実施」することを求めるなど一定の評価ができる提言であった。

ところが、今回の「『子どもたちの豊かな放課後』の基本的な考え方(案)」(以下、「考え方」と略す)では、「提言」が協調していた、留守家庭児童にとって「生活の場」のもつ特別の重要性を、事実上否定してしまった。「考え方」では、「生活の場」も「遊び」や「体験」の場などと同様にすべての子どもたちにとって重要だと一般化してしまい、結果的には留守家庭児童にとっての「生活の場」が持つ特別の重要性を認めないものとなっている。

従って「考え方」では、放課後施策の必要性について「子どもの育成と保護者の 労の両立」と言いながらも、それに独自に対応する施策には何らふれることなく「すべての子育て家庭を対象とした支援」の必要性を述べるだけにとどまっている。

「提言」は、名古屋市が責任をもって任命した有識者が、時間をかけて調査し議論をした結果として、二つの事業それぞれの役割を認め、とりわけおこなっている「放課後児童クラブ(学童保育)」について市の主体的な取り組みを求めた。ところが「考え方」では、市の取り組みをすべての子どものための施策だけに一元化するものとなっており、留守家庭児童へはそのなかで一定の「配慮」が必要としているだけである。これは検討委員会の結論＝提言の 心部分を理解していないか、意図的にすり替えたと言わざるを得ない。

そもそも学童保育の施策は、もともと児童館事業などすべての子どもが対象となる施策に されていた。それが、共働き家庭の増加など社会状況の変化や学童保育の事業と運動の発展のなかで、留守家庭児童への独自施策の必要性が社会的に認められるようになり、名古屋市では児童館のなかに独自に学童保育が設けられ、また国レベルでも関係者の り強い運動もあり、学童保育が児童福祉法にも位置づけられ法制化されるなど、すべての子どもを対象とした施策から、相対的に独立した施策へと発展してきた。市の「考え方」は、こうした経過を踏まえることなく、子どもたちの放課後のあり方をめぐる議論を数十年前のレベルまで後退させる、に逆行したものと言わざるを得ない。

問題点その2 名古屋市放課後子どもプランは、児童福祉法に基づく放課後児童クラブ（学童保育）と認められず国庫補助の対象とならない

「考え方」では、トワイライトスクールと名古屋市が主体となって新たに実施する児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業とを一体的に行う、としている。ところが「考え方」で示された事業の運営内容では、放課後児童健全育成事業とは べないのである。

学童保育への国の補助は、多くの関係者の長年の運動で改善されてきている。法に基づく事業かどうかは、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業等実施要 」（以下、要 と略す）に該当するか否かが、ひとつの重要な判断基準であろう。

日本共産党名古屋市議団は先日、厚生労働省から市の「考え方」について説明を聞いた。そこでは現在の「考え方」のままでは、次の四点が国庫補助の対象となるには問題があると確認できた。

①生活の場としての機能が十分確保される専用スペース は専用部屋を設けているか

「要 」（要）では「同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること」とある。

「考え方」では「一人ひとりの子どもの状況に応じて、情緒の安定を図るために必要な休息やくつろぎの場としての専用スペースを確保します」となっている。これでは、すべての子どものための静養スペースであり、放課後児童の生活の場としての専用スペースとは言えず、補助の要件を満たさない。

②放課後児童に専任対応できる指導員が存在するか

「要 」（要）では「放課後児童の健全育成を図る者（放課後児童指導員）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること」となっている。「考え方」では、「運営指導者（事業全般を総 ）」「子ども指導員（遊びや生活の指導や援助、保護者に対する子育て支援を行う）」「地域協力員（子どもたちの遊びの相手になるなど）」を配置する。指導員はいるが、放課後児童に専任する体制ではない。補助事業の対象はあくまで放課後児童であって、すべての子どもに対応する業務につく指導員は、補助対象とはなりえない。

③放課後児童の人数（定数）が確定するのか

「要 」（要）に基づく補助単価は、入所児童数及び年間開設日数に基づき決定される。よって、「すべての子ども」が対象では補助できない。「考え方」では「 間保護者が家庭にいないことなどにより子育てへの援助を 望する家庭の子どもに対しては、開設時間の延長や日々の生活への援助などの取り組みを実施」「この取り組みは、原則として1～3年生の子ども、健全育成上指導を要する子どもを対象」とはあるが、受け入れ定員についてふれていない。定員の定めもないような公設の放課後児童クラブはあり得ない。

④開所時間は十分か

「要 」（要）では「開所時間については、一日平均3時間以上」としている。「考え方」には、留守家庭への配慮は開設時間の延長であり、その経費は保護者負担で、という考え方が示されているが、5時まではすべての子どもを対象にした事業であり、5時からたとえば7時までは留守家庭児童を対象にした施策だとすると、開所時間が足りず、補助を受ける条件を満たさない。トワイライトスクールの延長モデル事業のようないわゆる「5時から学童」では、国の基準からすると学童保育とは べないのである。

名古屋市は、学童保育に対する助成拡充の要求に対しては、市の財政が厳しいことを理由にして前向きな回答をしない。財政が厳しいというのなら、市が主体的に行う新たな事業をわざわざ国庫補助の対象とならないように運営する、というのはどういうことか、理解に苦しむ。

一体型の運営であっても、最低限、放課後児童健全育成事業の補助要件は満たすように、つまり学童保育を、すべての子どもを対象にした事業から明確に区別する物理的人的運営体制の確立こそ行うべきである。

問題点その3 一体型の運営に固執しては、学童保育が必要な量的水準（新待機児ゼロ作戦では小学校低学年の60%に提供）は達成できない

今年2月に厚生労働省が発表した「新待機児童ゼロ作戦」では、10年後の目標として放課後児童クラブ（小学

1年～3年）の提供割合を現行19%から60%に引き上げることを目標にし、今後3年間で集中重点期間としている。

ところが名古屋市の放課後児童クラブの提供割合はわずか6%というのが現状である。「考え方」には、学童保育の定員についての整備目標もない。ただ小学校でトワイライトスクールと一体型で行うという形態だけがはっきりしているが、既存の学童保育とトワイライトスクールの連携については、何も述べていない。16校のモデル実施からたとえ全校実施へと広げたとしても、小学校における一体型だけでは、底、国の目標にはく及ばない。市の「考え方」は、学童保育に対する国の新たな指針を踏まえたとは、底思えない。

子どもたちの放課後の生活は、学校生活から切り離れた独自の世界であり、その過ごし方も多様であるべきだ。すべての子どもたちを学校の空間に囲い込むことが、子どもたちの豊かな放課後を提供することにはならない。

その他の問題点について 運営主体と事業推進委員会のあり方にも疑問あり

モデル事業の実施計画や指導者研修、検証・評価などは、事業推進委員会を組して総合的に検討するとしながら、モデル事業の運営に関しては、なぜか16ヶ所すべてを名古屋市教育スポーツ振興事業団に委託することが前提とされている。しかしこの財団には、留守家庭児童健全育成事業の経験も実績もない。また推進委員会委員は市民公募すら予定していない。これではモデル事業の運営や評価が、客観的・科学的に行われるのか、市民や関係者からも疑問の目で見られることになるのではないかと。

結論 市の「考え方」は一旦撤回し、あらためて量質ともに豊かな学童保育を、必要とするすべての子どもたちへ提供するための放課後プランの提示を

以上、市が示した「考え方」では、国が児童福祉法に基づき整備をめざす放課後児童健全育成事業の要件すら満たさず、有識者の検討委員会が整理した二つの放課後施策それぞれの役割を再び混同させるものであり、市民と関係者が長年の努力でつくりあげてきた本市の学童保育の水準を大きく後退させるものだと指摘せざるを得ない。

市はこの「考え方」を撤回すべきである。そしてあらためて、まず市民が必要とする学童保育の量的整備目標を定め、市が主体的に行う事業もふくめ学童保育の質的水準を高めるための補助金の増額や運営基準の策定などを盛り込んだ「放課後子どもプラン」を提示することを強く求めるものである。

住民が主人公の市政に 力を合わせてがんばります



(北区)
梅原紀美子
TEL 915-2705



(西区)
わしの恵子
TEL 532-7965



(昭和区)
さとう典生
TEL 853-2801



(中川区)
江上博之
TEL 363-1450



(港区)
山口きよあき
TEL 651-1002



(守山区)
くれまつ順子
TEL 793-8894



(緑区)
かとう典子
TEL 892-5190



(天白区)
田口かずと
TEL 808-8384

ご意見・ご相談はお気軽にどうぞ
日本共産党名古屋市議員団

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所内

TEL 052(972)2071 fax 052(972)4190

e-mail dan@n-jcp.jp

名古屋市政資料 No.159

2008年8月1日

ホームページをご覧ください

<http://www.n-jcp.jp/>